

# 農林金融

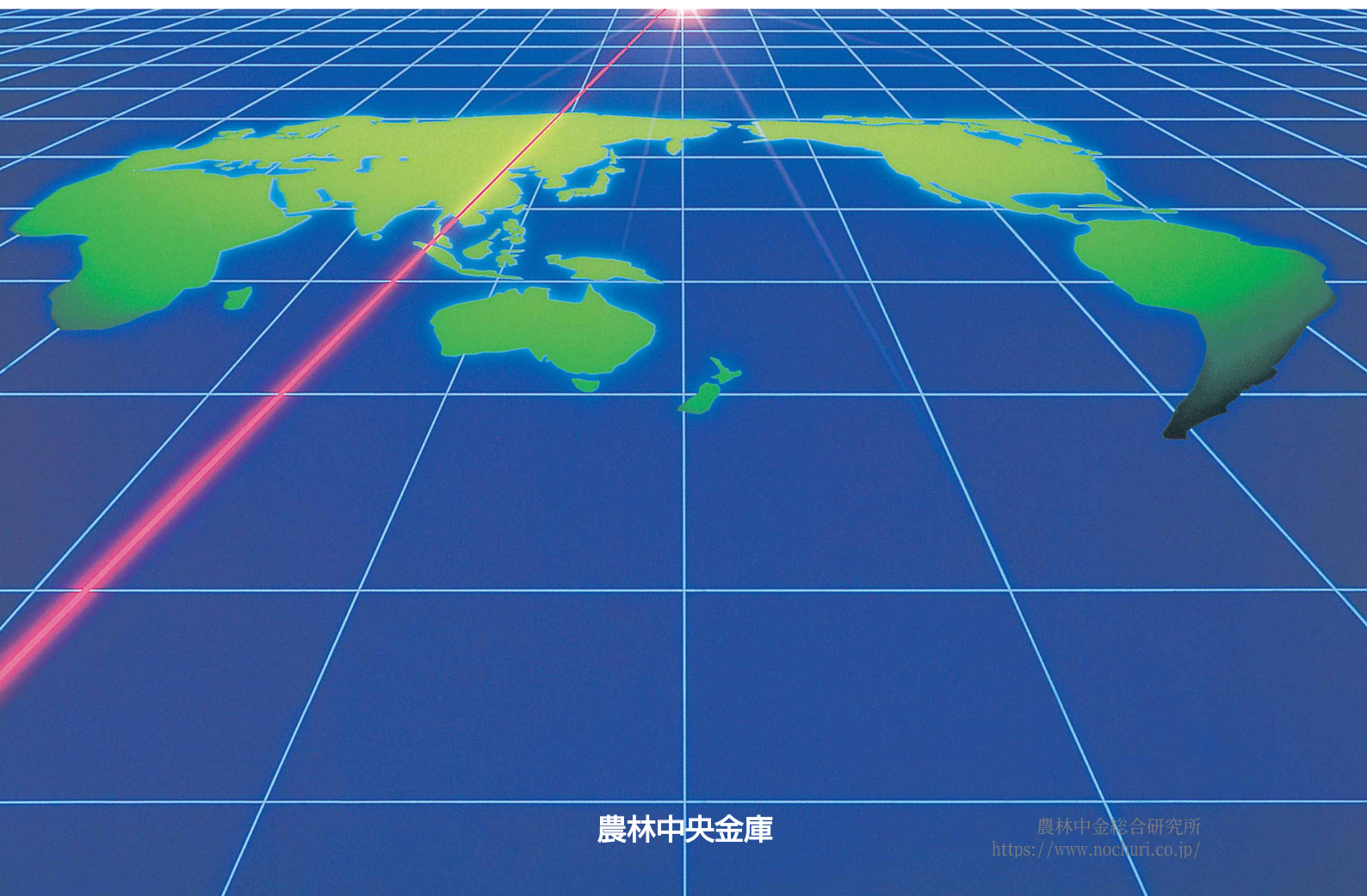
THE NORIN KINYU  
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2021 **2** FEBRUARY

## 農業構造の変化と新たな連携への挑戦

●人手不足に直面する地域の「受援力」向上を目指して

●農協による農福連携の展開



## 転換期の時代

福澤諭吉は人生半ばで明治維新となり、山本七平は25歳で終戦を迎えた。このように人生半ばで非常に大きな転換期を迎え、前後の時代で人生がちょうど半々になった人間には、「この社会とは非常に簡単に変わってしまうもの」だということと、同時に「その変化の前後を通じた一つの変わらざる原則のようなもの」が社会にはあると実感している。

ところが、戦後に生まれてずっと戦後だけを生きてきた方は、「社会というものは基本的にはぜんぜん変わらないという信仰」を実感として持ち、それを前提にしているようにしかみえないという。しかし、社会はどう変化するか分からないものなので、人生半ばで二つの世界を経験した人間から、その人生経験に基づく見方・考え方を伝えたのが『日本人の人生観』山本七平（講談社、1978年）だ。

新型コロナウイルスの感染者が国内で確認されてから1年余りが過ぎた。コロナ禍はいずれ収束・克服されると考えるが、人の集中・集積で成立していた生活と産業のあり方を抜本的に見直す契機となり、コロナ禍の前から直面していた人口減少という日本社会の課題を際立たせることにもなった。

国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口（平成29年推計）」によると、15～64歳の生産年齢人口は、95年の8,726万人をピークに2015年には7,728万人へ減少が進んだ。将来の推計値（出生中位・死亡中位推計）は30年に6,875万人、40年には5,978万人とピーク時の7割を割り込む水準へ大きく減少していく。我々は近年の物流問題に象徴されるように、労働集約型産業から人手不足の影響が顕在化している現実と向き合っており、人口減少社会への転換期に遭遇している。

新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言に伴う外出自粛・人通りの少なさは、近未来の姿を加速して我々の目に映し出しているかのようにみえる。働き方については、在宅勤務（テレワーク）とそれを支えるデジタル化の進展が定着してきたが、この流れはもう元に戻らない。一方で、国民が必要最低限の生活を送るために不可欠なサービスを提供する関係事業者は事業継続が求められている。医療、福祉施設など生活支援関係、エネルギーや通信のインフラ、農林漁業を含む飲食料品・生活必需品の供給関係、小売関係などだ。国民生活に本当に必要な事業が何なのか、エッセンシャルワーカーの確保が必要な事業が明確になった。

長期的に人口減少が続く社会をどのように再構築して内的変化を進めるべきか。デジタル化や技術革新の戦略的な対応のほかに、二地域居住など人口の地方分散の芽も生じている。過疎化のなかで農業と地域社会を維持してきた地域の取組みを育てつつ、多様な社会と働き方を認め、社会的弱者と伴走するマインドを持つことが、過去の延長線上にない未来を創出していくことにつながる。

「いまの時代も必ず終わる、しかし終わった先にまた『歴史の別の時』がある。経済成長時代にもその終わりという『区切り』から逆算して現在の自分を規定すること、こういう意識を絶えず持ちつづけていたほうがいい」というのが山本七平からのメッセージである。

（（株）農林中金総合研究所 取締役食農リサーチ部長 北原克彦・きたはら かつひこ）

今月のテーマ

## 農業構造の変化と新たな連携への挑戦

今月の窓

### 転換期の時代

(株) 農林中金総合研究所 取締役食農リサーチ部長 北原克彦

2020年基本計画における農村政策を踏まえて

人手不足に直面する地域の「受援力」向上を目指して

石田一喜 — 2

「農作業請負の仲介」と「雇用」を行う事例に着目して

農協による農福連携の展開

草野拓司 — 21

情  
勢

2020年農林業センサスにみる農業構造・農業集落の変化

内田多喜生 — 40

談話室

農業と人の国際移動

センチュリー法律事務所 弁護士 杉田昌平 — 38

統計資料 — 52

本誌において個人名による掲載文のうち意見に  
わたる部分は、筆者の個人見解である。

# 人手不足に直面する地域の 「受援力」向上を目指して

—2020年基本計画における農村政策を踏まえて—

主事研究員 石田一喜

## 〔要 旨〕

2020年3月、新たな「食料・農業・農村基本計画」が閣議決定された。今回の基本計画は、少子・高齢化が進むなかで、「農業・農村を次の世代につなぐ」ことを意識し、都市から農村の人の流れも踏まえた内容となっている。

特に農村政策は、体系的な整理がなされたうえ、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の内容をくみつつ、「関係人口」「半農半X」など多様な農との関わりを重視するなど、注目点が多い。ただし、こうした施策の執行体制については、策定後も検討が続くなど残された論点も少なくない。地域・農村に委ねた部分も多く、移住者・関係人口等も含めながら課題共有と実施体制の構築に向けた検討が欠かせない。

農村政策が第一に掲げる「農村での所得と雇用機会の確保」についても、課題共有と体制構築が必須となるが、その前段として、課題共有以前の「地域課題の棚卸し」が一層重要であり、地域の既存の組織を活用した「受援力」の向上を起点とすべきと考える。

## 目 次

### はじめに

- 1 新基本計画の特徴と本稿で考えたい点
  - (1) 新基本計画は地域政策を重視
  - (2) 地域政策をめぐる課題
- 2 農村を取り巻く状況と課題
  - (1) 耕作放棄地の増加
  - (2) 中山間地域等での集落機能の低下
  - (3) 農地として維持が困難な土地の増加

### 3 「田園回帰」「関係人口」をめぐる動向

- (1) 都市から地方への関心の高まり
- (2) 田園回帰の実践上の課題

### 4 新基本計画における農村政策の概要

- (1) 新基本計画の概要
- (2) 受援力向上が求められる点
- (3) 半農半Xにおける受援力の重要性

おわりに



## はじめに

2020年3月31日、今後10年程度先までの施策の方向等を示す農政の中長期的なビジョンとして、新たな「食料・農業・農村基本計画」（以下「基本計画」という）が閣議決定された。

今回の基本計画は、少子高齢化と人口減少が進み、農業生産基盤だけでなく、地域コミュニティの維持も困難となってしまう状況を危惧し、「農業・農村を次の世代につなぐ」ことを強く意識している。また、本格的な営農に限らない多様な農への関わりや、「関係人口<sup>(注1)</sup>」を含めた幅広い主体の参加を重視するなど、移住・新規就農に限らず、都市から農村への関心に広く応える施策を多く備える点に特徴がみられる。

特に農村政策は、「地域政策の総合化」「3つの柱」という考えに基づく体系化がなされたうえ、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」をくみつつ、多様な農との関わりを重視して「関係人口」「半農半X」を明記するなど、今後の農村の在り方を示す指針として、注目点が多い。

実際、東京一極集中の是正とは別に、近年、地方に関心を示す者が増えており、今回の「コロナ禍」を経て、さらなる増加が見込まれる。また、第2期地方創生等も相まって、都道府県・市町村が新規定住者や関係人口の創出・拡大に関心を持つケースは増えている。その一方で、農村や農業生産現場をみると、人口減少や担い手・農業労

働力不足の問題が顕在化し、その解決に向けた取組みを模索しているケースが少なくない。このように、相互のニーズが一致しやすい状況のなかで、いかに双方の希望のマッチングができるか、また、このときにいかなる仕組みの構築が必要なのかなどを検討する重要性が増している。

そこで本稿では、都市から農村への関心の高まりと農村が直面する人口減少にともなう人手不足等の課題をつなぐポイントが、20年の基本計画（以下「新基本計画」という）の農村政策にあると見据え、新基本計画の概要と論点を整理し、いま農村に求められる対応を検討してみたい。

（注1）関係人口は、特定の地域に継続的に多様な形で関わる人の総称であるが、論者によって若干の違いがある。各省庁や各論者の定義やこれまでの施策等については岡山（2019）に詳しい。

## 1 新基本計画の特徴と本稿で考えたい点

### （1）新基本計画は地域政策を重視

新基本計画は、農業の成長産業化を促すための産業政策と、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を促進するための地域政策を「車の両輪」として推進することを明記した点では、15年基本計画を引き継いでいる。

こうした産業政策と地域政策を車の両輪とする表現に対しては、①ここで想定される地域政策の範囲が狭く、地域資源管理に傾斜していること、②産業政策を補完し、「構造改革を後押し」する役割が重視され、

地域政策の自立性が失われていることなどが指摘されてきた。<sup>(注2)</sup>これらの言及は、地域政策は、食料・農業・農村基本法第34条が示す「農村の総合的な振興」に沿うべきであるにもかかわらず、十分な内容となっていないという評価にもなっている。

一方、新基本計画は、「農村を維持し、次の世代に継承していくため、農村を活性化する施策を講じ、『地域政策の総合化』を図ることが重要」との認識を示し、都市から農村への関心に応える施策を多岐にわたり備えている。それゆえ、「地域政策の総合化」の内容を吟味すべきとはいえ、安藤(2020b)も、20年の基本計画は地域政策を重視する方向に舵を切ったようにみえたとの評価に至っている。

(注2) 本指摘は、小田切(2014)、柳村(2015)等の論考の後、小田切(2019)が「農政における『車の両輪』論」として05年以降の動向をまとめている。なお、小田切(2020)は、新基本計画における車の両輪の表現について、「前基本計画以来の問題点が検証されていない」と評価している。

## (2) 地域政策をめぐる課題

ただし、新基本計画の地域政策をめぐっても、すでにいくつかの課題が指摘されている。本稿の問題意識と関連させながら、以下3つを紹介しておきたい。

### a 産業政策と地域政策をいかに「車の両輪」とするか

1つは、産業政策と地域政策をいかに「車の両輪」として推進できるのか、その方法に関する課題提起である。

新基本計画の検討段階でも、産業政策と

地域政策はすでに「表裏一体」の関係にあり、両政策を同時に進めるべきとの意見が出ていた。<sup>(注3)</sup>特に、新基本計画が地域政策の第1の柱として掲げる、地域資源を活用した所得と雇用機会の確保については、産業政策の対象となる農業生産と無関係であるとは考えにくく、両政策の連携が欠かせない。それゆえ、20年5月に発足した「新しい農村政策の在り方に関する検討会」(以下「農村政策在り方検討会」という)も、単なる地域政策だけではなく、産業政策との連携を意識して議論を進めることを検討会の方針に定めている。

例えば、「半農半X」や「農村発イノベーション」は、新基本計画では地域政策に含まれる内容ではあるが、農業、とりわけ農業生産と接点を有する。また、関係人口の創出・拡大は、地域への関心や関わりを段階的に深めることを意図しつつも、農業に関わる人を段階的に増やしていきたいという発想が背景にあるため、<sup>(注4)</sup>産業政策にかかるとの関係性を持ち得る。これらを勘案すれば、地域政策は、農業生産等にかかる産業政策との連携を多分に想定せざるをえないと考えられる。

このとき、谷口(2020)が指摘するように、都市での人口過剰と農村での人口不足をつなぐ鍵を「多様な担い手」と捉え、新しい地域農業の在り方を模索する視点が欠かせないだろう。さらに、筆者としては、地域政策起点とは逆の考え方、すなわち産業政策側から地域政策との連携を模索する視点をあらためて持つべきと考える。なか

でも、地域政策が重視する農村での所得と雇用機会の確保に対するアプローチ方法を考えることが重要ではないか。

(注3) 例えば、新基本計画の検討に向けた課題の整理を議題とする「第84回 食料・農業・農村政策審議会 企画部会」(19年12月23日開催)において、大橋部会長、岡司委員、柚木委員等が同趣旨の発言をしている。

(注4) 関係人口は、地域への関心や関わりを段階的に深めていくための仕組みであり、本来、農業との関係は必須ではない。しかし、新基本計画では、その検討段階から、農村関係人口を増やし、とりわけ農業に関わる人を増やすことを重視する発想がみられ(「第83回 食料・農業・農村政策審議会 企画部会」[19年12月9日開催]における牧元農村振興局長の発言のほか、農村政策在り方検討会でも同趣旨の説明がみられる)、最終的な新基本計画も、関係人口の創出・拡大を援農・就農等に効果的につなげていくことを目指す内容となっている。

## b 「受援力」の向上

いわゆる「地域づくり」では、地域の思いや地域課題に対する危機感を共有し、当事者意識を持つことが重要といわれている。また、移住者や関係人口の地域との関わりが、本当の意味で地域づくりへの貢献となるためには、事前の地域課題の共有が欠かせない<sup>(注5)</sup>とされている。さらに、20年7月に発足した国土交通省「ライフスタイルの多様化と関係人口に関する懇談会」(以下「多様化・関係人口懇談会」という)では、「地域の弱みの交換」といった新しい視点を導入して、「地域側が棚卸しした課題」を地域外にも伝え、地域において関係人口との「関わりしろ」(地域外の人材が地域をよくするために関わっていける、伸びしろ)をみいだしていくことが重要という意見も出ている。

しかし、こうした課題共有や関わりしろ

をみいだす場合、その前提となる、地域による課題発見や魅力発信が重要となる。農村政策在り方検討会の委員でもある指出が提案する「編集力」は、地域全体を棚卸しして、いまある資源を再発見、再定義し、分かりやすい言葉で魅力を伝えることを重視する発想であり、この前提の重要性をあらためて喚起する内容となっている<sup>(注6)</sup>。これに併せて本稿では、2点目として、「受援力」向上の重要性を主張したい。受援力とは、地域においてボランティア等の人を受け入れる際の環境・知恵の総称であり、「受け入れる力」として特に防災関連で広く普及している用語である<sup>(注7)</sup>。地域の受援力向上では、平時からの備えと関係者間の課題共有以前のプロセスが欠かせないものとされ、幅広い情報収集と収集した情報の集約化を通じたニーズの明確化に重点が置かれている。それゆえ、情報収集をいかにスムーズかつ適切に行い、課題を可視化できるかをポイントとする検討が行われており、地域政策でも参考となる点が多い。

(注5) 地域づくりについては、総務省人材力活性化・連携交流室「地域づくり人育成ハンドブック」を参照。関係人口の地域づくりへの貢献については、総務省「これからの移住・交流施策のあり方に関する検討会報告書一「関係人口」の創出に向けて一」(18年1月)に詳しい。

(注6) 『月刊ソトコト』編集長でもある指出一正氏は、「ライフスタイルの多様化等に関する懇談会」(19年度)とこれを継承する多様化・関係人口懇談会(20年度)の委員でもある。編集力については、JAグループに対する私のオピニオン([https://org.ja-group.jp/about/opinion/1711\\_2](https://org.ja-group.jp/about/opinion/1711_2))でも重要性を述べている。

(注7) 受援力は、心理カウンセリング等でも利用されているが、『都市政策』13年4月号が「東日本大震災を教訓とした受援力強化に向けた新たな

な取り組み」という特集を組み、内閣府（防災担当）が「地域の『受援力』を高めるために」というパンフレットを作成しているように、防災ボランティア活動の分野では一般に使用されており、多分野での引用も増えている。

### c 農村政策の執行体制の構築

3点目として紹介するのは、新基本計画において、農村政策の執行体制が具体的に示されていないことから生じる課題である。安藤（2020a）も指摘するとおり、新基本計画は、「関係府省、都道府県・市町村、民間事業者など、農村を含めた地域の振興に係る関係者が連携し、現場の実態と課題やニーズを把握・共有した上で、その解決や実現に向けて、施策を総合的かつ一体的に推進する」ことを明示しているが、関係者間の連携の具体的な在り方やどのような施策をどのような手順・体制で進めるべきかなどに関する具体的な言及はなく、多くを各地域・農村に委ねている。農村ごとに状況・課題が異なる事情はあるとはいえ、「農村」を主語として、新基本計画の内容を解釈し、対応するためのヒントが別途あってもよいように考えられる。<sup>(注8)</sup>

また、関係者に含まれる民間事業者のうち、農業者以外の事業者の役割を想定することがそれほど容易ではなく、所得と雇用機会の確保に限っていえば、農協について、具体的な明記はない。施策の実施にあたり地域の核となるような存在が、新基本計画内では希薄であり、今後、地域での話し合いが必要なポイントとなる。とりわけ、こうした役割を果たす事業体の新設をする場合は、話し合いの範囲や事業体の活動範囲

も論点となるため、従来の話し合いの単位である集落でよいか、より広い範囲として中山間地域等直接支払制度等の集落協定を活用するかなど留意点が多いことが見込まれる。

なお、上記の受援力では、情報の集約化を通じたニーズの明確化と明確となったニーズに対する対応体制の連携が鍵とされている。農村政策についても、情報収集、情報の集約化、施策の実施などの各種機能の分担を勘案しながら、執行体制の在り方を検討すべきと考える。

上記の問題意識のもと、ここから先では、まず農村を取り巻く状況と課題、都市から農村への人の流れに関する直近の動向を確認し、新基本計画の農村政策の具体的な内容をみていきたい。その後、農村政策在り方検討会と20年5月に発足した「長期的な土地利用の在り方に関する検討会」（以下「土地利用在り方検討会」という）の検討状況も踏まえながら、新基本計画において残された論点を整理しつつ、上記の問題意識に沿って、農協も関与する受援力向上の在り方を検討していきたい。

**(注8)** 農村政策在り方検討会では、平井委員が地域づくりにおいて「地域を主語としてみる」ことが重要であり、「目標、課題を設定する」ところを地域の皆さんに分権することが内発性の条件であると述べている（平井太郎「地域づくり人材育成—ともに育つ仕組みの方向性」〔第2回農村政策在り方検討会〔20年6月30日〕報告資料〕）。

**(注9)** 新基本計画の農村政策において農協の役割が明記されているのは、地域コミュニティ機能の形成のための場づくりの推進役と「地域づくり」の取り組みを行う多様な組織の一員、あるいは鳥獣害対策に参画する主体の一員としての想



定といった3か所である。

## 2 農村を取り巻く状況と課題

日本の総人口は08年をピークに減少に転じ、少子・高齢化が一層進んでいる。

15年8月に策定された第2次国土形成計画および第5次国土利用計画は、こうした本格的な人口減少に初めて正面から取り組む国土計画であり、現在、人口減少下における国土の適切な利用管理の在り方を検討中である。<sup>(注10)</sup>ここで農村は、都市と比べて人口減少が深刻、かつ高齢化も20年程度先行しているとして、集落資源の管理水準や集落機能の一層の低下が懸念されている。特に以下3点は、国土管理上、重大な懸念事項とみられている。

**(注10)** 具体的な議論は、国土審議会計画推進部会の各委員会が中心となって進めている。ここで検討内容については、「国土管理専門委員会」が21年春頃、「国土の長期展望専門委員会」が21年初夏頃に最終とりまとめを公表予定である。

### (1) 耕作放棄地の増加

1点目は農地利用率の低下、またその帰結としての耕作放棄地の増加である。

農業・林業は、「働けるうちはいつまでも」と考える高齢就業者が多い。事実、就業者数に占める65歳以上の割合が全産業中最も高く、20年の農林業センサスによれば、個人経営体の基幹的農業従事者のうち7割弱が65歳以上である。<sup>(注11)</sup>とはいえ、さすがに70歳を超えると、規模縮小あるいは離農に至るケースが急増する。高齢就業者が農業を支える状況が早々に終わりを迎えると懸

念されているのが足元の状況である。

また、農林水産省が以前実施した調査<sup>(注12)</sup>では、「高齢化・労働力不足」が荒廃農地発生の最大要因であった。よっていま進んでいる高齢化が、農地利用率の低下に帰結する可能性は高い。さらに近年は、農地集積を進めていた農業者が、高齢を理由に突如離農するケースも増えている。特に集積していたほ場が複数集落に及ぶ場合は、その対応が急務となっている。

こうした状況への対策を兼ねて、現在、市町村では、集落を基本単位とする人・農地プランの実質化に向けた話し合いを進めている。<sup>(注13)</sup>実質化を通じて、将来（5～10年）にわたって地域の農地利用を担う「中心経営体」に関する方針を定め、離農等が生じた農地の引き受け手を事前に確定しておくことで、農地利用の確保を狙っている。

しかしながら、すでに4割超の農業集落が、農地集積を進める中心経営体として想定される認定農業者、集落営農組織ともに存在しない状況にあり、実質化自体容易ではない。このように農地の引き受け手が十分ではない場合は、「将来方針」として入作者や移住者など新たな人材の受入方針を定めることが求められていることもあり、就農を希望する移住者等への期待が高まることにもつながっている。

**(注11)** 20年農林業センサスの概要については、内田（2021）に詳しい。

**(注12)** 農林水産省農村振興局「耕作放棄地に関する意向及び実態把握調査（平成26年）」

**(注13)** 人・農地プランの実質化をめぐる動向等については、石田（2020a）の前半部および石田（2020b）にまとめている。

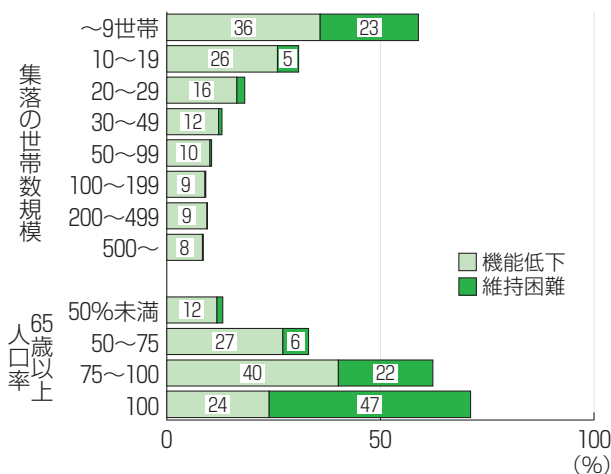
## (2) 中山間地域等での集落機能の低下

2点目は、中山間地域を中心に、集落機能が低下し、外部不経済が生じることである。

総務省が過疎地域の集落を対象に行った調査によれば(注14)、平地、中山間地を問わず、9割程度の集落が集落住民だけで各種の集落機能(資源管理、生産補完、生活扶助)の維持に対応している。ただし、その維持状況については明らかな差がみられ、中間地、山間地では「機能低下」「維持困難」の割合が高く、とりわけ山間地は1割が「維持困難」となっている。

また、世帯数と65歳以上人口比率に応じた状況を整理すると(第1図)、集落の世帯数が少ないほど、あるいは集落人口の65歳以上人口率が高いほど、集落機能の低下傾向がみられる。ただし過疎地域でも、世帯数が9世帯を下回る集落の割合は現状1割強にすぎない。一方、65歳以上が過半を占める集落はすでに3割強存在しているため、

第1図 集落機能の維持状況  
(集落世帯数、65歳以上人口率別)



資料 第1表に同じ  
(注) 集計対象は、6万3,237集落。

予断を許さない状況だといえる。

なお、15年農林業センサスを分析した橋詰(2020)も同様の傾向を明らかにしている。すなわち、集落人口が9人以下、あるいは高齢化率が50%を上回ると、農業生産を議題とする寄り合いの開催や集落での農業用排水路の保全・管理活動の停滞が顕著となる傾向が確認されている。この結果

から、農村資源や集落機能の維持には、最低限度の集落規模が必須という仮説を考えることもできる。集落機能が維持される条件等を見定めるうえでも、さらなる検証が必要であり、もし本仮説が正しいのであれば、新たな定住者の確保が国土管理の観点からもより重要となり得るだろう。(注15)

(注14) 本調査の結果は、総務省地域力創造グループ過疎対策室「過疎地域等における集落の状況に関する現況把握調査報告書」(20年3月)に詳しい。

(注15) 本稿では深く触れないが、農地法

第1表 集落機能の維持状況等

(単位 %)

|              | 集落住民が維持している割合 |        |        | 集落機能の維持状況 |      |      |
|--------------|---------------|--------|--------|-----------|------|------|
|              | 資源管理機能        | 生産補完機能 | 生活扶助機能 | 良好        | 機能低下 | 維持困難 |
| 都市的地域(4,424) | 83.6          | 83.2   | 90.4   | 92.7      | 7.1  | 0.2  |
| 平地(19,678)   | 95.4          | 95.7   | 96.2   | 89.9      | 9.2  | 0.7  |
| 中間地(18,739)  | 94.2          | 94.4   | 95.5   | 80.4      | 16.9 | 2.6  |
| 山間地(19,932)  | 93.6          | 93.8   | 94.3   | 62.1      | 27.7 | 9.9  |

資料 総務省地域力創造グループ過疎対策室「過疎地域等における集落の状況に関する現況把握調査報告書」(20年3月)

(注) 1 過疎地区が対象。( )内は各地域区分に該当する集落数。

2 集落の持つ各機能の定義は以下のとおり。

資源管理機能: 水田や山林などの地域資源の維持・保全にかかる集落機能。

生産補完機能: 農林水産業等の生産に際しての草刈り、道普請などの相互扶助機能。

生活扶助機能: 冠婚葬祭など日常生活における相互扶助機能。

では農作業常時従事要件を定め、農地の近傍での定住を前提としている（糊澤（2018）など）。また、集落機能の維持のために最低限の集落人口が必須という仮説が成り立つのであれば、多面的機能・集落機能の維持を目指す新基本計画は、暗に移住者等の集落への定住を前提とすると解釈することもできる。この点については、20年8月の土地利用在り方検討会（第3回）において、安藤委員が発言しているとおり、総戸数が少ない集落に注目して地域資源の保全状況を整理し、保全ができていない集落の特徴をみいだすような検討が別途必要だろう。なお、15年度に開催されていた農林水産省「地域資源の維持・管理の在り方に関する検討会」では、元集落住民や親戚・縁者の管理も含む集落外からの「通い耕作」の意義と限界、さらには、その成立条件などを議論していた。コンパクトシティや小さな拠点、関係人口を勘案すると、集落が連携する資源管理の在り方や「通い耕作」を通じた地域資源の管理をあらためて検討しつつ、定住が持つ意義の再検討が必要のように感じられる。

### （3） 農地として維持が困難な土地の増加

3点目は、担い手不足から農地としての利用が維持できない土地が増えることに対する懸念である。これが、農地利用に限らない新たな在り方を模索すべきではないかという問題提起にもつながっている。

「国土の長期展望専門委員会」（第5回、20年1月開催）<sup>（注16）</sup>における橋詰の報告は、集落活動の停滞傾向が顕著な集落（人口が9人以下かつ高齢化率が50%以上の集落）を「存続危惧集落」とみなし、この集落数が30年後に4倍に増えること、そこに位置する20万haの農地が「維持するのが確実に難しいであろう最低限の面積」となることを予測している。こうした状況が危惧されるなかで、国土管理専門委員会では、戦略的な「撤退・縮小」を含めて、農地としての利用以外の

新たな土地管理の方法を検討すべきという声があがっている。この時、多面的機能を含めて農地利用を条件として発揮される機能等があるのか、あるいは農地として利用しないことで新たに生じる問題があるのか等が留意点とされ、いずれも今後の検証が必要となっている。

もちろん、農業分野でも維持困難な農地に関する意見が出ている。例えば、全国農業会議所は、担い手が利用しない農地について、粗放的な利用を含む多様な農地利用<sup>（注17）</sup>を幅広く推進すべきことを提案している。また、今後の農地利用の在り方を具体的に検討する場である、土地利用在り方検討会は、粗放利用や低コストでの農地維持管理方法にとどまらず、森林への計画的転換等の可能性を検討中である。ただし、植林後に放棄された土地が逆に防災上問題となりやすいという事例が報告されるなど、農地以外の利用の在り方を検討することは決して容易ではない。

まとめると、これまでの議論は、どちらかといえば、農地利用の確保を通じて多面的機能ないし集落機能の維持を目指すものであった。これに対して、現在検討され始めているのは、外部不経済が生じず、かつ低コストの土地管理の在り方である。そこで、こうした土地管理における農村の役割、またそのときの農村の在り方を考えるべきタイミングとなっている。

以上3点を紹介したが、ほかにも農村の人口減少にともなう懸念事項が多数存在する。一方で、この間に都市から農村への移

住や交流への関心が高まっており、国土審議会等も、「田園回帰」や「関係人口」の流れから国土管理の新たな担い手が生まれることを期待している。

そこで、これらの人の流れに関する直近の状況を次にみることにしたい。

(注16) 本報告の内容は、橋詰登「農業集落の変容と将来予測—農業センサス等に基づく統計分析から—」(国土審議会計画推進部会 国土の長期展望専門委員会〔第5回〕〔20年1月31日開催〕資料)として公表されている。

(注17) 全国農業会議所「次世代に継承する活力ある農業・農村の再構築のための政策提案—新たな食料・農業・農村基本計画の実現を目指して—」(20年6月)

### 3 「田園回帰」「関係人口」をめぐる動向

#### (1) 都市から地方への関心の高まり

現在に続く都市から農山漁村への関心の高まりは、2000年代半ば以降、顕著となっている。同時に、農山漁村も集落支援員や地域おこし協力隊など「外部人材」に対する期待を高めるようになり、現在に至っている。

さらに「田園回帰元年」(小田切・筒井編著(2016))と呼ばれる15年以降は、都市住民が地方での生活を望むことや人々が都市と農村を行き交うことなどを広く含む「田園回帰」という総称が一般化したことも契機となって、さらなる関心が集まり、政策的にも田園回帰を推進する機運が高まった。

ただし、初期の段階での田園回帰は、移住・定住か交流・観光という考えが主流であり、移住ありきの場合のハードルの高さ、

あるいは観光など短期的な交流の限界が度々課題として指摘されていた。

そこで、移住人口と交流人口の間に位置し、地域づくりの担い手となるような地域外の人材を指す「関係人口」という新たな考え方が生まれ、移住・定住によらない新たな地域との関わり方が提示された。16年11月に発足した総務省の「これからの移住・交流施策のあり方に関する検討会」は、9回の検討会を通じて、こうした関係人口の厚みと広がりの中に、さらなる田園回帰を展望することを目指し、18年1月に最終報告書をまとめている。なお、関係人口の考え方は、20年から25年の地方創生の方針を示す「第2期『まち・ひと・しごと創生総合戦略』」(19年12月)にも大きく反映されている。新たに追加された観点である「地方とのつながりを築く」では、関係人口を「地域の力」としていくことを目標に据えており、その創出・拡大に向けた取組みがより活発化する契機となっている。<sup>(注19)</sup>

(注18) 関係人口の考え方や課題等については、田中(2017)のほか、19年2月26日に開催されたまち・ひと・しごと創生本部「人材・組織の育成及び関係人口に関する検討会」(第1回)における小田切の報告資料(「『関係人口』と『地域運営組織』をめぐる論点」)が全体像を紹介している。

(注19) 第2期総合戦略の策定後、関係人口への関心は一層高まった。しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大により、物理的に地域に「行く」「通う」が困難になるなかで、関係人口の取組みを再考すべき状況となっている。20年7月の「まち・ひと・しごと創生基本方針2020」、20年12月の第2期総合戦略の改訂は、感染症による意識・行動変容を踏まえた内容となっており、20年度に発足した多様化・関係人口懇談会や「関係人口の実態把握ワーキンググループ」は、コロナ禍以降の方向性を模索する議論を行っている。



なお、コロナ禍以降における関係人口の動向については、田中（2020）がコロナ禍をプラスに捉える3つの視点を提示しつつまとめており、参考となる。

## （2）田園回帰の実践上の課題

このように「田園回帰」「関係人口」の関心が高まるなかで、17年の総務省調査、19年、20年の国土交通省調査、20年のまち・ひと・しごと創生本部調査は、農村に関心を持つ人が懸念するポイントを明らかにし、これらの結果が、実践上の課題を軽減する対応の検討材料となっている。<sup>（注20）</sup>

主な結果を紹介すると、まず、移住をとまなう田園回帰に関する最大の懸念事項は、仕事の確保となっている。例えば、総務省の調査では、過疎地域に移住する際の最大の重視事項は「生活が維持できる仕事（収入）があること」であり、若い世代ほど収入減少を含めた仕事に関する不安が大きい。それゆえ、今後強化を求める内容をみても、就業・就労支援や仕事・就職に関する情報発信の強化を求める声が最も多くなっている。

なお、地方創生は、「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環を地方に確立することを一貫して目指している。いまは、ここに所得・収入の確保という観点の導入が必要であり、移住後やりたい仕事として最多となっている農業・林業でも考慮が必須であろう。

これに次ぐ移住時の懸念事項は、住居・住宅の確保である。住居費は生活コストに直結することもあり、年齢層を問わず気に

する声が多い。また、移住後に何らかの方法で農業に関わりたいというニーズを持つ者は、農地の確保に難しさを感じている。農地権利の取得に関する制度的な課題となる下限面積要件については、すでに地域再生法の一部改正により創設された既存住宅活用農村地域等移住促進事業を通じて影響が緩和されている。<sup>（注21）</sup> よって今後は、実際に住居と農地を求める希望者に対するマッチングをいかにはかることができるかが課題となってくると考えられる。

そのほか、関係人口を含めると、「地域の人とつながりを持てる場の確保」を求める声が多い。関係人口の厚みを増していくうえで、農山漁村に関心を持った人に対する、地域の対応が問われる内容であり、そのための受け皿づくりの重要性を認識すべき結果となっている。

ちなみに、これらの点は、地域おこし協力隊の課題とも重複する。平井・曾我（2020）は、協力隊の成果を左右する要因として、収入・貯蓄に関する展望が得られること、地域との関係が悩みでなくなることの2つをあげており、収入については、複数の収入源を確保する「多業」を含めた起業・就農支援策の拡充、地域との関係については隊員と地域の関係者とで地域づくりをとともに進めていこうとする関係構築を急務としている。

地域外から人材を受け入れる際の課題に共通する傾向を踏まえたうえで、次に新基本計画が示す内容をみていきたい。

（注20）総務省調査は17年11月～12月に実施。調査

結果は、総務省地域力創造グループ過疎対策室「『田園回帰』に関する調査研究報告書」（18年3月）にまとまっている。国土交通省は19年9月と20年9月に「地域との関わりについてのアンケート」を実施。19年度調査結果は報告書として20年2月に公表済みであり、20年度調査は、多様化・関係人口懇談会において結果が報告されている。まち・ひと・しごと創生本部の調査は20年1月～3月に実施。結果は「移住等の増加に向けた広報戦略の立案・実施のための調査事業報告書」（20年3月）で確認できる。

（注21）田園回帰等も踏まえ、国土交通省土地・建設産業局・住宅局は18年3月に「『農地付き空き家』の手引き」をまとめており、農地法第3条に基づく農地の権利取得における下限面積要件（原則：都道府県50a、北海道2ha）を制度的制約と整理している。ただし、以前から各市町村の判断により、原則となる下限面積を小さくすることは可能であった。今回の既存住宅活用農村地域等移住促進事業は、下限面積を引き下げる特例をより円滑に可能とする仕組みであり、20年1月施行となった「地域再生法の一部を改正する法律」に含まれる内容である。本事業の活用にあたっては、市町村が当該事項を記載した地域再生計画を事前に作成する必要がある。詳細は内閣府地方創生推進事務局が公表するガイドラインに詳しい。

## 4 新基本計画における農村政策の概要

### （1）新基本計画の概要

第2図のように15年と20年の基本計画における「農村の振興に関する施策」の内容をまとめてみると、重複する施策内容は少なくない。しかし、各種施策の位置付けが整理され、これまで紹介してきた都市から農村への人の流れを踏まえた新施策が追加されるなど、相違点もみられる。以下、特徴となる点をあげてみたい。

### a 施策の体系化と「しごと」への注目

加集（2020）も指摘するとおり、新基本計画は、所得と雇用機会の確保（しごと）、定住条件の整備（くらし）、農村を支える新たな動きや活力の創出（活力）という「3つの柱」のもと、各施策を体系化している。この点は、「人口減少社会における農山漁村の活性化」という項目を有しながら、ジビエ利活用や農泊、農福連携等を個別に項目化している農林水産業・地域の活力創造プラン（以下「活力創造プラン」という。20年12月15日の改訂版が現時点の最新版である）と対照的である。

また、3つの柱のうち、第1の柱が所得と雇用機会の確保となっていることも注目点である。地方創生のひととしごとの好循環と同じく、農村に人を呼び込むためには、移住時の最大の懸念点でもあった、仕事・所得の確保が欠かせないと認識されていることがうかがえる。さらに、15年基本計画や活力創造プランが個々にあげていた取り組みを総括する考え方として「農村発イノベーション」が新たに提示されている。農村発イノベーションは、活用可能な農村の地域資源を発掘し、磨き上げたうえで、これまでにない他分野と組み合わせる取り組みという説明のとおり、技術革新を前提とせず、地産地消など地域経済循環の仕組みも対象とするような幅広い発想である。これまでの取り組みの多くが、農業を含む一次産業を起点としがちであり、15年基本計画では農村への農業関連産業の導入などを強調していたところ、他産業との連携など、より広

## 第2図 新基本計画と2015年基本計画との関係

### 15年基本計画

|                                                                                                                                                                                  |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 多面的機能支払制度の着実な推進、地域コミュニティ機能の発揮による地域資源の維持継承                                                                                                                                     |
| ①多面的機能の発揮を促進する取組<br>(ア)多面的機能支払制度<br>(イ)中山間地域等直接支払制度<br>②「集約とネットワーク化」による集落機能維持等<br>・「小さな拠点」等の推進、「通い耕作」など多様な関係者による役割分担<br>③鳥獣被害への対応                                                |
| 2. 多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出                                                                                                                                                      |
| ①地域の農産物等を活かした新たな価値の創出<br>・加工、直売、観光農園、農家レストラン・民宿等<br>②バイオマスを基軸とする新たな産業の振興<br>③地域が主体となる再生可能エネルギーの生産・利用<br>④農村への農業関連産業の導入等による雇用と所得の創出<br>・農村への農業関連産業の誘致による就業機会の拡大                   |
| 3. 多様な分野との連携による都市農村交流や農村への移住定住                                                                                                                                                   |
| ①観光、教育、福祉等と連携した都市農村交流<br>・「農観連携」、訪日外国人旅行者の呼び込み、福祉農園<br>②多様な人材の都市から農村への移住・定住<br>・交流人口の増加を移住・定住へと発展する取組<br>・移住・定住希望者が「お試し」的に居住できる仕組み<br>・「地域おこし協力隊」への名称一括化と推進<br>③多様な役割を果たす都市農業の振興 |

### 20年基本計画

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 地域資源を活用した所得と雇用機会の確保(第1の柱≒しごと)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| ①中山間地域等の特性を活かした複合経営等の多様な農業の推進<br>②地域資源の発掘等と他分野との組合せ等を通じた所得と雇用機会の確保<br>(ア)農村発イノベーションをはじめとした地域資源の高付加価値化の推進<br>(イ)農泊の推進<br>(ウ)ジビエ利活用の拡大<br>(エ)農福連携の推進<br>(オ)農村への農業関連産業の導入等<br>③地域経済循環の拡大<br>(ア)バイオマス・再生可能エネルギーの導入、地域内活用<br>(イ)農畜産物や加工品の地域内消費<br>(ウ)農村におけるSDGsの達成に向けた取組の推進<br>④多様な機能を有する都市農業の推進                                                                             |
| 2. 中山間地域等をはじめとする農村に人が住み続けるための条件整備(第2の柱≒くらし)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| ①地域コミュニティ機能の維持や強化<br>(ア)世代を超えた人々による地域のビジョンづくり<br>(イ)「小さな拠点」の形成の推進<br>(ウ)地域コミュニティ機能の形成のための場づくり<br>※公民館が多様な主体と連携する取組を支援<br>②多面的機能の発揮の促進<br>・日本型直接支払制度(中山間地域等直接支払制度など)<br>③生活インフラ等の確保<br>(ア)住居、情報基盤、交通等の生活インフラ等の確保<br>(イ)定住条件整備のための総合的な支援<br>④鳥獣被害対策等の推進                                                                                                                   |
| 3. 農村を支える新たな動きや活力の創出(第3の柱≒活力)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| ①地域を支える体制及び人材づくり<br>(ア)地域を持続的に支える体制づくり<br>・「小さな拠点」形成、農協などの多様な組織による地域づくり、地域運営組織等の地域づくり団体の設立、集落協定の広域化等、地域運営組織等の活動を農地の利用及び管理などに広げていくことに対する支援<br>(イ)地域内の人材の育成及び確保<br>(ウ)関係人口の創出・拡大、地域の支えとなる人材の裾野の拡大<br>(エ)多様な人材の活躍による地域課題の解決<br>・地域おこし協力隊など地域外の人材を活用する取組等<br>②農村の魅力の発信<br>(ア)副業・兼業などの多様なライフスタイルの提示(半農半Xなど)<br>(イ)棚田地域の振興と魅力の発信<br>(ウ)様々な特色ある地域の魅力の発信<br>③多面的機能に関する国民の理解の促進等 |
| 4. 「三つの柱」を継続的に進めるための関係府省で連携した仕組みづくり                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |

### 活力・創造プラン(20年改訂)

|                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 7. 人口減少社会における農山漁村の活性化                                                                                                                                                                                                                                                     |
| ①農山漁村の人口減少等の社会的変化に対応した地域コミュニティの活性化の推進<br>・地域づくり、地域の就業促進・雇用創出、集落機能の維持活性化、地域おこし協力隊の拡充等<br>②都市と農山漁村の交流等の推進による魅力ある農山漁村づくり<br>・農観連携、観光地域づくり等<br>③優良事例の横展開・ネットワーク化<br>④消費者や住民のニーズを踏まえた都市農業の振興<br>⑤歴史的景観、伝統、自然等の保全・活用を契機とした農山漁村活性化<br>⑥「農泊」によるインバウンド需要の取り込み<br>⑦鳥獣被害対策とジビエ利活用の推進 |

資料 農林水産省「食料・農業・農村基本計画」(15、20年)、首相官邸「農林水産業・地域の活力創造プラン」(20年)

い視野を持つことを狙いとしている。<sup>(注22)</sup>

(注22) 諸橋 (2018) は、「イノベティブなアクション」という観点からスノー・イノベーションという造語を用いている。さらに、克雪体制支援調査の採択事例の変遷をみたうえで、イノベーションの発展段階として、モチベーションを顕在化し、仕組みを革新する「仕組みのイノベーション」、その後の「意識のイノベーション」があることを論じ、イノベーションは論理ではなく心理・意識の問題と述べている。いずれも農村発イノベーションにも共通するような重要な視点と考えられる。

## b 中山間地域等直接支払制度の位置付けの変更

小田切 (2020) は、15年基本計画では1項目をなしている中山間地域等直接支払制度が、新基本計画では定住条件の整備にかかる施策の1つになっている点に注目している。なお、直接支払制度の第5期 (20年度~24年度) の対策では、体制整備単価の受給要件が「集落戦略の作成」に一本化された。それもあって、従来の共同保全活動や農業生産活動に限らず、様々な面から中山間地域等直接支払制度の役割が期待されることとなっている。例えば、世代を超えた人々による地域のビジョンづくりの促進についても、支払制度を活用して農用地や集落の将来像を明確化する話し合いを促す方針が明示されている。また、中山間地域等の特性を生かした複合経営等の多様な農業経営の推進に関しても、支払制度による生産条件の不利性の補正が前提となっている。これらの点については、第5期対策に関して20年7月に発足した「中山間地域等直接支払制度に関する第三者委員会」の内容を今後フォローしていく必要があろう。

## c 地域運営組織に対する期待

実は15年基本計画も「お試し」的に居住できる仕組みを有するなど、交流人口や農村への移住・定住数の増加を目指す内容を含んでいた。新基本計画は、こうした方向性を維持しつつ、さらに近年の動向を踏まえ、地域を支える体制および人材づくりにかかる新たな内容を加えている。その1つが、第3の柱の冒頭に示されている、地域運営組織への注目である。地域運営組織については、すでに「まち・ひと・しごと創生総合戦略」15年改訂版が「小さな拠点」とあわせてその設立数を重要業績評価指標としており、第2期総合戦略も量的拡大と質的向上を目標としている。新基本計画は、地域運営組織に対して、集落営農組織が担ってきた生活サービスに加え、地域ごとに異なるニーズに対する総合的な事業の展開を期待しているが、さらに農業分野特有の内容として、農地の利用・管理に関する役割を期待していることが最大の特徴となっている。

## d 新たな動きや活力の創出

新基本計画は、関係人口や地域おこし協力隊のほか、20年6月に施行となった「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律」(以下「特定地域づくり事業推進法」という)の仕組みの活用を視野に入れるなど第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略とも同じく、新たな動きや活力に注目している。ただし、体系化のもとでの位置付けに特徴があり、特定地



域づくり事業推進法については、地域内の事業者を「多業」（1つの仕事のみに従事するのではなく、複数の仕事に携わる働き方）により支える人材の確保策の1つとしている。このように人材の活躍の促進を通じて地域社会の維持や地域経済の活性化をはかることを明記するなど、各政策を通じて目指すべき方向性が明確となっている。

また、「半農半X」ないしデュアルライフ<sup>(注23)</sup>（二地域居住）など農業と他の仕事を組み合わせた働き方や本格的な営農に限らない多様な農への関わりについても、農村での多様なライフスタイルを実現するための取り組みとして、農村の魅力の発信にかかる整理がなされている。この点は、移住にあたり新規就農をありきとしない方針が提示されたと解釈することができ、移住・定住者数の確保そのものを目的としていた15年基本計画と大きく異なる点といえる。

（注23）二地域居住は、都市住民が農山漁村などの地域にも同時に生活拠点を持つことであり、地域への人の誘致・移動促進策の1つとして、2000年代半ば以降、盛んに議論されている。

## （2） 受援力向上が求められる点

上記のとおり、新基本計画は多くの意欲的な内容を備えている。新基本計画からさらに具体化が必要なポイントについては、農村政策在り方検討会、土地利用在り方検討会が検討を継続中であり、最終的なとりまとめが公表された段階で、あらためてフォローすることが必要であろう。

このうち農村政策在り方検討会は、①農村の実態・要望を把握し、課題解決につな

げていく仕組みの構築としての人材育成、②政府全体で施策が十分に講じられていない課題への対応策、以上2つを主な検討事項としている。特に②は、第1の柱の「しごと」にかかる内容を多く含み、その内容は、十分な所得の確保と安心して農村で働き、生活することができる受け皿となるような事業体の育成の2つに大別できる。

第2表は、所得と雇用機会の確保にかかる内容を中心に、これまでの論点をまとめたものである。先に述べた受援力は、地域外部からの関心・支援を受け入れる際に必要なポイントを整理する概念であり、地域内での情報収集とその情報の集約・調整を通じた課題・ニーズの明確化とこうしたニーズをスムーズに満たすための施策を実行する体制構築を重視する。それゆえ、第2表にある論点についても、受援力の向上が有益となるケースが多いように思われる。以下、例として「半農半X」の論点を取り上げて、そのポイントを述べてみたい。

## （3） 半農半Xにおける受援力の重要性

### a 半農半Xにおける論点

半農半Xにおける第一の論点は、その目的をどこに設定するかである。また、これに関連して、「半農」「半X」が想定する具体的な範囲をいかに考えるべきかが議論されている。なお、半農半Xの提唱者である塩見（2003）は、「半農」を自営農業とし、「半X」を自分の能力を生かしてやりたいことと整理している。おそらく半農半Xを将来の担い手への入り口として考える場合

第2表 新しい農村政策の在り方に関する検討会における所得と雇用機会の確保に関する検討事項

|               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|---------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 検討の方向性        | <ul style="list-style-type: none"> <li>多様な形で農に関わる経済主体について、農業・農外の所得の組み合わせにより、十分な所得が確保できるようにすることが必要ではないか <ul style="list-style-type: none"> <li>農業所得の安定・向上、所得確保の手段の多角化</li> </ul> </li> <li>都市から農村への人の流れを加速化させるためには、安心して農村で働き、生活することができる受け皿となるような、農業経営と農村発イノベーションによる事業の創出活動に地域の核となって取り組む事業体を育成する必要があるのではないか</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 支援対象の整理       | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 具体的な施策対象をどうするか(農業を自営する者、非農業を自営する者、被用者も含めるか、事業体も含めるか)</li> <li>2. 非農業を自営する者をいかに支援するか</li> <li>3. マルチワーク先となる経営体等にも焦点をあてるか</li> <li>4. 事業体については、①雇用機会を創出する事業体、②地域住民に必要な不可欠な総合的な事業を展開する事業体に分類し、支援してはどうか</li> </ol>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 支援内容とその考え方の整理 | <div> <div>(被用者への支援に関わるポイント)</div> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. (半農半Xについて) <ul style="list-style-type: none"> <li>半農半Xの施策の目的(産業振興、地域振興の度合い)</li> <li>「半農」のイメージの具体化(半農は自営であるべきか)</li> <li>「半X」探しの支援の在り方</li> <li>「半X」の「X」ができる人を募集することも重要ではないか</li> <li>マルチワークの新たなネーミング(ポートフォリオワーカーの提案)</li> </ul> </li> <li>2. (関係人口について) <ul style="list-style-type: none"> <li>将来的に地域農業の担い手になり得る者の確保対策とするか</li> <li>多様な農への支援体制の在り方</li> </ul> </li> </ol> <div>(農村発イノベーション)</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>農村発イノベーションという考え方の整理</li> <li>プロセスを加味した入り方の整理(≒「なりわい就農」(注2)) <ul style="list-style-type: none"> <li>&gt;就農を開始としない在り方</li> </ul> </li> <li>支援の在り方、支援する人材の育成(≒「継業」支援(注3))</li> </ul> </div> <div> <div>(受け皿の在り方)</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>マルチワーク前提で受け入れてくれる法人の情報充実</li> <li>地域運営組織の在り方の検討 <ul style="list-style-type: none"> <li>&gt;地域運営組織の機能に応じた体制 <ol style="list-style-type: none"> <li>①協議機能と実行機能を同一の組織が併せ持つ「一体型」</li> <li>②協議機能と実行機能の組織を別々に形成する「分離型」 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 実行機能を別の法人等とするか</li> </ul> </li> </ol> </li> <li>&gt;法人格をどうするか：(現状は9割が任意団体) <ul style="list-style-type: none"> <li>- 労働者協同組合の活用も新たな選択肢に(注4)</li> </ul> </li> <li>&gt;農業関与型の地域運営組織の形成プロセスと支援策 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 地域運営組織の活動を農地利用、管理の方面に拡大することへの支援の在り方</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>特定地域づくり事業協同組合の活用パターンの検討 <ul style="list-style-type: none"> <li>&gt;派遣形態での雇用。自ら複数の仕事を自営している人は対象外</li> <li>&gt;自営している人に対する「受け皿」をどうするか</li> </ul> </li> </ul> <div>(地域づくり人材をはじめとする人材の確保)</div> </div> |

資料 各検討会の資料

(注) 1 20年12月末までの開催内容をもとに作成。

2 「なりわい就農」については、図司(2019)参照。

3 「継業」については、筒井一伸・尾原浩子(2018)『移住者による継業―農山村をつなぐパトナリレー』筑波書房、参照。

4 20年12月に「労働者協同組合法案」の可決・成立。2年以内に施行される。重頭ユカリ(2020)「コロナ禍で一層重要性が増す労働者協同組合法成立」『農林金融』11月号等参照。

は、複数のプロセスがあり得るとはいえ、自営農業を半農と捉えることは自然であろう。先行的に半農半Xの取組みを実践する島根県でも、半農は自営農業を原則としている。残る半Xの部分については、営農が確立するまでの収入源にもなるため、その確保は重要となる。しかし、図司(2019)が述べるとおり、半Xの内容があまりに農から離れることは望ましくないといえる。先にあげた島根県では、自営農業と集落営

農の業務に従事する「半農半集落営農」を積極的に進めている。半農を自営農業とした場合も、半Xを非農業と決めず、他の農業者等に雇用されるケース(半農半雇用)を視野に入れるべきであろう。なお、島根県は県内の全酒蔵に毎年アンケートを行って人手不足の状況を把握し、農業と相性がよい就労先の紹介も行っている。

一方、雇用就労を「半農」にすることがあってもよいのではないかという意見も出

ている。農村発イノベーションを含め、半Xが先に想定されるケースはあり得る。また、地域によっては、半Xを持った人を呼び込む戦略を取ることも考えられる。いずれにしても、様々なプロセスがあり得ることを念頭におき、本格的な就農が希望されたときでも、対応可能なように半農半Xへの支援内容と手順を事前に考えておくことが肝要であろう。

ただし、すべての場合において、仕事の確保がポイントとなる点は共通している。よって、受け入れる地域・農村が就労機会をスムーズに提供することが、働く人が希望するライフスタイルを支えることにも直結すると考えるべきであろう。このとき重要となるのが、「受援力の向上」である。特に農業者に関しては、以下のような想定が可能である。

まず、地域の農業者が潜在的に人手不足を感じているだけでは、あるいは職業紹介事業所等に募集をかけるだけでは、就労希望者が求める情報になることは少ない。すなわち、農業者が求人を含めたニーズを顕在化し、かつその情報を集約化したうえで、就労先として選ばれるような条件を満たしアクセスできるようにして初めて有益となる。そのためには、農業者を含む地域が、何を課題に感じ、いつ、どこで人手を必要としているか明確化するための仕組みが検討される必要がある。また逆に、移住者等がどのような就労先を希望するか、その考えを明確に把握することも重要となる。これらは、受援力の前段階の「救援力」の向

上として捉えられることもあるが、個々の課題と希望を顕在化する人材・仕組みが欠かせない。

## **b 受け皿となる仕組みの構築**

ただし、受援力を高めるためには、個々のニーズ・希望を収集するだけでは十分ではなく、これらの情報を集約する仕組みが必要となる。この点は、コロナ禍において雇用にかかる情報集約の重要性が増したことも共通するが、広域にニーズをくみ取り、同時に発信する仕組みが重要となる<sup>(注24)</sup>。例えばJAグループ北海道では、別の仕事をしながら農業もする人を「パラレルノーカー」と位置付け、一括化した求人サイトを活用しながら、広く周知する仕組みを備えている。また、JA全農おおいたは(株)菜果野(なかや)アグリと連携するなかで、個々の農業者の労働力ニーズを組み合わせ、年間を通じた就労先の確保を実現する労働力調整を行っている(草野(2020))。

さらにいえば、情報集約を行う事業体の確定がポイントとなる。新基本計画では、こうした事業体の候補に地域運営組織をあげており、地域運営組織による農業への直接関与も含めて想定している。この形成プロセスを含め、「しごと」に関連する機能発揮の在り方は、農村政策在り方検討会でも検討が続いている。なお、地域運営組織の機能は、「協議機能」と「実行機能」に分けて考えられている。寺林(2017)が、農協は協議機能に関わるべきと論じているのは、前述した救援力の向上と同義と考えられる。

ここから先、所得と雇用機会の確保にかかる施策を実行する場合の具体的な在り方を検討する必要があるが、現状、ほとんどの地域運営組織が法人格を有しておらず、地域運営組織の活動範囲も必ずしも広域ではない。機能の内容に応じて、求められる受け皿が異なることを勘案する必要がある。

この際、様々な制度が用意されていることをフォローすることは、スムーズな受援を進めるうえでも重要となろう。例えば、特定地域づくり事業推進法に基づく特定地域づくり事業協同組合は、派遣の仕組みを通じて、「地域づくり人材のベースキャンプ」をつくりやすくする仕組みである。雇用就労を希望する者が多く、かつ派遣先となって指揮命令を行う事業者が地域にいる場合であれば、非常に有益な仕組みと考えられる。一方で、自らの経営があり、多業を展開することを希望する者に対してや、派遣先となる事業者が不在で仕事を継ぐ人を求めているケースでは、派遣の仕組みには限界がある。こうした場合は、今後可能となる労働者協同組合の設立を通じて対応すべきであろう。状況に応じて、適切な仕組みも異なり、それを考えることも受援力向上のポイントといえる。

(注24) コロナ禍の就労支援に関して、広域な仕組みが重要であることについては、石田一喜「コロナが変える農業」(20年9月24日日本記者クラブ報告)でもまとめている。

(注25) JAグループ北海道のパラレルノーカーは、「農業をするから、農業もする時代へ」をコンセプトとして、多様に農業と関わるパラレルノーカー(「複業」「多業」「副業」など)などの総称となっている。

## おわりに

以上、新基本計画の概要と今後の望ましい方向性を紹介してきた。農業以外の分野でも都市から農村への人への流れが重要なテーマと捉えられるなかで、農村振興に向けて取り組むべき方向性は、おおむね明らかになったと考える。また、従来の移住・定住ありき、就農ありきという発想から離れ、関係人口などの多様なニーズの受入れを意識する必要が喚起されたことも大きな意味を持つと考える。今後はこうした方向性に対し、どのような戦略を持って取り組んでいくかであろう。すでにバトンは各地域にわたっている。「農山漁村地域づくりホットライン」や21年度に始まる「地域おこし協力隊インターン」など拡充される仕組みや「(株) おてつたび」など民間の支援サービスの活用を通じて、今後の展開が進むことを期待したい。特定地域づくり事業協同組合の設立も全国各地で進んでおり、21年度以降の動きが注目される。

この際、本稿でも取り上げた受援力の向上が鍵となろう。課題共有や地域の魅力を提示するうえでも、情報を適切に把握・集約し、知りたい人に明確に伝えることが重要である。筒井(2020)は、新基本計画の農村地域政策を「ちりばめられた感」が否めないと表現しているが、受援力の向上によって情報を組み合わせて、情報発信のイノベーションをはかることで解決可能な点もあろう。新基本計画上は別の項目になっ



ているが、多様なライフスタイルの実現と多業を通じた地域を支えることの両立はその典型であろう。

また本稿では十分触れることができなかったが、農地付きの空き家の情報などは、農協の各種の事業を通じて集めやすく、組合員の情報集約のハブとしての農協の役割は大きいと考える。また、農協等でも、求人サイトに関してスマートフォン等のアプリを活用するケースが急速に増えている。新たな技術の利用を通じて、改善可能なポイントが大きいことも念頭に置くべきだろう。

ただし、繰り返しになるが、各地域の状況、各状況に対するニーズによって、適切な対応は異なる。生源寺がいう「解答より<sup>(注26)</sup>も解法」という発想や地域の現状に関する問いの立て方が一層重要になると考えられる。これらを踏まえたうえで、今後は具体的な事例を交えながら、受援力向上の在り方を示していきたい。

(注26) 本表現は、生源寺(2016)のほか、生源寺眞一「農村社会と人材育成—地域農政未来塾を中心に—」(第3回農村政策在り方検討会〔20年7月30日開催〕報告資料)でも強調するポイントとなっている。

#### <参考文献>

- ・安藤光義(2020a)「農村政策は何を目指しているのか—農村の振興とは何か—」『農村と都市をむすぶ』6・7月合併号、104~110頁
- ・安藤光義(2020b)「『食料・農業・農村基本計画』の批判的検討—『食料・農業・農村白書』を素材として—」『経済』11月号、105~115頁
- ・石田一喜(2020a)「京都府における農地利用の確保に向けた取組み」『土地と農業』第50号、79~112頁
- ・石田一喜(2020b)「農地利用調整の広域ネットワーク」『農業と経済』2021年1・2月合併号、111~117頁
- ・内田多喜生(2021)「2020年農林業センサスにみる

農業構造・農業集落の変化」『農林金融』2月号、40~51頁

- ・岡山信夫(2019)「震災復興と関係人口—福島事例から考える—」『農林金融』3月号、34~48頁
- ・小田切徳美(2014)「『活力創造プラン農政』と地域政策」田代洋一・小田切徳美・池上甲一『ポストTPP農政—地域の潜在力を活かすために—』農山漁村文化協会、農文協ブックレット9、50~87頁
- ・小田切徳美(2019)「農村問題の理論と政策」田代洋一・田畑保編『食料・農業・農村の政策課題』筑波書房、173~219頁
- ・小田切徳美(2020)「農村政策は蘇るか」『文化連情報』10月号、20~27頁
- ・小田切徳美・筒井一伸編著(2016)『田園回帰の過去・現在・未来—移住者と創る新しい農山村—』農山漁村文化協会
- ・加集雄也(2020)「農村政策等について」『農業経済研究』第92巻第3号、286~291頁
- ・草野拓司(2020)「JA全農おおいとパートナー企業の連携による労働力支援の取組み」『農中総研 調査と情報』web誌、5月号、24~25頁
- ・榊澤能生(2018)「改めて土地所有権を考える—農地所有権の身分論的再構成覚書—」『農業法研究』第53号、63~78頁
- ・塩見直紀(2003)『半農半Xという生き方』ソニー・マガジズ
- ・生源寺眞一(2016)「決まりごとが通用しない」『農業経営研究』第53巻第4号、1~5頁
- ・図司直也(2019)『就村からなりわい就農へ—田園回帰時代の新規就農アプローチ—』(筒井一伸監修)筑波書房
- ・田中輝美(2017)『関係人口をつくる—定住でも交流でもないローカルイノベーション—』木楽舎
- ・田中輝美(2020)「コロナ禍の地域と関係人口」『ガバナンス』9月号、17~19頁
- ・谷口信和(2020)「二〇二〇年新基本計画をどうみるか—二度目の悲劇に終わらせてはならない—」『農村と都市をむすぶ』6・7月合併号、4~23頁
- ・筒井一伸(2020)「食料・農業・農村基本計画と農村地域政策—そのポイントと空間スケール—」『にじ—協同組合研究誌—』秋号、No.673、14~23頁
- ・寺林暁良(2017)「農協と地域運営組織との連携をめぐる論点」『農林金融』10月号、2~19頁
- ・橋詰登(2020)「農村地域人口と農業集落の将来予測—農業集落の変容と西暦2045年の農村構造—」『農林水産政策研究所レビュー』No.93、2~3頁
- ・平井太郎・曾我亨(2020)「曲がり角にきた地域おこし協力隊制度—ポストコロナをにらみ—」『人文社会科学論叢』第9号、151~176頁
- ・諸橋和行(2018)「スノー・イノベーション(Snow Innovation)」上村靖司・筒井一伸・沼野夏生・小

西信義編著『雪かきで地域が育つ—防災からまちづくりへ—』コモンズ、198～204頁

- ・柳村俊介（2015）「本気度が問われる『車の両輪としての産業政策と地域政策』」『農業と経済』9月号、23～32頁

（いしだ かずき）

## 発刊のお知らせ

### 農林漁業金融統計2020

A4判 188頁  
頒 価 2,000円(税込)

農林漁業系統金融に直接かかわる統計のほか、農林漁業に関する基礎統計も収録。全項目英訳付き。

編 集…株式会社農林中金総合研究所  
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-11 TEL 03(6362)7753  
FAX 03(3351)1153  
発 行…農林中央金庫  
〒100-8420 東京都千代田区有楽町1-13-2

〈発行〉 2020年12月

# 農協による農福連携の展開

——「農作業請負の仲介」と「雇用」を行う事例に着目して——

主任研究員 草野拓司

## 〔要 旨〕

近年、農業における人手不足解消や障害者の雇用を生む機会として、農福連携の取組みが注目されており、拡大の動きがみられる。そのなかで、特に期待されるのが農協である。農協は農家との密接な関係があることに加え、地域との接点も多いためである。実際、農協における取組みが徐々にみられるようになっており、さらなる展開が期待される。そこで本稿では、農福連携に取り組む4つの農協を取り上げ、農協が農福連携に取り組む際に阻害要因となる農業側の「障害者とともに働くことに対する不安」を軽減するための方法について検討を行った。その結果、次のポイントが明らかになった。

農作業請負の仲介の場合は、①明確な仕組みを作ること、②仕組みと福祉側の役割分担を明確にして農家に伝えること、③農家と事業所の間で生じるさまざまな問題に農協が調整役として対応することなどである。雇用の場合は、①雇用前に各障害者の個性を十分に把握できる仕組みを作ること、②雇用後も福祉側に相談できる仕組みを作ることなどである。

## 目 次

### はじめに

#### 1 農福連携の概要と課題

##### (1) 概要

##### (2) 課題

#### 2 事例の実態

##### (1) 4つの事例の位置づけ

##### (2) JA静岡市

——施設内での就労（内職）による農作業  
請負の仲介——

##### (3) JAめぐみの

——施設外就労による農作業請負の仲介——

##### (4) JAながさき県央

——実習受入れからの雇用——

##### (5) JAぎふ

——特例子会社による雇用——

#### 3 考察

——農業側の不安軽減のポイント——

##### (1) 農作業請負の仲介の場合

##### (2) 雇用の場合

おわりに

## はじめに

近年、農業における人手不足解消や障害者の雇用を生む機会として、農福連携の取組みが注目されており、拡大の動きがみられる。そのなかで、特に期待されるのが農協である。農協は農家との密接な関係があることに加え、地域との接点も多いためである。また、農協は事業が多岐にわたるため、年間を通して安定した仕事（作業）を確保しやすいという利点もある。実際、農協による農福連携の取組みは徐々にみられるようになっており、さらに展開を加速させるためには、農協に適した方法が求められているといえる。

そこで本稿では、農福連携に取り組む4つの農協を取り上げ、農協に適した方法を検討する。具体的には、農福連携を行う際の大きな阻害要因となる、農業側の「障害者とともに働くことに対する不安」を軽減することが農福連携を展開するうえで最も重要な課題になっていることから、そのためのポイントを検討する。

構成は以下のとおりである。1節では農福連携の取組みの概要と課題を紹介する。2節では事例とする4つの農協の実態を整理する。3節ではこの取組みを進めるためのポイントを考察する。最後にまとめを行う。

## 1 農福連携の概要と課題

### (1) 概要

#### a 農福連携とは

吉田・里見・季刊『コトノネ』編集部(2020)によると、「農福連携」という言葉は使っている主体によっていろいろな定義がされており、決定版というものがないが、「農業サイドと福祉サイドが連携して農業分野で障害者の働く場をつくろうとする取組み」と捉えることができるという。

取組方法としては、第1表のように、5つに類型化できるという。①社会福祉法人等による施設外就労や作業引受け、②社会福祉法人等が自ら農業を行う取組み、③農業法人等による障害者雇用、④特例子会社設置による障害者雇用、⑤園芸療法、である。

#### b 効果

同書によると、農福連携は農業、地方公共団体、福祉、企業にとって効果のあるものだと説明されている。

農業側には、福祉が農地の引き受け手になってくれること、農繁期等の農作業の人

第1表 農福連携の類型

|                                    |
|------------------------------------|
| ① 社会福祉法人等による施設外就労や作業引受け<br>(農作業請負) |
| ② 社会福祉法人等が自ら農業を行う取組み               |
| ③ 農業法人等による障害者雇用                    |
| ④ 特例子会社設置による障害者雇用                  |
| ⑤ 園芸療法として                          |

資料 吉田・里見・季刊『コトノネ』編集部(2020)



手不足を解消してくれることなどの効果がある。

地方公共団体にとっても、地域における耕作放棄地問題や人手不足問題の解消の手がかりとなる。

福祉側には、仕事量の増加と工賃の改善が期待できる。

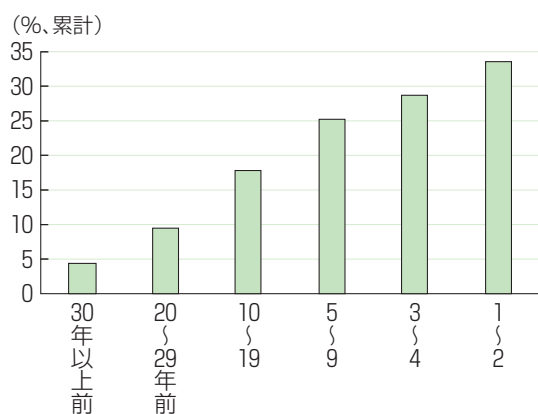
企業側には、法定雇用率の達成、およびCSR活動への効果が期待できる。

### c 動向

近年、農福連携の取組みは増加傾向にある。第1図で社会福祉法人等の障害者福祉施設の農業分野への進出状況（第1表の類型①と②のこと）をみると、右肩上がりでの増加が確認できる。

また吉田（2020）によると、1987年に特例子会社制度が法制化されて以降、特例子会社の設立数が増加している。18年6月1日時点では486まで増加し、そのうち農業分野に進出しているのは少なくとも45社ある。

第1図 障害者福祉施設における農業活動の実施割合(2013年実施のアンケート結果)



資料 日本セルフセンター(2014)「農と福祉の連携についての調査研究報告」

加えて、06年に施行された障害者自立支援法に基づき、同年に企業による福祉事業所の第1号が認定され、それ以降、そうした福祉事業所も急増している。10年以降は、CSR活動の一環として農業分野で障害者雇用に取り組む施設も増加し、23の施設がそのような取組みを行っていることが把握されている。

農福連携の推進を目指し、行政等による動きも活発になっている。17年には全国農福連携推進協議会（現・一般社団法人日本農福連携協会）が設立され、同年、農福連携全国都道府県ネットワークも設立された。「平成30年度食料・農業・農村白書」や20年閣議決定の「食料・農業・農村基本計画」に農福連携が盛り込まれるなどの動きもみられる。20年に設立された農福連携等応援コンソーシアムにはJA全中、JA全農、JA共済連、農林中金も参加するなど、JAグループとしても農福連携を推進する動きがみられるようになってきた。

### (2) 課題

ただし、農福連携に取り組む就労継続支援A型事業所（以下、就労継続支援A型事業所は「A型事業所」、就労継続支援B型事業所は「B型事業所」という）は13%、B型事業所は17%という状況であり、特例子会社のうち農業分野に進出しているのは9%など、増加傾向とはいえ、依然として途上の段階にあるともいえる。そのような状況下、農協による取組みがみられるようになってきた。

では、農協による農福連携のさらなる展開のために、何が求められるのだろうか。吉田（2020）や豊（2020）などを参考を見ると、一般的に、農福連携に取り組もうとすると、最も大きな障害になるのは、農業側の「障害者とともに働くことに対する不安」であり、農協による農福連携の展開を進めるためには、それを軽減する方法が求められているといえる。

そこで本稿では、4つの事例の分析を通して、その不安を軽減するポイントを探っていく。農業側からみた「障害者とともに働くことに対する不安」を具体的にみると、「障害者に適した業務の特定や開発が困難」「障害者が働きやすい環境整備が必要」「障害者とのコミュニケーションの取り方がわからない」といったものであり、それらを軽減するポイントを検討することになる。

（注1）障害者就労の支援制度としては、主に「就労継続支援A型事業」「就労継続支援B型事業」「就労移行支援事業」「就労定着支援事業」がある。

就労継続支援A型事業では、利用者が事業所と雇用契約を結び、定められた給与が支払われる。対象は、雇用契約に基づいた勤務が可能なものの、障害・難病などにより一般企業への就職が難しい障害者である。利用者は働きながら、同時に訓練も受け、就職のための知識・能力を身につける。ここからさらに、一般企業への就職ができるような就労移行支援が行われている。

就労継続支援B型事業では、利用者と事業所で雇用契約を結ばない。対象は、A型事業で行う仕事が難しい障害者、年齢・体力などから一般の企業で働くことができなくなった障害者である。利用者には作業訓練などを通じて生産活動を行ってもらい、成果に対して賃金（工賃）が支払われる。利用者が就労継続支援A型、就労移行支援へと

進めるよう支援が行われている。

厚生労働省によると、18年度の平均工賃（賃金）は、A型事業所で時間額846円、月額7万6,887円、B型事業所で時間額214円、月額1万6,118円である。なお、施設数はそれぞれ3,554、1万1,750となっている。

一方、就労移行支援事業は、職業訓練・職場探し・職場への定着支援を行うもので、対象は一般企業に就労したい障害者である。利用者は事業所で訓練を受けながら一般企業への就職を目指す。

なお、本稿では触れないが、18年に「就労定着支援事業」が新設されている。これは、職場に定着するための精神面、生活面でのフォローを目的とした事業となっている。対象は、就労継続支援や就労移行支援、そのほか自立訓練などを経験して障害者雇用枠での就労を含め一般就労したい障害者である。

## 2 事例の実態

### (1) 4つの事例の位置づけ

事例とするのは、農作業請負を仲介する2つの農協、および雇用を行う2つの農協である。第2表にあるように、農作業請負の仲介を行うのはJA静岡市とJAめぐみのである。前者は主に施設内での就労（内職）を仲介するのに対し、後者は主に施設外での就労を仲介する。

雇用を行うのはJAながさき県央とJAぎ

第2表 各事例の位置づけ

| 形態               |                | JA                       | 類型 | 農業側                |
|------------------|----------------|--------------------------|----|--------------------|
| 農作業<br>請負の<br>仲介 | 施設内での<br>作業    | JA静岡市                    | ①  | 農家組合員              |
|                  | 施設外での<br>作業    | JAめぐみの                   | ①  | 農家組合員              |
| 雇用               | JAによる<br>雇用    | JAながさき県央                 | ③  | JAながさき県央           |
|                  | 特例子会社に<br>よる雇用 | JAぎふ<br>((株)JAぎふはっぴいまるけ) | ④  | (株)JAぎふ<br>はっぴいまるけ |

資料 ヒアリング結果をもとに作成

ふである。前者はJA自身で雇用を行うのに対し、後者は特例子会社により雇用を行う。

各事例において農業側となるのは、JA静岡市とJAめぐみの場合は農家組合員（以下「農家」という）、JAながさき県央の場合はJA自身、JAぎふの場合は特例子会社である（株）JAぎふはっぴいまるけとなる。

## **(2) JA静岡市**

### **——施設内での就労（内職）による 農作業請負の仲介——<sup>(注2)</sup>**

#### **a JAの概要と管内農業の特徴**

JA静岡市は静岡市の葵区と駿河区を管内とする。19年度末現在の組合員総数は2万7,629人で、そのうち正組合員数は9,129人である。管内では、沿岸部でイチゴ、葉ショウガ、葉ねぎやほうれんそうなどのそさい、桃等の施設園芸作物、山間部では茶、かんきつ、わさび、しいたけ、じねんじょ等の栽培が盛んである。農業者の高齢化が進んでいることなどにより、管内では慢性的な人手不足の状況にある。

#### **b 取組みのきっかけ**

JAは18年3月から無料職業紹介所を開設し、求人、求職者のマッチングを行ってきた。18年6月に葉ねぎ等の生産を行う農家から無料職業紹介所に対して求人相談があったが、要望に適した求職者の確保が困難であった。その際、JAの担当者が、過去に就労支援施設から営農指導の依頼を受けて実施した経緯から、農家に対して、就労支援施設への農作業依頼を提案したことがこ

の取組みのきっかけとなった。

その後、JAがハローワークを含む行政機関への相談、およびインターネットでの検索等により、候補になりそうな福祉事業所（以下「事業所」という）へ相談し、18年8月から、JAが仲介し、A型事業所による農作業請負が始まった。その2か月後には、依頼先を系列のB型事業所に変更した。以後、他のB型事業所やA型事業所も加わり、農作業が請け負われている。

現在では、静岡市保健福祉長寿局健康福祉部障害福祉企画課から事業所の紹介を受けるなど、JAは行政との協力関係も構築している。

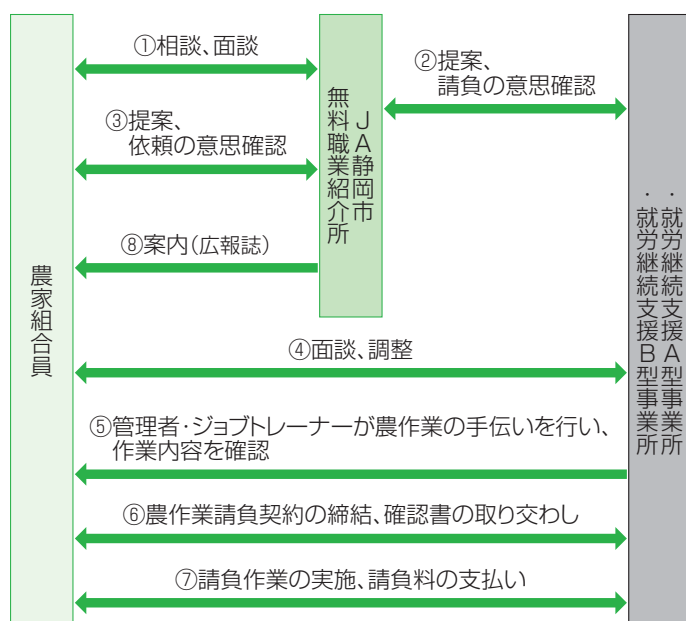
#### **c 仕組み**

この無料職業紹介所の担当部署は営農経済部担い手支援課で、1人の職員が他の業務と兼務しながら取り組んでいる。<sup>(注3)</sup>

第2図で、農作業請負までの流れをみていこう。はじめに、この取組みに関心を持った農家がJAに相談する（図中①）。相談を受けたJAは、健常者雇用・シニア雇用・事業所による請負いのいずれが適しているかを検討し、事業所が適していると判断した場合に、A型・B型事業所にその内容を提案し、請負の意思を確認する（②）。そして、JAが農家の意思確認を行う（③）。

その後もJA立ち会いの下、農家と事業所の相対でのやり取りとなる。最初に面談、調整を行った後（④）、事業所の管理者・ジョブトレーナーが農家から報酬を受けて農作業の手伝いをし、作業内容を確認する

第2図 JA静岡市による農作業請負の仲介の流れ



資料 ヒアリング結果をもとに作成

(⑤)。そして、農作業請負の契約を結ぶとともに、確認書を取り交わした後(⑥)、事業所側で実際の請負作業を行い、農家から事業所へ請負料が支払われる<sup>(注4)</sup>(⑦)。この請負料は、A型事業所も含め、すべて出来高制となっている。その後、JAは波及効果を狙い、農家に対して、広報誌でこの取組みを案内している(⑧)。

契約は最初の1か月間を試用期間とし、その後は1年ごとの更新となっている。農家と事業所の相対のやり取りになった後も、JAは農家の巡回を行う。また、事業所へのヒアリングも適宜実施している。特に、10月には最低賃金が更新されるので、請負料の調整等について話し合うなど、大きな問題等がある場合はJAが調整役になる。

農家が現地視察・現地指導をしたいときは、「確認書」に記載することとなっている。

る。ただし、指揮命令と責任範囲を明確にするため、指導等を行う場合でも、利用者(障害者)に直接行うことは禁止しており、事業所職員を通した指導となる。これにより、利用者が作業しやすい環境とすることに加え、農家のリスクを取り除いているのである。

作業を行うのは、主に精神障害者の人々である。作業の際は事業所職員が付き添う。

#### d 作業内容

最初に事業所職員が農家まで葉ねぎを受け取りに行き、事業所に持ち帰った後、作業開始となる。主な作業は、葉ねぎの不要な葉や傷んだ部分の除去、長さによる分別、1束75～100gに束ねるというものである。5～8人が、以上の3つのパートに分かれて行う。その際、作業場のみやすい場所に各工程を写真で掲示し、確認しながら作業できるようにしている。作業の細分化(パート分け)は、JAが助言しつつ、事業所職員が決定する。そして、利用者の希望をとったうえで、事業所職員が適性をみて各利用者のパートを固定していく。作業終了後には、葉ねぎを事業所職員が農家まで運ぶ。作業に問題がある場合や質問がある場合などは、この際に農家と事業所職員で話すことができる。

事業所によって異なるが、おおむね作業は9～10時頃から開始し、1日3～4時間程度である。





施設内での作業の様子（筆者撮影）

なお、葉ねぎは年間で4～5回転と高回転のため作業量が多いことに加え、かさばらないので事業所職員は運搬しやすいというメリットがある。また農家が作業する場合、葉ねぎ収穫後の作業は農家の作業場で行うが、広さには限界があるため、作業場を用意できる事業所と農家の両者にメリットのある品目といえる。

#### e 工賃と労災保険

事業所から利用者に対して支払われる工賃は、A型事業所の場合、最低賃金（20年度現在885円）以上である。B型事業所の場合、時給換算すると400円ほどになり、平均的な工賃よりもかなり高いという。労災保険にはA型・B型ともに事業所が加入している。

#### f 実績

依頼する農家の数は18年度と19年度に2戸であったが、20年度には6戸に増加している。一方、事業所の数は18年度と19年度に2つであったが、20年度には5つに増加

している。このうち4つがB型事業所で、1つがA型事業所である。

ある農家は通年で、またある農家は9か月の作業を依頼するなど、長い期間の作業依頼が多くなっている。それにより、事業所の多くは、年間200日を超える作業を請け負うことができている。

#### g 関係者の声

事業所からは、この取組みを評価する声が上がっている。「1週間で3日の作業が確保できてありがたい」「一般的な内職より単価が高いため、頑張ればそれなりの工賃になる」「地域で事業所の存在を知ってもらい、障害者も仕事ができることを知ってもらうきっかけになっている」という。

農家からの評価も高い。「事業所への依頼はなくてはならなくなっている」「（自前の作業場にはもう空いたスペースがないので）事業所が作業場も提供してくれることなどでコストが軽減できることに加え、出荷量を増加させることが可能になっている」などである。

JA担当者は、JAが農福連携を行う場合のポイントを次のように指摘する。「地域の農業者の状況はJAだからこそわかる情報があり、地域に根差したJAだからこそ、事業所なども含む地域の事業体の把握ができ、農福連携につなげることができる。利用者にとって環境変化の少ない施設内での就労（内職）から始めることがとても重要である」。

（注2）JAでは、主に葉ねぎの調製作業など施設内

での就労を仲介しているが、茶摘みやアボカドの植替えなど、施設外就労の仲介も行っている。

(注3) 20年3月までは営農課の担当だったが、同年4月の機構改革で同課が営農課と担い手支援課に分かれ、それ以降は担い手支援課が担当している。

(注4) JAでは農作業請負の契約書を「委託契約書」と呼んでいるが、本稿では「委託」を「依頼」、「受託」および「受委託」を「請負」と統一して呼んでいる。

### (3) JAめぐみの

#### —施設外就労による農作業請負の

(注5)  
仲介—

##### a JAの概要と管内農業の特徴

JAめぐみのは岐阜県関市、美濃市、美濃加茂市、可児市、郡上市、加茂郡の7町村、可児郡の御嵩町を管内とする。19年度現在の組合員総数は6万1,636人で、そのうち正組合員数は2万9,390人である。管内における特産品は、サトイモ、キウイフルーツ、ダイコン、ナス、トマト、イチゴ、明方ハム等である。

JAで農福連携を行っている中濃営農経済センターのある中濃地域では、07年から円空サトイモによる産地振興を進めた結果、一時は30人ほどだった生産者が、18年には68人まで増加した。これに伴い、サトイモに関わる調製作業等が増加したことにより、人手不足の課題が深刻化した。

##### b 取組みのきっかけ

元々、サトイモの栽培は土寄せなど夏場の管理が大変だったが、産地振興の一環で12年と13年にマルチプラント機の導入が進んだことで、作業量が軽減された。その結

果、生産者数が増加した。

しかし、例年11月から3月にかけての出荷作業は依然として大変なままであった。農家は昼間に収穫・乾燥を行った後、寒い夜に倉庫や車庫で行う毛羽取り作業が特に根気を要する大変な作業であり、人手を必要としていたのである。そのような作業が規模拡大の阻害要因にもなっていた。円空サトイモ部会としても、生産量の維持・拡大が必要であると考えていたが、それが難しい状況であった。

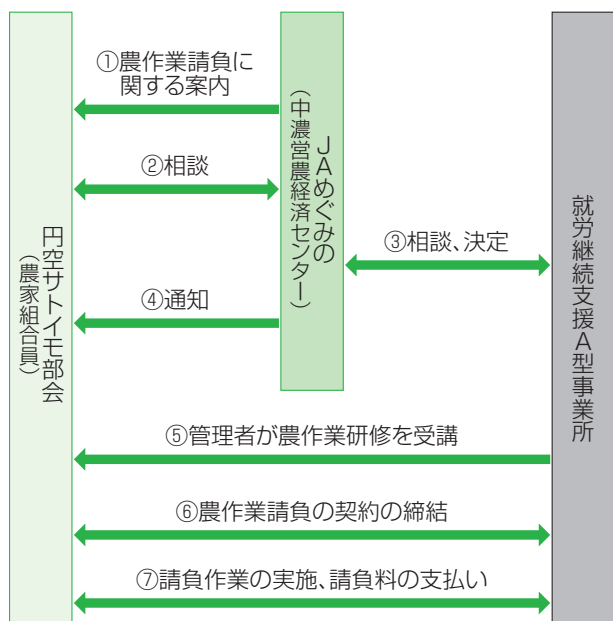
そこで、JAとして人手を探していた時期、県農業普及課から、A型事業所DAI（以下「DAI」という）が農作業等の請負を求めていると聞き、16年10月、作業を依頼することになった。(注6) これ以前から、JA職員と県農業普及課職員でサトイモ農家を巡回し、そのような労働力の必要性を共有していたことにより、このようなきっかけが生まれた。

##### c 仕組み

この業務は中濃営農経済センターの3人が他業務と兼務で担当している。

第3図で農作業請負の流れをみていこう。最初に、JAが円空サトイモ部会に対し、農作業請負の案内をする（図中①）。そして、利用を希望する農家とJAで依頼する作業の特定化（切り出し）や出荷量等について相談を行う（②）。JAはその内容をDAIと相談し、請負が決定すると（③）、JAから農家へ通知される（④）。そして、DAI職員が農家で農作業研修（無償）を受講し（⑤）、その後、両方で農作業請負の契約を結ぶ（⑥）。

第3図 JAめぐみによる農作業請負の仲介の流れ



資料 ヒアリング結果をもとに作成

そして請負作業が実施され、請負料が支払われる(⑦)。請負料はkg当たりの出来高制である。2回目以降は、農家とDAIが相対で契約を結び、請負作業が行われている。

ただし、両者による相対のやり取りになった後も、JAが調整役となる。JA職員が毎日作業場を訪れるなどして、常時DAIや農家からの相談に乗るようにしている。

作業を行うのは、7人の利用者である(20年10月現在)。そのうち4人が精神障害者、2人が身体障害者、1人が知的障害者となっている。作業の際はDAI職員が付き添う。

#### d 作業内容

最初に農家が収穫したサトイモを作業場へ運んだ後、作業開始となる。主な作業は、サトイモの乾燥と毛羽取りと選別である。特に毛羽取りは根気のいる作業であり、利

用者に向けた仕事であるという。調整作業が済むと、DAI職員と利用者がサトイモを選果場へ運ぶ(トラックの運転は職員が行い、利用者は補助を行う)。

DAI職員は、JA職員と相談して作業を細分化し、各利用者の個性を生かせるよう工夫している。JAから借りた水稻の育苗ハウスを利用することで、サトイモの乾燥が速くなり、流れ作業も行えることがより効率性を高めているという。この育苗ハウスは、遊休期間に有償で借りている。

作業時間は9～13時の4時間が基本となっている。月曜日～金曜日に作業を行い、出荷の期限を守れるよう、日程を組んでいる。

農家は、作業に関する問題等がある場合、利用者に直接指導することはせず、DAI職員かJAの担当者に相談し、解決することとなっている。DAIからの作業内容等に関する相談は、農家がサトイモを作業場へ運んできた際、あるいはJA職員が作業場を訪問した際に行われることが多い。



作業場となっている育苗ハウス(筆者撮影)

#### e 工賃と労災保険

農家から事業所へは、kg当たりの出来高制で請負料が支払われている。これを時給換算すると、工賃は最低賃金（20年度現在852円）を上回る。A型事業所の場合、事業所から利用者への工賃は最低賃金以上を支払うことになっているが、それが十分に可能な請負料になっているといえる。工賃に関する相談・交渉は、DAIが農家と直接行うことはせず、JA職員が調整役になっている。労災保険はDAIで加入している。

#### f 実績

作業依頼を行っている農家数は、16年度に4戸であったが、17年度と18年度には10戸に増えている。サトイモの依頼量は16年度の約5トンから、17年度の約30トン（総生産量の15%）、18年度の約27トン（同じく18%）と増加している。

#### g 関係者の声

この取組みに関して、DAIからは、「地域の人々とのつながりが持てる」との声が聞かれた。利用者からは、「任される作業が増えてうれしい」「自信につながる」という声が上がっている。

農家からの評価も高い。「規模拡大につながった」「他の作業に労力をまわせるのでありがたい」「取り残しがなく仕事が丁寧」「この関係を大切にし、サトイモの生産面積を増やしたい」などである。

JA役職員からは、「この取組みを通して、農家、地域のために貢献してくれている」

との声が聞かれた。

（注5）JAでは、主にサトイモの調製作業などの施設外就労を仲介しているが、キウイフルーツの袋詰めなど、施設内での就労の仲介も行っている。

（注6）DAIはA型事業に加え、B型事業も行っているが、サトイモの調整作業等はA型事業として請け負っている。

### （4）JAながさき県央

#### —実習受入れからの雇用—

#### a JAの概要と管内農業の特徴

JAながさき県央は諫早市（多良見地区を除く）、大村市、東彼杵郡の東彼杵町と川棚町と波佐見町を管内とする。19年度末現在の組合員総数は4万379人で、そのうち正組合員数は1万1,495人である。管内では、ニンジン、ばれいしょ、イチゴ、アスパラガス、ミニトマト、温州みかん、茶等の農産物のほか、カーネーション等の花き、豚・牛の畜産と、多様な農業が営まれている。管内における組合員の平均年齢は60歳を超え、農業をやめるケースがある一方で、規模を拡大する農家において人手不足が問題になっている。

#### b 取組みのきっかけ

15年10月、JAでは、障害者法定雇用率の未達成に伴い、労働局から雇用率達成指導を受けた。同月、ハローワーク主催の「障害者雇用セミナー」が県立希望が丘高等特別支援学校<sup>（注7）</sup>において開催され、参加した。同校の概要説明、授業内容（当時の校内作業実習はウエアクリーニング、ハウスクリーニング、窯業等）を見学したところ、レベルの



高い作業を目の当たりにし、JAによる総合事業を生かした障害者雇用ができるのではないかと考え、16年度から同校の生徒を実習で受け入れることとなった。

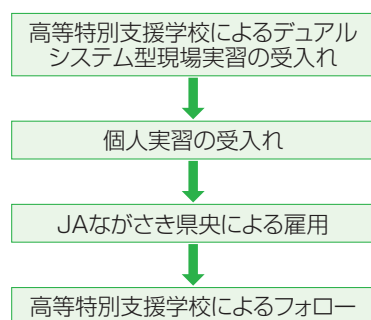
### c 仕組み

第4図でJAが同校生徒を雇用するまでの仕組みを確認しよう。最初に、1～3年生を対象に、「デュアルシステム型現場実習」が実施される。これは、年間15～20回程度実施されるもので、各回で生徒10～20人、教師4～5人が参加し、農作業、Aコープでの作業、清掃作業等を行う。

この実習を行う際は、JAの総務部総合企画課が担当し、各部署に作業受入れを依頼する。農作業については、営農部指導振興課と相談し、指導員から農家に依頼したうえで行われる。

次に行われるのが個人実習である。これは、デュアルシステム型現場実習を経験した生徒が希望する職場で行う実習で、より実践的なものである。不定期で行われ、1回の実習期間は3週間ほどである。1年次に1回、2・3年次に各2回行うもので、

第4図 JAながさき県央における雇用までの流れ



資料 ヒアリング結果をもとに作成

特に3年次に行われる個人実習は、就職（就労）を念頭にした本格的な作業となっている。総合企画課が窓口となり、現場との受入調整は総務課が行う。

この2つの実習を経て、3年次に生徒がJAへの就職（就労）を希望し、JAも実習の様子をみて採用したいと考えた場合、生徒が雇用される仕組みとなっている。

雇用後も、同校が2年間にわたってフォローすることとなっており、2年を超えた場合でも適宜対応するという。場合によっては、同校が持つネットワーク（ジョブコーチや事業所）を生かし、ジョブコーチ等と同校教員がともにJAを訪問し、支援することもある。このようなフォロー体制が、離職防止につながっているという。

なお、この取組みを進められた背景には、JAの女性部の協力があったという。女性部のイベントで同校の生徒に和太鼓を演奏してもらったり、一緒にゼリー作りを行ったりして、交流を深めた。女性部が同校に見学に行くこともあった。こうして女性部から評価する声が多く上がり、それが後押しになった。

### d 作業内容

採用された生徒は、実習で経験した作業をベースとして、農作業、Aコープでの作業（販売、店内整理など）、清掃作業などの業務を担当している。農作業は、JAが農家から作業依頼（ニンジンやばれいしょの収穫等）を受けて行うもので、ほ場の面積当たりの請負料（掘取り料）を受け取り、業務と



実習の様子（ニンジン収穫作業、JAながさき県央提供）

して実施されている。農閑期にはAコープでの作業や清掃作業を行うなど、適宜就業内容を変えることもある。

#### e 報酬と労災保険

雇用形態はフルタイム（実働7.5～8時間）の時給制（最低賃金以上）で、時給は毎年昇給する。1年ごとの更新で、ほとんどの場合で更新が繰り返されている。労災保険と健康保険にはJAが加入している。

#### f 実績

JAでは、同校と連携を始めて以降、毎年1～2人を採用し、現在、6人の知的障害者を雇用し、Aコープに3人、営農センターに2人、支店に1人配置している。これにより、JAは法定雇用率に達している。

#### g 関係者の声

このような取り組みに対し、関係者からは評価する声が上がっている。採用された生徒、親族、同校からは、「JAは総合事業を行っているため、さまざまな体験ができることから、実習の場を設けてくれることだ

けでもありがたい」「この取組みが報道などで取り上げられることで、地域の人々や企業に対して、働くことができることを証明する機会にもなっている」という。

受入農家からは、「労働力が増えて助かる」「また来て欲しい」「このような機会を増やして欲しい」という声が多く上がっている。

JA役職員からも、「このような取組みを地域の人々にみてもらうことで、地域におけるJAの活動を理解してもらう良い機会になっている」「同校生徒の働く姿をみた職員のモチベーションを上げることにもつながっている」「Aコープに実習に来ている生徒が売るとお客さんが集まり、良く売れる」と高く評価する声が多い。

（注7）同校は、軽度の知的障害のある生徒が就職による社会的、職業的自立を目指す学校である。

### (5) JAぎふ

#### ——特例子会社による雇用——

#### a JAの概要と管内農業の特徴

JAぎふは岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、羽島郡の笠松町と岐南町、本巣郡北方町を管内とする。19年度現在の組合員総数は10万1,493人で、そのうち正組合員数は4万1,236人である。管内では、米、麦、大豆のほか、イチゴ、柿、枝豆等の園芸作物、肉牛、肉豚等の畜産物が生産されている。

管内では全国平均よりも高齢化が進んでいることもあり、農業の現場における人手不足もみられる。

## b 取組みのきっかけ

JAでは、以前から障害者を雇用していた。10年代半ばになり、組合員のなかにも障害者のいる家庭が少なからずあり、その組合員の悩みを解決することがJAの仕事であるという着想に基づき、JA内部から「農福連携は農協がやるべき」「これこそ農協のあるべき姿」という声が上がリ、特例子会社設立のためのプロジェクトが始まった。

このプロジェクトを進める段階で、地元のB型事業所ウェル・ファーム（以下「ウェル・ファーム」という）の当時の代表がオブザーバーとして当プロジェクトに参加し、障害者の情報共有が可能な関係が構築された。そして、20年7月に子会社「(株)JAぎふはっぴいまるけ」を設立し、20年12月に認可を受け、単位農協初の特例子会社となった。

## c 仕組み

同社は障害者の従業員16人、役員（非常勤）1人、監査役（非常勤）1人、運営を担当するスタッフ3人で、計21人で組織されている。

従業員16人のうち、11人はJAからの転籍者で「総合部門」に所属し、5人は20年度に「農業部門」に新規採用されている。

スタッフ3人のうち1人はJAからの出向者で同社の統括部長、1人はJAの元職員でジョブコーチの資格者、1人はウェル・ファームの元代表で、同社の真正事務所の所長である。所長は作業療法士の資格を持ち、病院での勤務経験もある。統括部長と所長

は同社設立後にジョブコーチの資格を取得している。また、監査役もジョブコーチの資格を持つ。

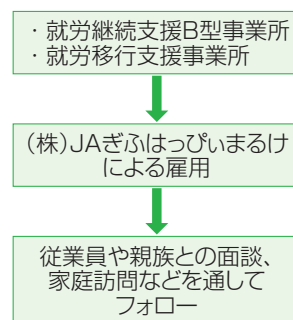
ウェル・ファームは、14年に法人登記し、15年にオープンした。20年12月現在、登録者数23人で、そのうち精神障害者12人、知的障害者9人、身体障害者2人となっている。

ウェル・ファームは、オープン当初から農家からの農作業を請け負ってきたほか、農業以外の内職も請け負ってきた。既述のとおり、当時の代表（現・真正事務所の所長）はプロジェクトのオブザーバーとして参加してきた。オープン以降、事務所としているのはJA敷地内の施設である。現在は隣にはっぴいまるけの真正事務所がある。

同社による20年度新規採用は第5図のように行われ、既述のとおり計5人であった。内訳は、ウェル・ファームから4人（精神障害者3人と身体障害者1人）、就労移行支援事業所パッソ（以下「パッソ」という）から1人（精神障害者）となっている。

同社とウェル・ファームの関係は既述の

第5図 はっぴいまるけにおける雇用までの流れ（農業部門）



資料 ヒアリング結果をもとに作成



はっぴいまるけ真正事務所（左）と  
ウェルファーム事務所（筆者撮影）

とおりである。パッソからは、総合部門に所属する障害者を採用してきた経緯がある。また、これまでJAが雇用した障害者のケアをパッソが担当するなど、連携関係を維持してきた。

同社では、従業員の親族と面談を行うことを重視しており、ほとんどの従業員の家庭訪問を行っている。また、従業員本人との面談（個別面談）も重視し、週に1回以上実施することで、社内で各従業員の個性について情報共有するようにしている。出勤時間、退勤時間、労働時間等については、親族、医師、支援団体などとも相談し、柔軟に変更しているという。ジョブコーチによる作業内容の指導も実施している。このようにすることで、各従業員と良好な関係を構築することが可能になっているという。

#### d 作業内容

農業部門の従業員は年間を通して農業に関する作業を行う。具体的には、農家からの請負作業やJAの選果場やライスセンターにおける作業などである。また、同社所有の

農地でジャガイモの栽培にも従事している。

なお、総合部門の業務は主に印刷、清掃、直売所勤務だが、農繁期には農業部門を補助している。

#### e 報酬と労災保険

障害者の従業員16人の雇用形態は基本的にフルタイムの時給制（最低賃金以上）で、半年更新である。週休2日制で、1日の就業時間は8時間以内としているが、従業員の健康状態などにより、6時間ほどにすることも<sup>(注8)</sup>ある。労災保険と健康保険には同社が加入している。

#### f 実績

上記のとおり障害者の従業員数は16人で、農業部門5人、総合部門11人である。JAではプロジェクト開始当初から法定雇用率を達成していたが、今年度の5人の採用により、さらに雇用率を<sup>(注9)</sup>上げている。

#### g 関係者の声

従業員の親族からは、「子供が元気になっているのでありがたい」、従業員からは「いろいろな仕事を行いたい」「仕事が楽しみでしょうがない」との声が聞かれる。農業部門の4人はB型事業所からの雇用であり、同社に入社してからの報酬は最低賃金以上になり、とても喜ばれているという。

ウェル・ファームからは、「従業員たちが安定した職を得てくれて良かった」「4人を送り出せたことが、福祉全体、地域全体への貢献になった」との声が聞かれた。また、



パッソからは、「この会社なら安心して預けられる」として、有望な人材が紹介されるという。

農家からも、農作業依頼に関する問合せが多くなったという。「農繁期など必要な時期に作業を手伝いに来てくれるので助かる」「米と麦の生産規模拡大につながった」などである。

JA役職員からは、「従業員の楽しく元気な声が飛び交うようになった。挨拶も元々良く、職員との交流も多くなった」「農福連携は地域貢献を目指すJAのあるべき姿」などの声が聞かれた。

(注8) 総合部門の転籍者も以前からこの条件であった。

(注9) 法定雇用率を下回る雇用率の場合、常用労働者100人超の企業は納付金の支払いが必要になる一方で、上回る場合は調整金・奨励金を受け取ることができる。

### 3 考察

#### —農業側の不安軽減のポイント—

既述のとおり、農業側には、「障害者とともに働くことに対する不安」があり、農協が農福連携を展開するために、それを軽減することが求められている。本節では、4つの事例の取り組みから、農業側の不安軽減のためのポイントを考察する。

#### (1) 農作業請負の仲介の場合

農作業請負の仲介の場合、一つ目は、明確な仕組みを作ることである。作業の特定化、指導方法や運搬方法の確立、作業場の確保、請負料の設定などがそれに当たる。

二つ目は、福祉側の役割分担を明確にし、仕組みとともに農家に伝えることである。福祉側の役割とは、作業の細分化や各障害者の担当決め、作業の際の事業所職員による付添い、事業所による労災保険への加入などである。

三つ目は、この取り組みを進めるうえで農家と事業所の間で生じるさまざまな問題等について、農協が調整役として対応することである。そのために、農協の担当者が現場を十分に把握しておくことが求められる。

加えて、JA静岡市とJAめぐみのでは、農家の不安を軽減するための各々の工夫もみられる。JA静岡市の取り組みでは、事業所が、障害者にとって負担の少ない内職から取り組み、各工程を写真で示すなど、障害者が取り組みやすい作業環境とすることで、農家が求める成果を可能にしている。

JAめぐみでは、生産部会でDAIへの作業依頼を行うことを決議し、部会の方針の下で各農家が作業を依頼する方法にしている。

#### (2) 雇用の場合

雇用の場合、一つ目は、雇用前に各障害者の個性を十分に把握できる仕組みを作ることである。高等特別支援学校からの採用なら実習を取り入れた方法であり、事業所からの採用なら事業所職員にプロジェクトを進める段階から参加してもらう方法がそれに当たる。

二つ目は、雇用後も福祉側に相談できる仕組みを作ることである。農協および特例

子会社が福祉側と連携関係を構築・維持することにより、福祉の専門家に相談しながら、各従業員に適した対応を検討することができる。

加えて、JAながさき県央と（株）JAぎふはっぴいまるけでは、農家の不安を軽減するための各々の工夫もみられる。JAながさき県央においては、女性部と高等特別支援学校との交流の場を設けることにより、同校生徒に対する農協役職員の理解を深めることにつながっている。

（株）JAぎふはっぴいまるけでは、従業員の親族との面談や家庭訪問等を通して、各従業員の個性を理解し、社内で情報共有するよう努めている。また、ジョブコーチの有資格者を登用することなどで、福祉の専門知識を持つ職員が採用後の障害者の指導等に当たることができる体制としている。

## おわりに

本稿では、4つの農協の取組みを検討することで、農福連携の取組を行う際の農業側における「障害者とともに働くことに対する不安」を軽減するポイントを検討した。結果は3節で考察したとおりである。

さらに、以上の検討を行った結果、次のように、農協が農福連携に取り組む意義についての含意が得られた。

農作業請負の場合、①農協は農家との密接な関係があるため、農福連携を説明する機会を持ちやすいことから、農家の不安を軽減しやすいこと、②農協は地域の関係機

関とのネットワークがある、または築きやすいこと、③農協による事業の総合性により、管内の多様な経営を組み合わせることで、長い期間の作業請負を実現できることである。

雇用の場合、①上記③と同様に、事業の総合性により、農閑期や雨の日の作業でも柔軟に作業作りができること、②取組みのきっかけは法定雇用率の問題であっても、農協が取り組むことで、農家や地域社会に貢献しう分野での障害者就労を促進できることである。

このような意義をみいだすことができた一方で、農協にとって何が誘因になるのかという疑問が生じる。例えば、各事例から農協がこの取組を行うメリットを考えた場合、農家の規模拡大により一定の集荷量確保が可能になる、農家・地域への貢献により地域における農協の活動を理解してもらう機会になることなどが挙げられる。ただし、この取組を行う際は農協にコストが発生することから、コストとの関係も踏まえた詳しい分析が求められるところであり、それは今後の課題としたい。

### <参考文献>

- ・弦間正彦（2019）「農福連携と持続的な農業・農村発展」 柏雅之編著『地域再生の論理と主体形成——農業・農村の新たな挑戦——』早稲田大学出版部、285～299頁
- ・小柴有理江・吉田行郷（2016）「地域における農業分野での障害者就労の支援体制の構築——異分野が連携するプラットフォームの形成——」『農業経済研究』第87巻第4号、412～417頁
- ・小柴有理江・吉田行郷・香月敏孝（2016）「農業と福祉の連携の形成過程に関する研究——農業分野における障害者就労を事例として——」『農林水産政策研究』

第25号、1～17頁

- ・農林水産省（2019a）「農福連携の取組実践事例集」
- ・農林水産省（2019b）「農福連携事例集（ver.1）」
- ・濱田健司（2015）「社会貢献・高齢者福祉 JAグループにおける障がい者雇用にかかる現状と期待」『共済総研レポート』第141号、32～35頁
- ・古江晋也（2018）「共生社会の実現に向けて」『農林金融』10月号、15～26頁
- ・皆川芳嗣（2019）「SDGsと農福」『金融市場』9月号、1頁
- ・皆川芳嗣（2020）「農福と農泊と農協改革」『農林金融』11月号、38～39頁
- ・宮部和幸（2020）「野菜生産・販売における新しい農福連携システムづくり——徳島県・株式会社リバーファームの挑戦——」『野菜情報』12月号、2020年12月15日アクセス  
<https://vegetable.alic.go.jp/yasaijoho/senmon/2012/chosa01.html>
- ・豊輝久（2020）「地域共生社会づくりにつながる農福連携」『AFCフォーラム』第68巻第2号、3～6頁
- ・吉田行郷（2019a）「農福連携が来た道、これから行く道」『農村と都市をむすぶ』第69巻第6号、7

～17頁

- ・吉田行郷（2019b）「農業分野での労働力不足下における農福連携の取り組みの現状と展望」『農業市場研究』第28巻第3号、11～21頁
- ・吉田行郷（2020）「農福連携の現状と全国の取り組みについて——千葉県下での展開を考える——」（2020年9月23日開催「農福連携セミナー」報告資料）
- ・吉田行郷・香月敏孝・吉川美由紀（2014）「農業分野に本格進出した特例子会社の実態と課題——地域農業の担い手としての特例子会社の可能性——」『農業経済研究』第86巻第1号、12～26頁
- ・吉田行郷・小柴有理江・石橋紀也（2018）「企業出資の障害者福祉施設の農業分野への進出の意義と課題——農業分野に進出している社会福祉法人、特例子会社との比較から——」『農業経済研究』第89巻第4号、357～362頁
- ・吉田行郷・里見喜久夫・季刊『コトノネ』編集部（2020）『農福連携が農業と地域をおもしろくする』コトノネ生活

（くさの たくじ）



## 農業と人の国際移動

### 1 農業と人の国際移動

2020年は、様々な観点から日本で働く外国人に注目が集まった年だった。一つには、2019年4月から開始された「特定技能制度」について実務上の様々な試みが検討され、より多くの外国人に日本で活躍してもらうことが議論されたからといえる。また、もう一つは新型コロナウイルス感染症により国境が閉ざされ、人の自由な国際移動が絶たれた結果、自由な国際移動がなくなったことによる影響が可視化されたからという側面もあった。

近年では、「技能実習」の在留資格に基づき日本で農業の技能を身につける外国人も増加している。また、2019年4月に開始された特定技能制度でも、2020年9月末の統計で、14の産業分野全体で8,769名の方が日本で働いているが、そのうち農業分野に従事する方は1,306名であり、農業分野は飲食料品製造分野の3,167名に次いで14産業分野中2番目に特定技能外国人を受け入れている産業分野となっている。

このような近年の「技能実習制度」や「特定技能制度」を見ると、農業分野の外国人雇用の関わりというのは最近生じたことのように思える。しかし、海外に労働者を送り出すという事象を含めて広く「農業と人の国際移動」という視点で見たとき、日本の農業分野は実は長い歴史を有している。

### 2 農業分野と出移民の歴史

今でこそ働き手不足が叫ばれ、諸外国から働き手を受け入れている日本であるが、戦後1960年頃までは諸外国に働き手を送り出している国であった。

このような日本の出移民の歴史の起源をどこに取るかは難しい。有名なのは、明治元年(1868年)にハワイに渡航した約150名の「元年者」と呼ばれる人の送り出しであろう。この約150名の元年者の移住の目的は、ハワイの砂糖農園での入職であったとされる。その後、ハワイを目的地とした人の国際移動は増加していったが、ハワイがアメリカ合衆国に統合され、そして、1907年の日米紳士協定により、ハワイを目的地とした人の国際移動は大きく制限されることになった。

その後目的地として注目されたのが南米である。南米で日本からの移住者が担ったのは主として農業であった。戦前の南米への移住者の送り出しを担ったのは海外興業株式会社であり、同社は、イグアペにおいて直営事業として試験農場や農業補習学校を運営していた。



### 3 技術協力としての農業と人の国際移動

戦前、海外興業株式会社等が担った移住者の送り出し事業は、戦後、徐々に国際協力の文脈で行われるようになっていく。

戦後、送り出し事業は1954年1月に設立された財団法人日本海外協会連合会により行われるようになる。財団法人日本海外協会連合会の送り出し事業は、戦前のつながりが強かった南米を目的地として行われていった。

そして、財団法人日本海外協会連合会は、移住の金融部門を担う日本海外移住振興株式会社とともに、1963年に海外移住事業団に統合される(海外移住事業団法附則6条、7条)。

海外移住事業団も引き続き、主に南米地域への移住を担った。移住者に農業従事者が多かったことは、海外移住事業団の保有していた海外移住研究所のカリキュラムを見ても理解できる。ある年度のカリキュラムを見ると、長期研修課程の研修時間1260時間のうち、専門学科である農業分野の講義は129.5時間、農業実習は612.0時間であり、合計741.5時間がとられていた。

その後、1974年に海外移住事業団は国際協力事業団へ統合し(国際協力事業団法附則7条)、2003年に現在の独立行政法人国際協力機構(JICA)となった(独立行政法人国際協力機構法附則2条)。

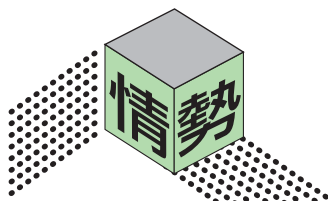
現在も、国際協力分野として、農業振興・農村開発等の多くのODA事業が行われ、技術協力プロジェクトや無償・有償資金援助プロジェクトなど、様々な手法によって主に新興国の農業振興が行われてきた。

### 4 農業と人の国際移動の未来

技術協力が行われる背景には、優れた農業技術があることを意味する。私が拝見した範囲はごくごく一部だが、大規模な農業機械を導入し、GPS制御によるスマート農業を推進している地域や、高原野菜について1日当たりの生産数量を1個単位で計画した上で定植している生産現場を見て、効率化された日本の農業技術に感銘を受けた。

これまで見たとおり「農業と人の国際移動」という視点に立つと、150年以上の歴史があることになる。今後も「農業と人の国際移動」は、単に働き手不足という文脈ではなく人材育成や技術移転という観点からも制度は発展していくと思う。長い歴史を持つ「農業と人の国際移動」に日本の優れた農業技術や流通等の農業経営に関わる事項が加わることによって、どういった未来が描かれるのか、とても楽しみであるし、興味が絶えない。

(センチュリー法律事務所 弁護士 杉田昌平・すぎた しょうへい)



## 2020年農林業センサスにみる 農業構造・農業集落の変化

常務取締役 内田多喜生

### はじめに

日本の農業構造については、とくに土地利用型農業における担い手の高齢化や後継者・労働力不足、規模の零細性等の課題が指摘され、それらに対して様々な施策が講じられてきた。2020年11月に公表された2020年農林業センサス（概数値）からはその現状が把握でき、植田（2021）は現在の日本の農政との関係に沿って分析を行った。本稿では、農業構造・農業集落の変化とその要因、そこから生じている課題、農協およびJAグループへの示唆等について考えてみたい。

### 1 農業構造は都府県で大きく変化

#### (1) 農業経営体は大幅減

まず、農業経営体の動きをみていく。2020年農林業センサス（以下「センサス」という）によれば日本の農業経営体は107.6万と、15年の137.7万から30.2万の大きな減少となった（第1表）。内訳をみると、個人経営体（個人〔世帯〕で事業を行う経営体）が30.3万、率にして22.6%の大幅減となる一方、団体経営

体は約1千、率にして2.6%の小幅増であった。ただし、団体経営体のなかの法人経営体は3.1万と15年の2.7万から3.5千、率にして13%の大幅増となっている。

また、地域別に農業経営体数の変化をみたものが第2表である。全ての地域で農業経営体数は減少しているが北海道のみ減少率が14%と2割を下回る。それ以外の地域は減少率が2割を超え、減少率は北陸地域

第1表 農業経営体数の推移

（単位 千経営体、%）

|        | 10年   | 15    | 20    | 増減数<br>20-15 | 増減率<br>20/15 |
|--------|-------|-------|-------|--------------|--------------|
| 農業経営体計 | 1,679 | 1,377 | 1,076 | △302         | △21.9        |
| 個人経営体  | 1,644 | 1,340 | 1,037 | △303         | △22.6        |
| 団体経営体  | 36    | 37    | 38    | 1.0          | 2.6          |
| うち法人   | 22    | 27    | 31    | 3.5          | 13.0         |

資料 農林水産省「農林業センサス」

第2表 地域別農業経営体数の推移

（単位 千経営体、%）

|       | 10年   | 15    | 20    | 増減数<br>20-15 | 増減率<br>20/15 |
|-------|-------|-------|-------|--------------|--------------|
| 全国    | 1,679 | 1,377 | 1,076 | △302         | △21.9        |
| 北海道   | 47    | 41    | 35    | △6           | △14.4        |
| 都府県   | 1,633 | 1,337 | 1,041 | △296         | △22.1        |
| 東北    | 313   | 248   | 194   | △54          | △21.7        |
| 北陸    | 129   | 104   | 76    | △27          | △26.3        |
| 関東・東山 | 362   | 299   | 236   | △63          | △20.9        |
| 東海    | 156   | 125   | 93    | △33          | △26.0        |
| 近畿    | 155   | 130   | 104   | △26          | △20.2        |
| 中国    | 155   | 126   | 97    | △30          | △23.6        |
| 四国    | 100   | 82    | 65    | △17          | △20.4        |
| 九州    | 246   | 207   | 164   | △43          | △20.7        |
| 沖縄    | 16    | 15    | 11    | △4           | △24.7        |

資料 第1表に同じ

で26.3%、減少数は関東・東山地域で6.3万と最も大きくなっている。

## (2) 販売金額が少ない経営体、稲作経営体が主に減少

次に、どのような農業経営体が減少したのかをみていく。まず、販売金額別に農業経営体の増減をみたものが第3表である。同表にみられるように「販売なし」「50万円未満」の階層が大きく減少し、この2つの階層の減少数を合わせると約22万経営体に上る。これは減少経営体数合計の約7割を占める。一方で、3,000万円以上層は全ての階層で増加し、1億円以上の経営体も2割近く増加している。ただし、3,000万円以上の経営体の増加数は合わせても約5.7千にとどまっており、先の「販売なし」「50万円未満」の減少数に比べはるかに少ない。

また、品目別の動きを単一経営経営体（主位部門の販売金額が8割以上の経営体）からみたものが第4表である。「その他の作物」「その他の畜産」を除く全ての品目で農業経営体は減少しているが、とくに稲作経営体の減少数が約15.2万と過半を占め、減少率も24.2%と大きい。一方、減少率が1割を下回るのは肉用牛8.3%、施設野菜3.3%のみである。また、主位部門が8割未満の経営体の減少率が28.1%と単一経営経営体の減少率19.9%より大きく特定品目への専業傾向が強まっていることもうかがえる。

このように15年から20年にかけて

「販売なし」「50万円未満」の販売規模が小さい経営体や、稲作単一経営の経営体が大きく減少している。15年センサスでは販売金額「50万円未満」の47万経営体のうち稲作単一経営が35.4万と8割近くを占めており、農業経営体の大きな減少には小規模な稲作経営体の離農・経営縮小の影響が大きかったことが推測される。

第3表 販売金額別農業経営体数の推移

(単位 千経営体、%)

|             | 10年   | 15    | 20    | 増減数<br>20-15 | 増減率<br>20/15 |
|-------------|-------|-------|-------|--------------|--------------|
| 計           | 1,679 | 1,377 | 1,076 | △302         | △21.9        |
| 販売なし        | 173   | 132   | 99    | △33          | △24.7        |
| 50万円未満      | 529   | 470   | 286   | △184         | △39.2        |
| 50～100      | 288   | 211   | 176   | △36          | △16.9        |
| 100～300     | 340   | 255   | 213   | △43          | △16.7        |
| 300～500     | 103   | 85    | 83    | △1.9         | △2.2         |
| 500～1,000   | 114   | 97    | 92    | △5.8         | △5.9         |
| 1,000～3,000 | 100   | 90    | 86    | △4.2         | △4.6         |
| 3,000～5,000 | 18.2  | 18.3  | 20.1  | 1.7          | 9.5          |
| 5,000万～1億   | 9.3   | 10.5  | 13.1  | 2.6          | 25.2         |
| 1億円以上       | 5.6   | 6.5   | 7.8   | 1.3          | 19.7         |

資料 第1表と同じ

第4表 品目別単一経営経営体数の推移

(単位 千経営体、%)

|              | 10年   | 15    | 20   | 増減数<br>20-15 | 増減率<br>20/15 |
|--------------|-------|-------|------|--------------|--------------|
| 農産物販売のあった経営体 | 1,507 | 1,245 | 976  | △269         | △21.6        |
| 単一経営計        | 1,180 | 990   | 793  | △198         | △19.9        |
| 稲作           | 773   | 627   | 475  | △152         | △24.2        |
| 麦類作          | 2     | 2     | 1    | △0           | △12.5        |
| 雑穀・いも類・豆類    | 17    | 15    | 13   | △2           | △11.4        |
| 工芸農作物        | 35    | 27    | 19   | △8           | △28.7        |
| 露地野菜         | 81    | 77    | 66   | △12          | △15.2        |
| 施設野菜         | 47    | 42    | 41   | △1           | △3.3         |
| 果樹類          | 136   | 124   | 109  | △15          | △11.9        |
| 花き・花木        | 29    | 24    | 20   | △4           | △18.2        |
| その他の作物       | 8     | 8     | 10   | 1            | 17.1         |
| 酪農           | 17    | 14    | 11   | △3           | △18.2        |
| 肉用牛          | 26    | 23    | 21   | △2           | △8.3         |
| 養豚           | 4     | 3     | 2    | △1           | △21.0        |
| 養鶏           | 4     | 4     | 3    | △1           | △14.4        |
| 養蚕           | 0.16  | 0.07  | 0.05 | △0           | △32.4        |
| その他の畜産       | 2     | 1     | 1    | 0            | 6.6          |
| 主位部門が8割未満    | 326   | 255   | 183  | △71          | △28.1        |

資料 第1表と同じ

### (3) 基幹的農業従事者は高齢層が大幅に減少

次に、農業労働力の動向を、基幹的農業従事者<sup>(注1)</sup>の年齢階層別推移からみることとしたい。第5表にみられるように15年時点で全国の基幹的農業従事者の約3割、65歳以上に限ると約4割が稲作単一経営に従事していた。そのため、基幹的農業従事者の動きは先にみた稲作単一経営体の減少に密接に関係しているとみられる。

第6表は、基幹的農業従事者の年齢階層別推移をみたものである。参考値ではあるが基幹的農業従事者数は15年から20年にかけて39.3万人減少し、これは10年から15年の減少人数を10万人近く上回る。そして10万人のうち65歳以上の減少人数が6万人強と過半を占めている。

これはかつて日本農業で最大の担い手だった昭和一ケタ世代の減少による影響が大きいとみられる。昭和一ケタ世代を含む世代の基幹的農業従事者は10年には52.4万人に上ったが15年には27.2万人とほぼ半減し、団塊世代を含む階層30.5万人を下回った。さらに20年には昭和一ケタ世代を含む階層は9.1万人と15年時点のほぼ3分の1にまで減少するとともに、団塊世代を含む階層も15年比で減少に転じている。

また、同表のコーホート変

化人数からは、稲作農業経営体に多い新規自営就農（定年帰農等、家族経営の世帯員の自営農業への就業が主となるケース）も大きく減少したことが読み取れる。同表の60～69歳のコーホート変化数（例えば15年の60～64歳層は20年には65～69歳層に移動したとしてその差をみたもの）をみると増加人数

第5表 2015年時点の基幹的農業従事者数(販売農家)に占める65歳以上割合

(単位 千人、%)

|           | 男女計   | うち65歳以上 |      | 構成比   |
|-----------|-------|---------|------|-------|
|           |       | 65歳以上割合 | 構成比  |       |
| 全国合計      | 1,754 | 1,132   | 64.6 | 100.0 |
| 単一経営計     | 1,214 | 791     | 65.1 | 69.8  |
| うち稲作      | 588   | 450     | 76.5 | 39.7  |
| 主位部門が8割未満 | 451   | 267     | 59.2 | 23.6  |
| 販売なし      | 89    | 75      | 83.9 | 6.6   |

資料 第1表に同じ

第6表 年齢階層別基幹的農業従事者数の推移

(単位 千人、%)

| 年齢階層        | 10年<br>(販売農家) | 15<br>(販売農家) | 20<br>(個人経営体) | 増減数   |               | コーホート<br>変化人数 |               |
|-------------|---------------|--------------|---------------|-------|---------------|---------------|---------------|
|             |               |              |               | 15-10 | 20-15<br>(参考) | 15-10         | 20-15<br>(参考) |
| 15～19       | 0.9           | 0.8          | 0.6           | △0.1  | △0.2          | —             | —             |
| 20～24       | 10            | 7            | 5             | △3    | △2            | 6             | 4             |
| 25～29       | 21            | 17           | 11            | △4    | △6            | 7             | 4             |
| 30～34       | 28            | 27           | 20            | △2    | △7            | 6             | 3             |
| 35～39       | 36            | 34           | 30            | △2    | △4            | 6             | 3             |
| 40～44       | 47            | 42           | 37            | △6    | △4            | 5             | 3             |
| 45～49       | 74            | 50           | 43            | △23   | △7            | 3             | 1             |
| 50～54       | 117           | 77           | 50            | △40   | △27           | 3             | △0            |
| 55～59       | 193           | 125          | 76            | △67   | △49           | 9             | △0            |
| 60～64       | 271           | 242          | 139           | △29   | △103          | 49            | 14            |
| 65～69       | 303           | 305          | 252           | 2     | △53           | 33            | 10            |
| 70～74       | 361           | 283          | 264           | △78   | △19           | △20           | △40           |
| 75～79       | 333           | 272          | 197           | △60   | △76           | △89           | △87           |
| 80～84       | 192           | 186          | 145           | △5    | △42           | △146          | △128          |
| 85歳以上       | 65            | 85           | 91            | 20    | 6             | —             | —             |
| 合計          | 2,051         | 1,754        | 1,361         | △298  | △393          | —             | —             |
| 65歳以上       | 1,253         | 1,132        | 949           | △121  | △183          | —             | —             |
| 昭和一ケタ世代含む階層 | 524           | 272          | 91            | △253  | △180          | —             | —             |
| 団塊世代含む階層    | 271           | 305          | 264           | 33    | △40           | —             | —             |

資料 第1表に同じ

(注) 1 〇は団塊世代含む階層。■は昭和一ケタ世代含む階層。

2 20-15の数字は参考値。



(第6表太字部分の縦計)が15年の8.3万人から参考値ではあるが20年は2.4万人と4分の1近くに縮小している。

このように、基幹的農業従事者の減少は、とくに昭和一けた世代の農業者の減少が大きく影響したとみられる。この動きはとくに小規模な稲作経営体中心に生じたとみられ、さらに団塊世代の減少や定年等による新規自営就農の縮小も加わり、農業経営体の大幅な減少につながったと考えられる。なお、既存経営体の離農・経営縮小については、上記の人的要因に加え、使用が長期化していた農機の更新時期による影響もあったとみられる(内田(2017a)参照)。小規模な経営体が新たな投資を行うことは難しく、また農機なしで次世代が自営就農することも難しいであろう。加えて15年から20年にかけて人・農地プランや農地中間管理事業等を通じ農地の受け皿となる経営体へ農地集積を進める施策がとられたこともその動きを加速させたとみられる。

(注1) 基幹的農業従事者とは、自営農業に主として従事した世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事しているものをいう。

(注2) 10年、15年は販売農家、20年は個人経営体の数字であるが、15年時点で両者の差は約3千人とわずかであり、大まかな傾向は把握できると考えた。

#### (4) 法人経営体は大幅に増加

20年センサスでは個人経営体が大きく減少する一方、法人経営体は15年に比べ3.5千、率にして13%の大幅増になった。

ここでは離農・経営縮小する個人経営体の受け皿として、土地利用型農業の法人経

第7表 業種別農地所有適格法人数(各年1月1日現在)

(単位 千法人)

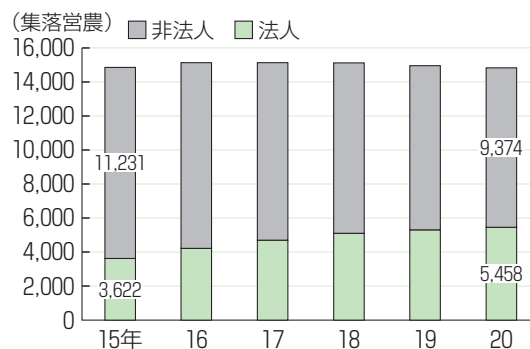
|       | 15年  | 16   | 17   | 18   | 19   | 増減数<br>19-15 |
|-------|------|------|------|------|------|--------------|
| 合計    | 15.1 | 16.2 | 17.1 | 18.2 | 19.2 | 4.1          |
| 米麦作   | 6.0  | 6.7  | 7.3  | 7.8  | 8.3  | 2.3          |
| 果樹    | 1.1  | 1.2  | 1.2  | 1.3  | 1.3  | 0.2          |
| 畜産    | 2.7  | 2.8  | 2.9  | 3.1  | 3.3  | 0.6          |
| そ菜    | 2.9  | 3.1  | 3.3  | 3.5  | 3.6  | 0.7          |
| 工芸作物  | 0.5  | 0.5  | 0.5  | 0.6  | 0.6  | 0.1          |
| 花き・花木 | 0.8  | 0.8  | 0.8  | 0.9  | 0.9  | 0.1          |
| そのほか  | 1.0  | 1.1  | 1.1  | 1.2  | 1.2  | 0.2          |

資料 農林水産省経営局資料

営体の動向に注目する。センサスの部門別法人経営体の詳細はまだ公表されていないため、代わりに農地所有適格法人数の業種別推移をみたものが第7表である。15年から19年にかけて最も増加したのは米麦作の法人で増加数は2千を超え、以下そ菜(野菜)、畜産が続く。そして、この米麦作の農地所有適格法人の大幅な増加の背景には集落営農における法人経営体の増加がある。

第1図は農林水産省「集落営農実態調査」から、15年から20年にかけての集落営農数の推移をみたものであるが、この間非法人の集落営農組織が約2千減少するとともにほぼ同数の法人が増加している。そのため、

第1図 法人・非法人別集落営農数の推移  
(各年2月1日現在)



資料 農林水産省「集落営農実態調査」

センサスにおける法人経営体の増加は米麦作の法人経営体の増加、なかでも集落営農組織の法人化による影響が大きいとみられる。

先の「集落営農実態調査」によれば、20年時点の全国の集落営農組織1万4,832のうち約6割が人・農地プランにおける中心経営体として位置付けられている。そのため、流動化した農地の受け皿として、とくに法人化した集落営農組織の役割が大きくなっていることが示唆される。

## (5) 経営耕地の借入割合が上昇

上記のように農業経営体は大幅に減少したが、その経営耕地がどのように変化したかを次にみていきたい。第8表は10年から20年にかけての経営耕地の動きをみたものである。

15年から20年にかけて農業経営体の経営

耕地は全国で19.5万ha、率にして6%減少した。これを北海道・都府県別にみると北海道は1.2万ha、1%の減少にとどまる一方、都府県は18.3万ha、8%減少し、経営耕地減少のほとんどが都府県で生じた。そのため、北海道の経営耕地の全国シェアは32%へ上昇し、土地利用型農業のさらなる集中が進んだ。

経営耕地総面積は大きく減少したが1経営体当たりの面積は北海道、都府県ともに拡大し、北海道では30ha、都府県で2haを超えている。この規模拡大の動きと並行し大規模層への集積も進んでいる。第9表は、北海道、都府県別に経営規模別の耕地面積の割合をみたものである。北海道の100ha未満の階層は全てシェアを落とし、100ha以上層の経営耕地面積シェアは25.9%と4分の1を上回った。都府県をみても5ha以上の階層は全てシェアを上げ、5ha以上層の経営耕地面積シェアは50.4%と5割を超えた。

さらに、第8表からは農地の貸借が都府県を中心にさらに進んだこともわかる。15年から20年にかけて農業経営体の借入面積は全国で10.4万ha増加し、借入割合も4割近くに上昇した。そのうち都府県の借入面積が8.3万haと約8割を占め、借入割合も45%と北海道の25%を大幅に上回っている。

このように20年センサスの経営耕地の動きの特徴としては、全国的に大規模層への集積が主に借入れを通

第8表 経営耕地の推移

(単位 千ha、%、ポイント)

|             |         | 10年   | 15    | 20    | 増減数<br>20-15 | 増減率<br>20/15 |
|-------------|---------|-------|-------|-------|--------------|--------------|
| 全国          | 経営耕地総面積 | 3,632 | 3,451 | 3,257 | △195         | △6           |
|             | 所有耕地    | 2,568 | 2,287 | 1,988 | △299         | △13          |
|             | 借入耕地    | 1,063 | 1,164 | 1,268 | 104          | 9            |
|             | 対総面積割合  | 29    | 34    | 39    | 5            | 15           |
| 北海道         | 経営耕地総面積 | 1,068 | 1,050 | 1,039 | △12          | △1           |
|             | 所有耕地    | 837   | 812   | 779   | △33          | △4           |
|             | 借入耕地    | 231   | 239   | 260   | 22           | 9            |
|             | 対総面積割合  | 22    | 23    | 25    | 2            | 10           |
| 都府県         | 経営耕地総面積 | 2,563 | 2,401 | 2,218 | △183         | △8           |
|             | 所有耕地    | 1,732 | 1,475 | 1,210 | △266         | △18          |
|             | 借入耕地    | 832   | 926   | 1,008 | 83           | 9            |
|             | 対総面積割合  | 32    | 39    | 45    | 7            | 18           |
| 1経営体当たり(ha) |         | 2.2   | 2.5   | 3.1   | 0.5          | 22           |
|             | 北海道     | 23.5  | 26.5  | 30.6  | 4.1          | 16           |
|             | 都府県     | 1.6   | 1.8   | 2.2   | 0.4          | 19           |

資料 第1表に同じ

第9表 経営耕地面積規模別面積割合(2020年)

(単位 %、ポイント)

|                  | 1ha未満                | 1～5                  | 5～10                | 10～30              | 30～50              | 50～100             | 100ha以上           | 5ha超               |
|------------------|----------------------|----------------------|---------------------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------|--------------------|
| 全国               | 9.3                  | 24.9                 | 10.1                | 18.9               | 11.7               | 13.4               | 11.7              | 65.8               |
| 北海道              | 0.1                  | 1.3                  | 2.8                 | 20.1               | 21.3               | 28.4               | 25.9              | 98.6               |
| 都府県              | 13.6                 | 36.0                 | 13.5                | 18.4               | 7.2                | 6.4                | 5.0               | 50.4               |
| 対15年比増減          | △2.6<br>△0.0<br>△3.5 | △5.3<br>△0.4<br>△6.7 | △0.2<br>△0.8<br>0.3 | 1.5<br>△3.6<br>3.8 | 1.4<br>△0.9<br>2.1 | 1.7<br>△0.7<br>2.2 | 3.5<br>6.3<br>1.8 | 7.9<br>0.4<br>10.2 |
| 全国<br>北海道<br>都府県 |                      |                      |                     |                    |                    |                    |                   |                    |

資料 第1表に同じ

じて進んだものの、都府県では経営耕地面積減少のスピードに集積が追いつかず経営耕地面積がネットで減少したことが挙げられる。

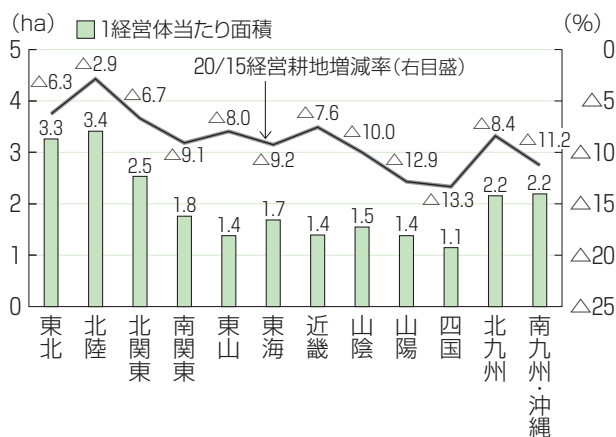
この都府県での大規模層への経営耕地の集積と、ネットでの減少が並行して進んだ背景を考えてみたい。経営耕地の減少の要因の一つとして、農業経営体の定義にあてはまらない自給的農家や土地持ち非農家への移動が考えられる。15年センサスで都府県の自給的農家の経営耕地は14.6万ha、土地持ち非農家の貸付けを除く所有耕地は2.3万haで合計約17万haあった。しかし、20年センサスでは自給的農家数は7万戸減少し、土地持ち非農家の貸付けを除く耕地はそもそもわずかであるので、それらが大幅に増加していることは考えにくい。そのため、減少面積の相当の割合が転用や耕作に供されない農地になったとみられる。例えば、農林水産省「耕地及び作付面積統計」をみると、16年から20年の5年間の累計で耕地のかい廃面積は15.4万ha、うち通常の農作業では作物栽培が困難な荒廃農地は7.6万haとなり、その前の5年間の累計に比べそれぞれ4.3万ha、3万ha増加している。

先に、主に都府県で高齢化等の要因で小規模な稲作経営体中心に離農・経営縮小が進んでいることを指摘した。それらの経営体は15年時点では経営を継続していたわけであるが、

15年時点で高齢にもかかわらず、農機を更新せず経営を継続していた経営体は、受け手が地域にいない、もしくは農地が集積に適さないなどの農業条件が不利な地域で多かったとみられる。例えば、第2図は都府県の農業地域別に経営耕地増減率と1経営体当たり耕地面積をみたものである。東北、北陸といった1経営体当たり経営耕地面積の大きい地域で経営耕地面積減少率が低く、1経営体当たり面積が小さく、条件不利地域が多いとみられる中・四国で減少率が大きい。

一方、そうした農業条件が不利な地域で

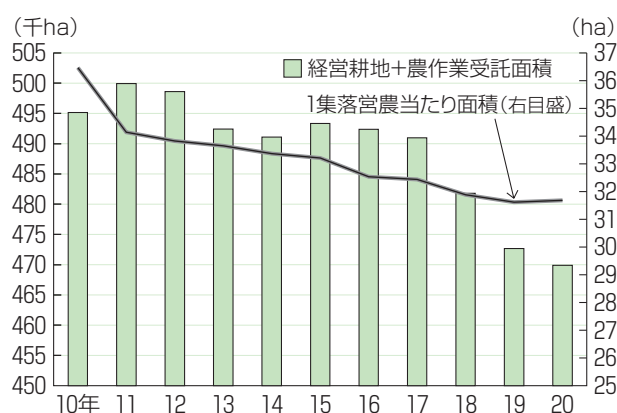
第2図 都府県農業地域別経営耕地面積増減率と1経営体当たり面積



資料 第1表に同じ

は、農地集積に関して集落営農組織がその役割を期待されていたとみられるが、この間、集落営農による農地集積にも限界がみられている。第3図は農林水産省「集落営農実態調査」から、集落営農組織の経営耕地面積＋農作業受託面積の推移をみたものである。16年以降経営耕地＋農作業受託面積、10年以降1集落営農当たり面積が減少傾向にあることがわかる。法人化がこうした集落営農組織で進められたことを先に指摘したが、経営上農業条件の不利なほ場を受け入れることが難しいケースも多いとみられる。

第3図 集落営農の経営耕地+農作業受託面積の推移



資料 第1図に同じ

以上、20年センサスから、農業構造の変化をみてきた。15年から20年にかけて、主に都府県の土地利用型農業に大きな変化がみられた。その要因の一つとして、小規模な稲作経営体の離農・経営縮小が高齢化等により進んだことが挙げられる。それら経営体の経営耕地の一部は受け皿となった経営体への集積が進んだが、相対的に農業条件が不利な地域では集積されず、都府県全体では経営耕地が減少した。また北海道ではこの間経営耕地が維持されつつ集積が進んだことも特徴的である。

農業生産における地域間格差はより拡大しており、とくに都府県の農業条件が不利な地域では、農業生産にとどまらず、地域の農業環境や農村社会への影響も懸念される。次節では地域農業・農村社会を支える基盤である農業集落の動向からそれらの点をみていく。

## 2 農業集落は多様な活動を共同・連携で維持

第10表は、20年センサスにおける農村集

第10表 農業集落における寄り合いの開催回数と議題

(単位 100集落、%)

|     | 寄り合いを開催した農業集落 | 寄り合いの議題(複数回答) |        |              |                      |                  |                |            |             |               |           |               |           |
|-----|---------------|---------------|--------|--------------|----------------------|------------------|----------------|------------|-------------|---------------|-----------|---------------|-----------|
|     |               | 年間5回以下        | 年間6回以上 | 環境美化・自然環境の保全 | 農業集落行事(祭り・イベントなど)の実施 | 農道・農業用排水路・ため池の管理 | 集落共有財産・共用施設の管理 | 農業生産にかかる事項 | 農業集落内の福祉・厚生 | 再生可能エネルギーへの取組 | 定住を推進する取組 | グリーン・ツーリズムの取組 | 6次産業化への取組 |
| 15年 | 1,299         | 410           | 889    | 1,165        | 1,172                | 1,036            | 891            | 829        | 853         | 56            | -         | -             | -         |
| 20  | 1,293         | 524           | 770    | 1,148        | 1,127                | 983              | 871            | 778        | 748         | 46            | 39        | 29            | 16        |
| 増減率 | △0.4          | 27.7          | △13.4  | △1.4         | △3.8                 | △5.1             | △2.2           | △6.1       | △12.3       | △17.8         | -         | -             | -         |

資料 第1表に同じ



落調査から、農業集落の寄り合いの開催状況をみたものである。対象13.8万集落のうち寄り合いを開催した農業集落の数は12.93万で15年の12.99万から6百、率にして0.4%減と、わずかな減少にとどまった。ただし、開催回数をみると、年間5回以下の割合が3割近く増加する一方、6回以上は13%減少し、開催頻度が減少している。また、農業に関連する寄り合いの議題をみても「農業生産にかかる事項」が6.1%、「農道・農業用排水路・ため池の管理」が5.1%減少している。一方、農業以外の議題をみると、議題として最も多い「環境美化・自然環境の保全」やそれに次ぐ「農業集落行事の実施」の減少率は5%未満と相対的に落ち込みは小さい。

このように農業集落における寄り合いの開催回数は減少するとともに、農業関連の事項が議題に上がる割合も減っている。これは先にみたように高齢の農業者が離農・営農縮小し、次世代も営農活動を集落営農組織などの受け皿組織に任せ、農業集落内

で営農活動を行う構成員が減少していることが影響しているとみられる。

その一方で、実際の活動をみると、集落の営農活動を維持するうえで重要な農業生産基盤の保全活動は農業用排水路で8割、農地や河川・水路でも過半を超える農業集落で行われている（第11表）。そして、これらの保全活動は個々の農業集落単独だけでなく「他の農業集落と共同で行う」が3～4割に上っている。さらに、都市住民との連携は1割程度、NPO・学校・企業との連携もわずかではあるがみられている。

地域活性化のための活動状況にも同様の傾向がみられる（第12表）。比較的取組みが容易とみられる環境美化や農業集落行事は10万以上の農業集落で行われているが、これらの活動も他の集落との連携が3～4割、都市住民、NPO・学校・企業との連携も1割前後ある。一方、経済効果が大きいとみられる定住推進、グリーン・ツーリズム、6次産業化、再エネの活動は1千～3千集落の実施にとどまるが、取組みのなかには

第11表 農業集落における地域資源の保全の状況(複数回答)

(単位 100集落、%)

|                | 農業用排水路 | 農地    | 河川・水路 | ため池・湖沼 | 森林    |
|----------------|--------|-------|-------|--------|-------|
| 地域資源がある農業集落①   | 1,256  | 1,360 | 1,237 | 463    | 1,044 |
| 保全活動を行っている②    | 1,019  | 715   | 747   | 298    | 286   |
| 単独で保全          | 547    | 496   | 408   | 184    | 199   |
| 他の農業集落と共同③     | 472    | 219   | 339   | 115    | 87    |
| 都市住民と連携して保全④   | 103    | 67    | 94    | 27     | 22    |
| NPO・学校・企業と連携⑤  | 17     | 28    | 16    | 5      | 9     |
| 保全活動実施割合(②/①)  | 81     | 53    | 60    | 64     | 27    |
| 共同・連携先割合       |        |       |       |        |       |
| 他の農業集落(③/②)    | 46.3   | 30.6  | 45.3  | 38.4   | 30.3  |
| 都市住民(④/②)      | 10.1   | 9.4   | 12.6  | 9.1    | 7.6   |
| NPO・学校・企業(⑤/②) | 1.7    | 3.9   | 2.2   | 1.6    | 3.1   |

資料 第1表に同じ

第12表 農業集落における地域活性化のための活動状況(複数回答)

(単位 100集落、%)

|                                                                                                    | 環境美<br>化・自然環境<br>の保全                       | 農業集<br>落行事<br>(祭り・<br>イベント<br>など)の<br>実施 | 農業集<br>落内の<br>福祉・<br>厚生 | 定住を<br>推進す<br>る取組  | グリー<br>ン・ツー<br>リズム<br>の取組 | 6次産<br>業化へ<br>の取組    | 再生可<br>能エネ<br>ルギー<br>への<br>取組 |                      |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------|------------------------------------------|-------------------------|--------------------|---------------------------|----------------------|-------------------------------|----------------------|
| 活動実施集落数①                                                                                           | 1,104                                      | 1,073                                    | 684                     | 32                 | 25                        | 14                   | 31                            |                      |
| <div> <div>単独の農業集落</div> <div>他の農業集落と共同②</div> <div>都市住民と共同③</div> <div>NPO・学校・企業と連携④</div> </div> | 792                                        | 652                                      | 487                     | 18                 | 14                        | 8                    | 18                            |                      |
|                                                                                                    | 312                                        | 420                                      | 197                     | 14                 | 11                        | 6                    | 13                            |                      |
|                                                                                                    | 128                                        | 125                                      | 58                      | 6                  | 7                         | 2                    | 3                             |                      |
|                                                                                                    | 82                                         | 81                                       | 36                      | 4                  | 5                         | 2                    | 4                             |                      |
| 共同・<br>連携先<br>割合                                                                                   | 他の農業集落(②/①)<br>都市住民(③/①)<br>NPO・学校・企業(④/①) | 28.2<br>11.6<br>7.4                      | 39.2<br>11.7<br>7.5     | 28.8<br>8.5<br>5.2 | 42.5<br>19.6<br>13.4      | 44.6<br>26.3<br>21.0 | 40.5<br>13.9<br>16.7          | 40.6<br>10.8<br>14.3 |

資料 第1表に同じ

グリーン・ツーリズムのように都市住民、NPO・学校・企業と連携して行う割合が2割を超える活動もある。

集落内の農業に関わる構成員が減少するなか、地域資源の保全や地域活性化のための活動は、広域化や多様な主体との共同・連携により維持されていることがうかがえる。

### 3 農業構造・農村集落の変化と農協

ここでは上記の農業構造・農業集落の変

化と農協組織・事業との関係、さらに今後の課題について、まとめておきたい。

#### (1) 農業構造・農業集落の変化と農協の組織基盤・事業体制

農業構造の変化、とくに稲作を中心とした小規模な農業経営体の離農・経営縮小、集落営農組織を中心とする法人経営体の増加により農協の組合員組織、営農指導体制に変化がみられる。第13表にみられるように正組合員のなかで個人組合員が減少する一方、法人組合員は大きく増加している。また生産組織(生産部会)は耕種農業を中心

第13表 総合農協の組合員組織等関連データの推移

(単位 千人、千組織、%)

|          | 個人正組合員 | 法人正組合員 | 営農指導員 | うち耕種 | 野菜  | 経営指導 | 生産組織 | うち耕種 | 野菜   | 集落組織 | 税務指導窓口設置組合割合 |
|----------|--------|--------|-------|------|-----|------|------|------|------|------|--------------|
| 10年      | 4,707  | 12.9   | 14.5  | 3.4  | 4.1 | 1.6  | 18.8 | 3.9  | 6.8  | 145  | 64           |
| 15       | 4,416  | 17.8   | 13.9  | 3.4  | 3.9 | 1.7  | 17.6 | 3.3  | 6.6  | 131  | 58           |
| 18       | 4,226  | 22.2   | 13.5  | 3.2  | 4.0 | 1.6  | 16.6 | 3.1  | 6.3  | 125  | 57           |
| 増減率18/15 | △4.3   | 24.7   | △2.8  | △4.1 | 1.7 | △3.1 | △5.3 | △6.9 | △4.6 | △4.4 | -            |

資料 農林水産省「総合農協統計表」

第14表 農産物販売金額1位の出荷先別割合

(単位 %)

|     | 農協   | 農協以外の集出荷団体 | 卸売市場 | 小売業者 | 食品製造業・外食産業 | 消費者に直接販売 | その他 |
|-----|------|------------|------|------|------------|----------|-----|
| 10年 | 67.2 | 9.2        | 5.9  | 4.2  | 0.8        | 10.1     | 2.7 |
| 15  | 66.2 | 8.7        | 6.3  | 4.8  | 1.5        | 8.8      | 3.8 |
| 20  | 64.3 | 9.7        | 6.4  | 5.3  | 1.6        | 8.9      | 3.9 |

資料 第1表と同じ

に再編が進んでおり、営農指導員の配置も変化している。

農協は、専門性を高める個別経営体の組織再編を進めるとともに、土地利用型などの耕種農業については離農・経営縮小の受け皿となる法人経営体との関係を強化していることが示唆される。

こうした取組みにより、生産者との関係は維持されている。20年センサスデータにおける農業経営体の販売先（第14表）をみても、農産物販売金額1位の出荷先としては、農協が依然として6割を超え圧倒的に多く、以下農協以外の集出荷団体、消費者に直接販売が続く。筆者は内田（2017b、2020）で農業構造の変化に農協およびJAグループが農協の組織・事業構造を柔軟に変化させ対応したことを指摘したが、そのことも生産者と農協の関係の維持につながったとみられる。

また、農業構造の変化は農協の基礎組織である集落組織（農事実行組合や農家組合など様々な名称で呼ばれる。以下「農協集落組織」という）にも影響している。第13表のように農協集落組織は全国で約12.5万あり、先のセンサスの寄り合いを開催した農業集落の約13万とはほぼ等しく、両者の多くは重な

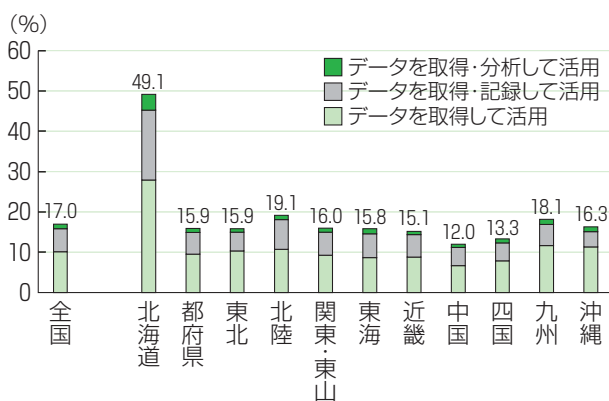
っていると考えられる。農協集落組織は減少傾向にあるが、このなかには農協からの働きかけにより再編しているケースも多い。農業に関わる集落構成員の減少は今後も続くともみられ、より広域での農協集落組織の再編を進め、その機能や活動を維持し、地域資源の保全や地域活性化につなげていくことも農協の課題になるとみられる。

## (2) 経営関連調査結果にみるこれからの課題

20年センサスでみられた農業構造の変化は今後も一定程度進むとみられる。そうした変化に対応するための農協およびJAグループの課題等について、今回のセンサス調査には非常に示唆される結果もあり、最後にそれらを紹介することとしたい。

一つ目は農業経営におけるデータ活用である。第4図は農業経営におけるデータ活用についての農業経営体の回答結果だが、データを農業経営に活用している経営体は全国平均では全体の17.0%と6経営体に1経営体の割合である。内訳をみると「スマー

第4図 データを活用した農業を行っている経営体の割合



資料 第1表と同じ

トフォン、パソコンなどを用いて気象、市況などのデータを取得して活用」が10.1%、「データを取得・記録して活用」が5.7%、さらに「センサー、ドローンなどを用いては場環境や生育状況などのデータを取得し、専用のアプリなどで分析して活用」が1.1%である。

特徴的なのは農業地域別にみた割合で、北海道では農業経営体のほぼ半数49.1%がデータを活用しているのに対し、都府県では15.9%にとどまり、とくに中・四国などの中山間地域等条件不利地域の経営体が多いとみられる地域で低くなっている。

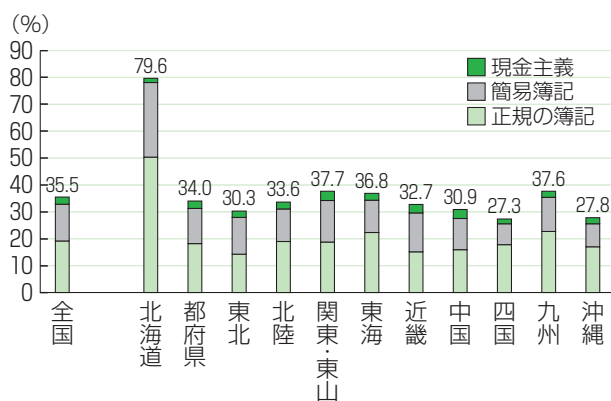
品目別の調査結果はまだ公表されていないが、北海道は耕種、畜産を問わず大規模経営の割合が高く、また十勝農協連に代表されるJAグループを通じた先進的なデータ活用も盛んなことが背景にあるとみられる。一方、都府県では稲作経営体を中心に小規模経営体のウエイトが高いことがデータ活用の低さの背景にあらう。しかし、今回みたような農業構造の変化が続けば、省力化やコスト削減のためのデータ活用、さらに近年大きな課題となっている気候変動や需要環境にあった生産のためのデータ活用がますます重要になるとみられる。そして、それらは中山間地域等条件不利地域ほど導入が急務とされる（北島（2019））。

農協は生産組織を通じて、一度に多くの農業者にデータ活用を提案することができる。そして、多くの参加者を得ることで収集するデータの精度を上げることができ、産地維持のための有力なツールとなりうる

であらう。例えば、JA島原雲仙は中山間地におけるブロッコリー産地の規模を維持・拡大するためのスマート農業一貫体系の実証に、農林水産省のスマート農業実証プロジェクトにより20年から取り組んでいる。

二つ目は農業経営体の経営管理についてである。第5図は農業経営体の税務申告状況を聞いた結果であるが、全国数値をみると青色申告を行っている経営体は全体の35.5%と3経営体に1経営体の割合である。そしてデータ活用同様、北海道と都府県の差は大きく、北海道が8割近いのに対し、都府県では34.0%にとどまる。ただし、この数字は構造変化が今後も継続し、経営体の栽培・飼養規模、設備投資・販売金額等が拡大するなか、上昇していく可能性は高いであらう。ここで先の第13表で税務指導窓口を設置する農協は過半を超えており、また経営指導にかかる営農指導員は全国で約1,600人配置されている。農業経営体の経営管理の向上に資する事業や体制は農協事業のなかに既に組み込まれている。さらに

第5図 青色申告を行っている経営体の割合



資料 第1表に同じ



言えば、先のICTなどの導入によるデータ活用と経営管理を組み合わせしていくことも重要な課題になるとみられる。例えば、農業経営体の生産技術データと経営データの一元化により、農業経営のサポートを目指すシステムには、十勝農協連の「十勝地域組合員総合支援システム（TAF）」がある。

## おわりに

本稿では、20年センサスを用いて、日本の農業構造・農業集落の変化とその背景について概観した。そこからは、想定されたとはいえ土地利用型農業において農業条件が相対的に不利な地域で農業構造が急速に変化していることが示唆された。一方、農業生産基盤と農村社会を支える農業集落は多様な主体との共同・連携によりその活動を維持しているが、急速な構造変化の下でその持続性に不安が残るものとなっている。

JAグループは従来、そうした変化に柔軟に対応し食の安定供給と地域社会・経済の持続のために大きな役割を果たし、それはコロナ禍でも高く評価されている。新たな課題もみられるなか日本の農業生産の維持と地域活性化の両立のために、農業構造変化に対応したより積極的な対応が求められるよう。

### <参考文献>

- ・植田展大（2021）「構造再編が進む日本農業と2020年の食料・農業・農村基本計画」『農林金融』1月号
- ・内田多喜生（2017a）「土地利用型農業の担い手の構造変化とJAグループの課題」『農林金融』1月号
- ・内田多喜生（2017b）「品目別にみた農業生産構造の変化と農協の営農支援体制について」『農林金融』9月号
- ・内田多喜生（2020）「総合農協が地域の持続性に果たす役割について」『農林金融』3月号
- ・北島顕正（2019）「農林水産業へのICTの活用——政府の取組と活用に向けての課題——」『調査と情報』No. 1052

（うちだ たきお）



# 統計資料

## 目次

|                                         |      |
|-----------------------------------------|------|
| 1. 農林中央金庫 資金概況 (海外勘定を除く) .....          | (53) |
| 2. 農林中央金庫 団体別・科目別・預金残高 (海外勘定を除く) .....  | (53) |
| 3. 農林中央金庫 団体別・科目別・貸出金残高 (海外勘定を除く) ..... | (53) |
| 4. 農林中央金庫 主要勘定 (海外勘定を除く) .....          | (54) |
| 5. 信用農業協同組合連合会 主要勘定 .....               | (54) |
| 6. 農業協同組合 主要勘定 .....                    | (54) |
| 7. 信用漁業協同組合連合会 主要勘定 .....               | (56) |
| 8. 漁業協同組合 主要勘定 .....                    | (56) |
| 9. 金融機関別預貯金残高 .....                     | (57) |
| 10. 金融機関別貸出金残高 .....                    | (58) |

〈特別掲載 (2020年9月末数値)〉

|                                  |      |
|----------------------------------|------|
| 11. 信用農業協同組合連合会都道府県別主要勘定残高 ..... | (59) |
| 12. 農業協同組合都道府県別主要勘定残高 .....      | (60) |
| 13. 信用漁業協同組合連合会都道府県別主要勘定残高 ..... | (61) |
| 14. 漁業協同組合都道府県別主要勘定残高 .....      | (62) |

統計資料照会先 農林中金総合研究所調査第一部  
T E L 03 (6362) 7752  
F A X 03 (3351) 1153

### 利用上の注意 (本誌全般にわたる統計数値)

- 1 数字は単位未満四捨五入しているので合計と内訳が不突合の場合がある。
- 2 表中の記号の用法は次のとおりである。  
「0」 単位未満の数字 「-」 皆無または該当数字なし  
「…」 数字未詳 「△」 負数または減少  
「\*」 訂正数字 「P」 速報値

# 1. 農林中央金庫資金概況

(単位 百万円)

| 年 月 日     | 預 金        | 発行債券      | そ の 他      | 現 金<br>預 け 金 | 有価証券       | 貸 出 金      | そ の 他      | 貸借共通<br>合 計 |
|-----------|------------|-----------|------------|--------------|------------|------------|------------|-------------|
| 2015 . 11 | 55,069,608 | 3,310,159 | 34,886,751 | 11,452,355   | 58,786,621 | 18,011,449 | 5,016,093  | 93,266,518  |
| 2016 . 11 | 62,156,444 | 2,660,005 | 34,258,363 | 23,239,736   | 59,147,171 | 11,493,785 | 5,194,120  | 99,074,812  |
| 2017 . 11 | 65,351,033 | 1,990,737 | 37,532,262 | 26,607,557   | 56,910,855 | 10,540,370 | 10,815,250 | 104,874,032 |
| 2018 . 11 | 65,994,876 | 1,429,293 | 32,295,555 | 22,245,610   | 52,311,209 | 14,016,714 | 11,146,191 | 99,719,724  |
| 2019 . 11 | 64,623,419 | 940,978   | 32,882,995 | 20,680,925   | 53,200,627 | 18,136,480 | 6,429,360  | 98,447,392  |
| 2020 . 6  | 66,119,194 | 679,680   | 35,724,801 | 20,131,725   | 54,739,090 | 18,178,601 | 9,474,259  | 102,523,675 |
| 7         | 65,057,441 | 642,687   | 33,399,548 | 19,036,661   | 48,201,969 | 18,533,255 | 13,327,791 | 99,099,676  |
| 8         | 64,736,441 | 605,609   | 34,329,201 | 19,491,119   | 48,698,768 | 18,904,699 | 12,576,665 | 99,671,251  |
| 9         | 65,013,612 | 534,521   | 36,848,052 | 19,054,985   | 50,476,935 | 19,260,623 | 13,603,642 | 102,396,185 |
| 10        | 64,982,822 | 497,508   | 34,137,795 | 18,801,293   | 48,179,415 | 20,002,208 | 12,635,209 | 99,618,125  |
| 11        | 65,139,976 | 460,510   | 33,307,957 | 17,038,736   | 47,942,031 | 21,219,769 | 12,707,907 | 98,908,443  |

(注) 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。

## 2. 農林中央金庫・団体別・科目別・預金残高

2020年11月末現在

(単位 百万円)

| 団 体 別         | 定期預金       | 通知預金   | 普通預金      | 当座預金   | 別段預金      | 公金預金  | 計          |
|---------------|------------|--------|-----------|--------|-----------|-------|------------|
| 農 業 団 体       | 54,092,773 | -      | 3,422,523 | 493    | 4,247     | -     | 57,520,037 |
| 水 産 団 体       | 1,862,077  | 347    | 133,253   | 1      | 33        | -     | 1,995,711  |
| 森 林 団 体       | 1,990      | -      | 6,030     | 1      | 211       | -     | 8,232      |
| そ の 他 会 員     | 1,399      | -      | 27,650    | -      | -         | -     | 29,049     |
| 会 員 計         | 55,958,238 | 347    | 3,589,457 | 495    | 4,491     | -     | 59,553,028 |
| 会 員 以 外 の 者 計 | 633,869    | 18,683 | 533,093   | 88,316 | 4,307,484 | 5,503 | 5,586,948  |
| 合 計           | 56,592,107 | 19,030 | 4,122,550 | 88,811 | 4,311,976 | 5,503 | 65,139,976 |

(注) 1 金額は単位未満を四捨五入しているため、内訳と一致しないことがある。 2 上記表は、国内店分。  
3 海外支店分預金計 392,158百万円。

## 3. 農林中央金庫・団体別・科目別・貸出金残高

2020年11月末現在

(単位 百万円)

| 団 体 別      | 証 書 貸 付    | 手 形 貸 付 | 当 座 貸 越   | 割 引 手 形 | 計          |
|------------|------------|---------|-----------|---------|------------|
| 系 統 団 体 等  |            |         |           |         |            |
| 農 業 団 体    | 2,138,451  | 13,959  | 101,686   | -       | 2,254,096  |
| 開 拓 団 体    | -          | -       | -         | -       | -          |
| 水 産 団 体    | 56,546     | 5,146   | 10,218    | -       | 71,910     |
| 森 林 団 体    | 1,973      | 1,328   | 3,134     | 2       | 6,437      |
| そ の 他 会 員  | 1,000      | 520     | 20        | -       | 1,540      |
| 会 員 小 計    | 2,197,970  | 20,953  | 115,057   | 2       | 2,333,982  |
| その他系統団体等小計 | 144,579    | 9,348   | 54,235    | -       | 208,162    |
| 計          | 2,342,549  | 30,301  | 169,292   | 2       | 2,542,144  |
| 関 連 産 業    | 5,097,185  | 54,455  | 1,151,526 | 1,343   | 6,304,509  |
| そ の 他      | 11,625,580 | 8,866   | 738,670   | -       | 12,373,117 |
| 合 計        | 19,065,314 | 93,622  | 2,059,488 | 1,345   | 21,219,770 |

(貸 方)

## 4. 農 林 中 央 金

| 年 月 末    | 預 金       |            |            | 譲 渡 性 預 金 | 発 行 債 券 |
|----------|-----------|------------|------------|-----------|---------|
|          | 当 座 性     | 定 期 性      | 計          |           |         |
| 2020. 6  | 9,591,397 | 56,527,797 | 66,119,194 | 22,980    | 679,680 |
| 7        | 8,670,223 | 56,387,218 | 65,057,441 | -         | 642,687 |
| 8        | 8,426,113 | 56,310,328 | 64,736,441 | 22,980    | 605,609 |
| 9        | 8,523,759 | 56,489,853 | 65,013,612 | 22,980    | 534,521 |
| 10       | 8,550,349 | 56,432,473 | 64,982,822 | -         | 497,508 |
| 11       | 8,546,946 | 56,593,030 | 65,139,976 | 22,980    | 460,510 |
| 2019. 11 | 7,100,937 | 57,522,482 | 64,623,419 | 32,980    | 940,978 |

(借 方)

| 年 月 末    | 現 金    | 預 け 金      | 有 価 証 券    |            | 商品有価証券 | 買 入 手 形 | 手 形 貸 付 |
|----------|--------|------------|------------|------------|--------|---------|---------|
|          |        |            | 計          | う ち 国 債    |        |         |         |
| 2020. 6  | 29,580 | 20,102,144 | 54,739,090 | 12,124,633 | 7      | -       | 181,647 |
| 7        | 28,064 | 19,008,597 | 48,201,969 | 11,902,699 | -      | -       | 198,846 |
| 8        | 69,592 | 19,421,527 | 48,698,768 | 12,184,506 | 1,025  | -       | 189,216 |
| 9        | 40,421 | 19,014,563 | 50,476,935 | 11,774,698 | -      | -       | 79,817  |
| 10       | 54,186 | 18,747,107 | 48,179,415 | 11,827,604 | 503    | -       | 86,327  |
| 11       | 46,275 | 16,992,461 | 47,942,031 | 11,585,029 | 1      | -       | 93,622  |
| 2019. 11 | 41,497 | 20,639,427 | 53,200,627 | 10,473,971 | 4,618  | -       | 168,795 |

(注) 1 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。 2 預金のうち当座性は当座・普通・通知・別段預金。  
3 預金のうち定期性は定期預金。

## 5. 信 用 農 業 協 同 組

| 年 月 末    | 貸          |            | 方         |           |           |
|----------|------------|------------|-----------|-----------|-----------|
|          | 貯 金        |            | 譲 渡 性 貯 金 | 借 入 金     | 出 資 金     |
|          | 計          | う ち 定 期 性  |           |           |           |
| 2020. 6  | 68,309,973 | 66,762,685 | 886,236   | 2,244,626 | 2,284,984 |
| 7        | 68,286,666 | 66,835,632 | 963,745   | 2,202,126 | 2,333,028 |
| 8        | 68,747,646 | 67,061,469 | 969,204   | 2,202,127 | 2,334,127 |
| 9        | 68,371,843 | 66,999,793 | 860,771   | 2,231,376 | 2,336,957 |
| 10       | 68,693,664 | 67,531,257 | 918,088   | 2,233,369 | 2,336,957 |
| 11       | 68,669,455 | 67,192,735 | 930,022   | 2,234,304 | 2,336,957 |
| 2019. 11 | 67,462,149 | 66,325,732 | 1,166,147 | 2,288,483 | 2,114,072 |

(注) 1 貯金のうち「定期性」は定期貯金・定期積金の計。 2 出資金には回転出資金を含む。

## 6. 農 業 協 同 組

| 年 月 末    | 貸 金        |            |             | 方 借 入 金 |         |
|----------|------------|------------|-------------|---------|---------|
|          | 貯 金        |            |             | 計       | うち信用借入金 |
|          | 当 座 性      | 定 期 性      | 計           |         |         |
| 2020. 5  | 39,755,791 | 65,152,493 | 104,908,284 | 730,238 | 646,479 |
| 6        | 40,752,656 | 65,620,960 | 106,373,616 | 719,774 | 635,946 |
| 7        | 40,501,368 | 65,851,920 | 106,353,288 | 730,689 | 647,021 |
| 8        | 41,126,694 | 65,772,203 | 106,898,897 | 715,337 | 631,418 |
| 9        | 41,079,215 | 65,472,607 | 106,551,822 | 726,720 | 642,712 |
| 10       | 42,073,043 | 65,193,403 | 107,266,446 | 725,760 | 641,805 |
| 2019. 10 | 38,098,835 | 66,833,292 | 104,932,127 | 699,456 | 608,850 |

(注) 1 貯金のうち当座性は当座・普通・貯蓄・通知・出資予約・別段。 2 貯金のうち定期性は定期貯金・譲渡性貯金・定期積金。  
3 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。



# 庫 主 要 勘 定

(単位 百万円)

| コ ー ル マ ネ ー | 受 託 金     | 資 本 金     | そ の 他      | 貸 方 合 計     |
|-------------|-----------|-----------|------------|-------------|
| -           | 1,863,806 | 4,040,198 | 29,797,817 | 102,523,675 |
| -           | 1,959,811 | 4,040,198 | 27,399,539 | 99,099,676  |
| -           | 2,229,264 | 4,040,198 | 28,036,759 | 99,671,251  |
| -           | 1,889,751 | 4,040,198 | 30,895,123 | 102,396,185 |
| -           | 2,027,555 | 4,040,198 | 28,070,042 | 99,618,125  |
| -           | 1,753,941 | 4,040,198 | 27,490,838 | 98,908,443  |
| -           | 1,960,223 | 4,040,198 | 26,849,594 | 98,447,392  |

| 貸 出 金      |           |         |            | コ ー ル ン | そ の 他      | 借 方 合 計     |
|------------|-----------|---------|------------|---------|------------|-------------|
| 証 書 貸 付    | 当 座 貸 越   | 割 引 手 形 | 計          |         |            |             |
| 15,992,028 | 2,003,199 | 1,726   | 18,178,601 | 43,092  | 9,431,161  | 102,523,675 |
| 16,475,278 | 1,857,605 | 1,525   | 18,533,255 | 373,220 | 12,954,571 | 99,099,676  |
| 16,845,332 | 1,868,740 | 1,409   | 18,904,699 | 158,055 | 12,417,585 | 99,671,251  |
| 17,278,332 | 1,901,123 | 1,350   | 19,260,623 | 792,324 | 12,811,319 | 102,396,185 |
| 18,181,370 | 1,732,885 | 1,625   | 20,002,208 | 178,442 | 12,456,264 | 99,618,125  |
| 19,065,313 | 2,059,488 | 1,344   | 21,219,769 | 41,540  | 12,666,366 | 98,908,443  |
| 16,749,447 | 1,215,902 | 2,336   | 18,136,480 | 403,384 | 6,021,359  | 98,447,392  |

# 合 連 合 会 主 要 勘 定

(単位 百万円)

| 現 金    | 借          |            | 方      |           |            |           |                   |
|--------|------------|------------|--------|-----------|------------|-----------|-------------------|
|        | 預 け 金      |            | コールローン | 金銭の信託     | 有 価 証 券    | 貸 出 金     |                   |
|        | 計          | う ち 系 統    |        |           |            | 計         | う ち 金 融 機 関 貸 付 金 |
| 78,712 | 44,366,865 | 44,310,222 | 70,000 | 1,239,869 | 19,351,403 | 8,349,971 | 1,903,021         |
| 80,898 | 43,956,094 | 43,899,189 | 68,000 | 1,250,214 | 19,587,317 | 8,410,417 | 1,906,316         |
| 77,881 | 44,050,402 | 43,992,317 | 58,000 | 1,252,625 | 19,961,353 | 8,462,386 | 1,904,527         |
| 78,446 | 43,743,444 | 43,685,870 | 30,000 | 1,244,821 | 19,852,753 | 8,411,734 | 1,920,974         |
| 72,745 | 43,804,516 | 43,750,199 | 55,000 | 1,272,805 | 20,049,333 | 8,517,710 | 1,909,003         |
| 80,107 | 43,804,480 | 43,745,744 | 55,000 | 1,297,784 | 20,068,002 | 8,531,712 | 1,935,579         |
| 75,782 | 44,149,619 | 44,100,434 | 65,000 | 1,175,322 | 19,280,251 | 8,022,582 | 1,827,491         |

# 合 主 要 勘 定

(単位 百万円)

| 借 方     |            |            |            |           |            |                   | 報 告<br>組 合 数 |
|---------|------------|------------|------------|-----------|------------|-------------------|--------------|
| 現 金     | 預 け 金      |            | 有価証券・金銭の信託 |           | 貸 出 金      |                   |              |
|         | 計          | う ち 系 統    | 計          | う ち 国 債   | 計          | う ち 公 庫<br>(農)貸付金 |              |
| 422,506 | 79,334,458 | 79,111,525 | 4,180,777  | 1,547,514 | 22,093,999 | 144,482           | 585          |
| 458,111 | 80,711,143 | 80,499,994 | 4,311,034  | 1,652,863 | 22,095,573 | 143,678           | 585          |
| 461,347 | 80,513,256 | 80,308,410 | 4,394,535  | 1,690,352 | 22,117,341 | 143,378           | 585          |
| 453,275 | 80,968,291 | 80,758,762 | 4,496,641  | 1,766,319 | 22,149,504 | 143,821           | 585          |
| 450,275 | 80,592,565 | 80,381,199 | 4,486,427  | 1,749,976 | 22,149,762 | 142,465           | 584          |
| 435,135 | 81,014,229 | 80,789,882 | 4,570,655  | 1,776,328 | 22,205,054 | 141,529           | 584          |
| 440,680 | 79,789,131 | 79,584,414 | 3,895,022  | 1,381,729 | 21,972,444 | 153,956           | 609          |

## 7. 信用漁業協同組合連合会主要勘定

(単位 百万円)

| 年 月 末    | 貸 方       |           |        |        | 借 方    |           |           |         |         |
|----------|-----------|-----------|--------|--------|--------|-----------|-----------|---------|---------|
|          | 貯 金       |           | 借 用 金  | 出 資 金  | 現 金    | 預 け 金     |           | 有 価 証 券 | 貸 出 金   |
|          | 計         | うち定期性     |        |        |        | 計         | うち系統      |         |         |
| 2020. 8  | 2,404,347 | 1,658,866 | 52,465 | 54,355 | 18,222 | 1,923,050 | 1,904,802 | 78,851  | 458,276 |
| 9        | 2,408,687 | 1,658,912 | 61,065 | 54,356 | 18,081 | 1,940,229 | 1,922,028 | 77,629  | 458,740 |
| 10       | 2,411,295 | 1,656,118 | 61,065 | 54,491 | 17,777 | 1,941,203 | 1,924,037 | 79,501  | 459,752 |
| 11       | 2,398,520 | 1,648,803 | 61,065 | 54,491 | 19,313 | 1,921,288 | 1,902,052 | 80,298  | 458,770 |
| 2019. 11 | 2,405,923 | 1,713,388 | 41,666 | 54,109 | 18,691 | 1,921,988 | 1,904,042 | 80,669  | 449,005 |

(注) 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。

## 8. 漁業協同組合主要勘定

(単位 百万円)

| 年 月 末    | 貸 方     |         |        |               |            | 借 方   |         |         |            |         |               | 報 告<br>組合数 |
|----------|---------|---------|--------|---------------|------------|-------|---------|---------|------------|---------|---------------|------------|
|          | 貯 金     |         | 借 入 金  |               | 払込済<br>出資金 | 現 金   | 預 け 金   |         | 有 価<br>証 券 | 貸 出 金   |               |            |
|          | 計       | うち定期性   | 計      | うち信用<br>借 入 金 |            |       | 計       | うち系統    |            | 計       | うち公庫<br>(農)資金 |            |
| 2020 . 6 | 754,226 | 410,017 | 78,756 | 54,274        | 98,920     | 6,162 | 746,550 | 739,049 | -          | 136,918 | 4,459         | 75         |
| 7        | 755,207 | 409,307 | 78,333 | 54,062        | 99,017     | 5,833 | 747,977 | 740,621 | -          | 136,248 | 4,396         | 75         |
| 8        | 751,599 | 406,205 | 83,074 | 58,047        | 99,047     | 5,448 | 752,203 | 744,654 | -          | 136,080 | 4,362         | 75         |
| 9        | 761,328 | 411,160 | 83,926 | 58,297        | 99,097     | 6,565 | 762,010 | 753,867 | -          | 137,064 | 4,249         | 75         |
| 2019 . 9 | 763,380 | 417,782 | 83,152 | 57,854        | 98,911     | 5,916 | 764,959 | 756,982 | -          | 140,601 | 5,148         | 75         |

(注) 1 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。  
2 借入金計は信用借入金・経済借入金。  
3 貸出金計は信用貸出金。

## 9. 金融機関別預貯金残高

(単位 億円、%)

|          |           | 農 協       | 信 農 連     | 都市銀行      | 地方銀行      | 第二地方銀行    | 信用金庫      | 信用組合      |         |
|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|---------|
| 残高       | 2017. 3   | 984,244   | 622,288   | 3,433,657 | 2,543,180 | 657,873   | 1,379,128 | 199,392   |         |
|          | 2018. 3   | 1,013,060 | 648,140   | 3,593,112 | 2,620,107 | 668,302   | 1,409,772 | 203,399   |         |
|          | 2019. 3   | 1,032,245 | 664,436   | 3,755,950 | 2,681,866 | 655,093   | 1,434,772 | 207,220   |         |
|          | 2019. 11  | 1,049,079 | 674,621   | 3,814,351 | 2,732,002 | 618,868   | 1,453,681 | 211,248   |         |
|          |           | 12        | 1,055,093 | 677,814   | 3,753,587 | 2,758,676 | 623,946   | 1,465,868 | 213,244 |
|          |           | 2020. 1   | 1,047,745 | 672,692   | 3,808,503 | 2,731,782 | 616,518   | 1,452,520 | 212,091 |
|          | 2         | 1,049,433 | 674,094   | 3,809,838 | 2,751,312 | 621,150   | 1,459,611 | 212,742   |         |
|          | 3         | 1,041,148 | 667,436   | 3,929,329 | 2,777,707 | 624,155   | 1,452,678 | 211,724   |         |
|          | 4         | 1,046,538 | 671,724   | 4,056,999 | 2,806,135 | 632,456   | 1,471,542 | 213,113   |         |
|          | 5         | 1,049,083 | 671,657   | 4,185,090 | 2,894,289 | 644,966   | 1,485,795 | 214,029   |         |
|          | 6         | 1,063,736 | 683,100   | 4,152,902 | 2,932,022 | 655,122   | 1,522,349 | 219,106   |         |
|          | 7         | 1,063,533 | 682,867   | 4,136,708 | 2,917,676 | 658,934   | 1,536,384 | 220,474   |         |
|          | 8         | 1,068,989 | 687,476   | 4,147,217 | 2,938,073 | 664,227   | 1,551,624 | 222,208   |         |
|          | 9         | 1,065,518 | 683,718   | 4,167,414 | 2,934,785 | * 665,912 | 1,556,379 | 223,380   |         |
|          | 10        | 1,072,664 | 686,937   | 4,142,070 | 2,953,071 | 670,519   | 1,562,778 | 224,208   |         |
| 11 P     | 1,069,668 | 686,695   | 4,216,440 | 2,965,137 | 668,774   | 1,564,445 | …         |           |         |
| 前年同月比増減率 | 2017. 3   | 2.6       | 4.2       | 6.1       | 2.4       | 2.4       | 2.3       | 1.9       |         |
|          | 2018. 3   | 2.9       | 4.2       | 4.6       | 3.0       | 1.6       | 2.2       | 2.0       |         |
|          | 2019. 3   | 1.9       | 2.5       | 4.5       | 2.4       | △2.0      | 1.8       | 1.9       |         |
|          | 2019. 11  | 1.0       | 1.2       | 3.0       | 4.1       | △4.7      | 1.6       | 2.6       |         |
|          |           | 12        | 0.8       | 0.4       | 2.6       | 4.0       | △4.9      | 1.4       | 2.6     |
|          |           | 2020. 1   | 0.7       | 0.4       | 3.4       | 4.0       | △4.8      | 1.3       | 2.6     |
|          | 2         | 0.8       | 0.7       | 3.7       | 4.5       | △4.3      | 1.5       | 2.7       |         |
|          | 3         | 0.9       | 0.5       | 4.6       | 3.6       | △4.7      | 1.2       | 2.2       |         |
|          | 4         | 0.9       | 0.7       | 7.4       | 2.7       | 2.3       | 1.7       | 2.3       |         |
|          | 5         | 1.4       | 0.9       | 10.2      | 6.4       | 5.3       | 3.4       | 3.2       |         |
|          | 6         | 1.4       | 0.8       | 11.9      | 6.7       | 5.5       | 4.6       | 4.2       |         |
|          | 7         | 1.7       | 1.1       | 10.4      | 7.4       | 7.0       | 6.1       | 5.1       |         |
|          | 8         | 1.9       | 1.3       | 11.4      | 7.6       | 7.2       | 6.8       | 5.2       |         |
|          | 9         | 2.1       | 1.4       | 10.6      | 8.1       | * 7.8     | 6.9       | 5.5       |         |
|          | 10        | 2.2       | 1.7       | 9.2       | 8.9       | 8.8       | 7.5       | 6.1       |         |
| 11 P     | 2.0       | 1.8       | 10.5      | 8.5       | 8.1       | 7.6       | …         |           |         |

(注) 1 農協、信農連は農林中央金庫、信用金庫は信金中央金庫調べ、信用組合は全国信用組合中央協会、その他は日銀資料（ホームページ等）による。

2 都銀、地銀、第二地銀および信金には、オフショア勘定を含む。

3 農協には譲渡性貯金を含む（農協以外の金融機関は含まない）。

4 ゆうちょ銀行の貯金残高は、月次数値の公表が行われなくなったため、掲載をとりやめた。

5 合併に伴い、第二地方銀行の残高が、地方銀行に繰り入れられたことによる計数の影響がある。

## 10. 金融機関別貸出金残高

(単位 億円、%)

|          |           | 農 協      | 信 農 連       | 都市銀行        | 地方銀行        | 第二地方銀行     | 信用金庫     | 信用組合     |  |
|----------|-----------|----------|-------------|-------------|-------------|------------|----------|----------|--|
| 残高       | 2017 . 3  | 203 ,821 | 52 ,646     | 1 ,846 ,555 | 1 ,918 ,890 | 502 ,652   | 691 ,675 | 106 ,382 |  |
|          | 2018 . 3  | 204 ,568 | 55 ,875     | 1 ,816 ,884 | 1 ,996 ,811 | 519 ,071   | 709 ,635 | 110 ,695 |  |
|          | 2019 . 3  | 207 ,386 | 59 ,768     | 1 ,934 ,688 | 2 ,082 ,899 | 517 ,558   | 719 ,838 | 114 ,920 |  |
|          |           |          |             |             |             |            |          |          |  |
|          | 2019 . 11 | 210 ,402 | 61 ,951     | 1 ,922 ,989 | 2 ,161 ,841 | 480 ,961   | 718 ,865 | 116 ,43  |  |
|          | 12        | 209 ,622 | 62 ,625     | 1 ,935 ,829 | 2 ,174 ,482 | 486 ,120   | 724 ,668 | 117 ,386 |  |
|          | 2020 . 1  | 209 ,348 | 62 ,648     | 1 ,933 ,960 | 2 ,175 ,844 | 484 ,423   | 719 ,056 | 117 ,016 |  |
|          | 2         | 209 ,942 | 62 ,723     | 1 ,933 ,070 | 2 ,180 ,347 | 486 ,002   | 720 ,874 | 117 ,412 |  |
|          | 3         | 211 ,038 | 63 ,300     | 1 ,967 ,169 | 2 ,192 ,275 | 489 ,890   | 726 ,752 | 118 ,549 |  |
|          | 4         | 210 ,979 | 63 ,257     | 2 ,037 ,198 | 2 ,206 ,143 | 491 ,428   | 728 ,510 | 118 ,466 |  |
|          | 5         | 212 ,392 | 63 ,958     | 2 ,095 ,619 | 2 ,233 ,805 | 498 ,099   | 739 ,405 | 119 ,827 |  |
|          | 6         | 212 ,504 | 64 ,470     | 2 ,116 ,856 | 2 ,247 ,265 | 505 ,262   | 751 ,340 | 121 ,093 |  |
|          | 7         | 213 ,166 | 65 ,041     | 2 ,099 ,520 | 2 ,261 ,937 | 510 ,189   | 761 ,914 | 122 ,212 |  |
|          | 8         | 213 ,447 | 65 ,579     | 2 ,089 ,024 | 2 ,266 ,683 | 511 ,058   | 767 ,191 | 122 ,949 |  |
|          | 9         | 213 ,482 | 64 ,908     | 2 ,083 ,423 | 2 ,268 ,279 | * 511 ,950 | 773 ,323 | 123 ,734 |  |
| 10       | 214 ,012  | 66 ,087  | 2 ,071 ,053 | 2 ,274 ,724 | 513 ,514    | 775 ,669   | 123 ,998 |          |  |
| 11 P     | 215 ,238  | 65 ,961  | 2 ,087 ,200 | 2 ,271 ,071 | 514 ,894    | 775 ,057   | …        |          |  |
| 前年同月比増減率 | 2017 . 3  | △1.2     | 2.3         | △0.4        | 3.9         | 3.2        | 2.7      | 3.4      |  |
|          | 2018 . 3  | 0.4      | 6.1         | △1.6        | 4.1         | 3.3        | 2.6      | 4.1      |  |
|          | 2019 . 3  | 1.4      | 7.0         | 6.5         | 4.3         | △0.3       | 1.4      | 3.8      |  |
|          |           |          |             |             |             |            |          |          |  |
|          | 2019 . 11 | 2.2      | 5.9         | 1.0         | 5.3         | △5.3       | 1.3      | 3.2      |  |
|          | 12        | 2.0      | 6.1         | 0.5         | 5.2         | △5.3       | 1.0      | 3.0      |  |
|          | 2020 . 1  | 1.9      | 5.9         | 1.5         | 5.4         | △5.1       | 0.9      | 3.2      |  |
|          | 2         | 2.0      | 5.9         | 1.7         | 5.5         | △5.0       | 1.3      | 3.3      |  |
|          | 3         | 1.8      | 5.9         | 1.7         | 5.3         | △5.3       | 1.0      | 3.2      |  |
|          | 4         | 1.9      | 6.9         | 5.1         | 3.9         | 3.5        | 1.9      | 3.4      |  |
|          | 5         | 1.9      | 8.4         | 9.2         | 5.1         | 5.1        | 3.9      | 4.7      |  |
|          | 6         | 1.7      | 8.9         | 9.9         | 5.3         | 6.0        | 5.1      | 5.5      |  |
|          | 7         | 1.8      | 9.0         | 9.5         | 5.7         | 7.1        | 6.8      | 6.4      |  |
|          | 8         | 1.7      | 8.4         | 9.3         | 5.6         | 7.0        | 7.2      | 6.5      |  |
|          | 9         | 1.7      | 7.1         | 8.1         | 5.4         | * 6.8      | 7.4      | 6.5      |  |
| 10       | 1.9       | 7.2      | 8.1         | 5.6         | 7.4         | 8.2        | 6.9      |          |  |
| 11 P     | 2.3       | 6.5      | 8.5         | 5.1         | 7.1         | 7.8        | …        |          |  |

(注) 1 表9(注)に同じ。  
2 貸出金には金融機関貸付金を含まない。また農協は共済貸付金・公庫貸付金を含まない。  
3 ゆうちょ銀行の貸出金残高は、月次数値の公表が行われなくなったため、掲載をとりやめた。  
4 合併に伴い、第二地方銀行の残高が、地方銀行に繰り入れられたことによる計数の影響がある。



# 11. 信用農業協同組合連合会都道府県別主要勘定残高

2020年9月末現在

(単位 百万円)

| 都 府 県 道 別     | 貯 金        | 出 資 金     | 預 け 金      | うち<br>系統預け金 | 有 価 証 券    | 貸 出 金     |
|---------------|------------|-----------|------------|-------------|------------|-----------|
| 北海道           | 3,016,390  | 96,273    | 1,953,511  | 1,945,009   | 755,242    | 742,450   |
| 北 岩           | 817,251    | 23,464    | 528,272    | 528,021     | 176,534    | 157,161   |
| 茨 城           | 1,499,631  | 31,499    | 896,817    | 895,774     | 479,659    | 231,891   |
| 埼 玉           | 3,248,339  | 165,627   | 2,181,159  | 2,179,586   | 737,939    | 406,425   |
| 東 京           | 2,795,475  | 131,338   | 1,573,787  | 1,573,760   | 1,050,744  | 344,882   |
| 神 奈 川         | 4,658,892  | 203,679   | 3,045,389  | 3,045,064   | 1,610,581  | 624,228   |
| 山 梨           | 619,035    | 21,179    | 395,058    | 393,830     | 151,358    | 70,723    |
| 長 野           | 2,823,026  | 102,529   | 1,412,213  | 1,411,754   | 1,119,179  | 360,113   |
| 新 潟           | 1,828,211  | 56,296    | 1,101,759  | 1,101,747   | 515,984    | 258,011   |
| 石 川           | 1,048,530  | 33,047    | 780,370    | 780,358     | 186,265    | 138,595   |
| 福 井           | 822,766    | 23,372    | 601,614    | 601,575     | 191,404    | 84,471    |
| 岐 阜           | 2,679,309  | 94,118    | 1,870,948  | 1,870,592   | 737,832    | 247,109   |
| 静 岡           | 4,072,658  | 161,303   | 3,081,284  | 3,081,091   | 711,223    | 479,292   |
| 愛 知           | 8,079,816  | 220,402   | 4,652,605  | 4,652,538   | 2,937,367  | 532,807   |
| 三 重           | 2,033,817  | 68,752    | 1,156,526  | 1,155,561   | 806,310    | 254,706   |
| 滋 賀           | 1,429,300  | 40,771    | 1,042,144  | 1,015,572   | 358,808    | 134,394   |
| 京 都           | 1,266,317  | 41,997    | 995,915    | 985,791     | 215,404    | 124,322   |
| 大 阪           | 4,452,092  | 140,690   | 2,852,454  | 2,852,421   | 1,021,192  | 765,277   |
| 兵 庫           | 5,404,877  | 215,021   | 3,164,353  | 3,163,945   | 1,755,481  | 1,083,240 |
| 和 歌 山         | 1,495,095  | 57,883    | 1,116,787  | 1,116,775   | 236,736    | 141,334   |
| 鳥 取           | 410,111    | 8,466     | 310,850    | 310,109     | 77,194     | 32,092    |
| 広 島           | 2,420,733  | 80,200    | 1,725,523  | 1,725,325   | 658,321    | 83,239    |
| 山 口           | 934,827    | 35,542    | 655,112    | 655,075     | 230,210    | 103,414   |
| 徳 島           | 802,559    | 32,546    | 543,546    | 543,230     | 247,687    | 36,911    |
| 香 川           | 1,726,104  | 28,418    | 828,309    | 828,106     | 858,631    | 43,475    |
| 愛 媛           | 1,638,481  | 43,010    | 1,040,614  | 1,039,328   | 556,438    | 92,621    |
| 高 知           | 888,599    | 24,880    | 604,842    | 604,839     | 166,660    | 107,758   |
| 福 岡           | 2,268,895  | 46,173    | 1,512,118  | 1,511,912   | 638,734    | 227,917   |
| 佐 賀           | 762,435    | 28,129    | 503,897    | 503,728     | 158,471    | 130,957   |
| 大 分           | 497,628    | 15,510    | 303,249    | 303,102     | 135,699    | 56,605    |
| 宮 崎           | 666,735    | 25,181    | 417,361    | 417,291     | 159,493    | 125,867   |
| 鹿 児 島         | 1,263,909  | 39,662    | 895,058    | 893,061     | 209,973    | 189,447   |
| 合 計           | 68,371,843 | 2,336,957 | 43,743,444 | 43,685,870  | 19,852,753 | 8,411,734 |
| 一連合会当<br>たり平均 | 2,136,620  | 73,030    | 1,366,983  | 1,365,183   | 620,399    | 262,867   |

(注) 表示および記載されていない県は信用事業譲渡等により、報告から除外  
(奈良、島根、沖縄は県農協、それ以外は農林中金へ統合)。

## 12. 農業協同組合都道府県別主要勘定残高

2020年9月末現在

(単位 百万円)

| 都 道 府 県 別              | 貯 金          | 借 入 金     | 預 け 金        | うち<br>系統預け金  | 有価証券<br>金銭の信託 | 貸 出 金       | 報 告<br>組 合 数 |
|------------------------|--------------|-----------|--------------|--------------|---------------|-------------|--------------|
| (北 海 道)                | (3,609,358)  | (151,894) | (2,816,421)  | (2,803,360)  | (11,160)      | (861,985)   | (106)        |
| 青 森                    | 584,442      | 4,344     | 392,340      | 391,439      | 16,891        | 124,950     | 10           |
| 岩 手                    | 1,095,554    | 12,033    | 787,512      | 783,830      | 66,793        | 224,142     | 7            |
| 宮 城                    | 1,301,325    | 16,746    | 849,995      | 846,164      | 60,566        | 363,306     | 10           |
| 秋 田                    | 872,157      | 4,430     | 563,377      | 561,570      | 46,241        | 192,162     | 13           |
| 山 形                    | 1,079,910    | 1,150     | 691,833      | 689,315      | 50,641        | 281,162     | 15           |
| 福 島                    | 1,933,848    | 16,710    | 1,392,474    | 1,391,424    | 41,828        | 466,526     | 5            |
| (東 北 計)                | (6,867,236)  | (55,413)  | (4,677,531)  | (4,663,742)  | (282,960)     | (1,652,248) | (60)         |
| 茨 城                    | 1,893,800    | 13,192    | 1,446,534    | 1,440,029    | 103,050       | 339,590     | 17           |
| 栃 木                    | 1,761,165    | 8,471     | 1,295,338    | 1,292,147    | 132,675       | 311,322     | 10           |
| 群 馬                    | 1,658,161    | 1,767     | 1,322,774    | 1,319,079    | 31,890        | 282,444     | 15           |
| (北 関 東 計)              | (5,313,126)  | (23,430)  | (4,064,646)  | (4,051,255)  | (267,615)     | (933,356)   | (42)         |
| 埼 玉                    | 4,489,555    | 372       | 3,180,243    | 3,167,148    | 220,303       | 1,136,888   | 15           |
| 千 葉                    | 2,837,438    | 2,788     | 1,971,555    | 1,969,909    | 114,823       | 746,218     | 17           |
| 東 京                    | 3,897,829    | 78,100    | 2,759,780    | 2,751,478    | 232,395       | 1,100,864   | 14           |
| 神 奈 川                  | 6,795,607    | 158,698   | 4,616,295    | 4,596,060    | 477,469       | 2,021,422   | 12           |
| (南 関 東 計)              | (18,020,429) | (239,958) | (12,527,873) | (12,484,595) | (1,044,990)   | (5,005,392) | (58)         |
| 山 梨                    | 788,479      | 106       | 599,045      | 597,079      | 34,213        | 137,025     | 8            |
| 長 野                    | 3,308,430    | 7,751     | 2,600,115    | 2,598,927    | 60,398        | 637,921     | 16           |
| (東 山 計)                | (4,096,909)  | (7,857)   | (3,199,160)  | (3,196,006)  | (94,611)      | (774,946)   | (24)         |
| 新 潟                    | 2,373,814    | 6,458     | 1,769,760    | 1,768,522    | 87,884        | 487,758     | 23           |
| 富 山                    | 1,459,047    | 736       | 1,182,858    | 1,181,964    | 42,526        | 194,071     | 15           |
| 石 川                    | 1,355,267    | 1,185     | 1,034,408    | 1,031,066    | 52,496        | 309,317     | 16           |
| 福 井                    | 978,065      | 1,917     | 807,946      | 804,736      | 3,801         | 148,691     | 2            |
| (北 陸 計)                | (6,166,193)  | (10,296)  | (4,794,972)  | (4,786,288)  | (186,707)     | (1,139,837) | (56)         |
| 岐 阜                    | 3,392,897    | 306       | 2,623,473    | 2,622,172    | 215,752       | 614,935     | 7            |
| 静 岡                    | 5,556,210    | 5,617     | 4,032,622    | 4,014,840    | 348,922       | 1,240,686   | 17           |
| 愛 知                    | 9,530,332    | 70,107    | 7,940,242    | 7,939,674    | 354,289       | 1,665,302   | 20           |
| 三 重                    | 2,674,115    | 513       | 2,001,680    | 1,990,315    | 245,144       | 434,674     | 9            |
| (東 海 計)                | (21,153,554) | (76,543)  | (16,598,017) | (16,567,001) | (1,164,107)   | (3,955,597) | (53)         |
| 滋 賀                    | 1,764,436    | 144       | 1,408,960    | 1,408,807    | 131,285       | 233,835     | 16           |
| 京 都                    | 1,470,073    | 22,691    | 1,242,282    | 1,240,159    | 42,210        | 225,547     | 5            |
| 大 阪                    | 5,068,202    | 38,364    | 4,338,693    | 4,327,662    | 168,784       | 620,164     | 14           |
| 兵 庫                    | 6,231,946    | 551       | 4,999,506    | 4,999,197    | 65,365        | 1,194,282   | 14           |
| 奈 良                    | 1,473,626    | 164       | 964,899      | 952,798      | 167,820       | 341,460     | 1            |
| 和 歌 山                  | 1,750,900    | 830       | 1,445,082    | 1,443,015    | 44,135        | 222,018     | 8            |
| (近 畿 計)                | (17,759,183) | (62,744)  | (14,399,422) | (14,371,638) | (619,599)     | (2,837,306) | (58)         |
| 鳥 取                    | 537,582      | 6,907     | 401,639      | 401,446      | 13,514        | 99,639      | 3            |
| 島 根                    | 993,898      | 1,688     | 537,804      | 536,932      | 153,380       | 283,029     | 1            |
| (山 陰 計)                | (1,531,480)  | (8,595)   | (939,443)    | (938,378)    | (166,894)     | (382,668)   | (4)          |
| 岡 山                    | 1,901,796    | 4,218     | 1,369,298    | 1,353,935    | 72,009        | 448,456     | 2            |
| 広 島                    | 3,009,835    | 360       | 2,395,996    | 2,395,650    | 55,393        | 557,040     | 13           |
| 山 口                    | 1,241,667    | 474       | 907,689      | 905,363      | 49,513        | 279,659     | 1            |
| (山 陽 計)                | (6,153,298)  | (5,052)   | (4,672,983)  | (4,654,948)  | (176,915)     | (1,285,155) | (16)         |
| 徳 島                    | 941,385      | 3,947     | 791,041      | 786,695      | 28,174        | 110,798     | 15           |
| 香 川                    | 1,899,747    | 1,999     | 1,713,522    | 1,713,052    | -             | 201,028     | 1            |
| 愛 媛                    | 2,054,847    | 2,076     | 1,618,366    | 1,618,219    | 74,434        | 341,781     | 12           |
| 高 知                    | 985,007      | 187       | 834,516      | 832,772      | 34,210        | 108,942     | 3            |
| (四 国 計)                | (5,880,986)  | (8,209)   | (4,957,445)  | (4,950,738)  | (136,818)     | (762,549)   | (31)         |
| 福 岡                    | 3,112,090    | 3,837     | 2,246,671    | 2,239,635    | 68,240        | 839,838     | 20           |
| 佐 賀                    | 1,027,701    | 24,652    | 693,574      | 691,891      | 72,132        | 254,902     | 4            |
| 長 崎                    | 728,979      | 1,160     | 498,749      | 497,300      | 14,515        | 181,543     | 7            |
| 熊 本                    | 1,194,106    | 26,016    | 797,179      | 789,880      | 45,277        | 322,391     | 13           |
| 大 分                    | 694,683      | 1,791     | 479,067      | 478,895      | 7,586         | 189,012     | 5            |
| (北九州計)                 | (6,757,559)  | (57,456)  | (4,715,240)  | (4,697,601)  | (207,750)     | (1,787,686) | (49)         |
| 宮 崎                    | 870,389      | 15,619    | 585,594      | 576,374      | 47,798        | 218,901     | 13           |
| 鹿 児 島                  | 1,466,404    | 2,268     | 1,116,771    | 1,112,731    | 7,598         | 281,326     | 13           |
| (南九州計)                 | (2,336,793)  | (17,887)  | (1,702,365)  | (1,689,105)  | (55,396)      | (500,227)   | (26)         |
| (沖 縄)                  | (905,718)    | (1,386)   | (527,047)    | (526,544)    | (70,905)      | (270,810)   | (1)          |
| 合 計                    | 106,551,822  | 726,720   | 80,592,565   | 80,381,199   | 4,486,427     | 22,149,762  | 584          |
| 一組合当たり平均<br>(単 位 千 円 ) | 182,451,750  | 1,244,384 | 138,000,967  | 137,639,039  | 7,682,238     | 37,927,675  | -            |

### 13. 信用漁業協同組合連合会都道府県別主要勘定残高

2020年9月末現在

(単位 百万円)

| 都府  | 県 | 道別 | 貯金        | 出資金    | 預け金       | うち<br>系統預け金 | 貸出金     |
|-----|---|----|-----------|--------|-----------|-------------|---------|
| 北海道 |   |    | 647,227   | 10,441 | 524,283   | 523,496     | 116,767 |
| 青森  |   |    | 59,959    | 1,767  | 48,274    | 47,795      | 8,031   |
| 岩手  |   |    | 134,811   | 3,102  | 117,420   | 115,974     | 17,792  |
| 福島  |   |    | 25,088    | 861    | 21,838    | 21,691      | 3,302   |
| 茨城  |   |    | 27,893    | 701    | 23,488    | 23,322      | 4,125   |
| 千葉県 |   |    | 60,600    | 2,315  | 49,053    | 48,091      | 7,335   |
| 東京都 |   |    | 10,777    | 177    | 9,904     | 9,882       | 952     |
| 新潟  |   |    | 25,582    | 874    | 20,958    | 20,830      | 3,147   |
| 富山  |   |    | 33,095    | 567    | 30,278    | 30,051      | 2,676   |
| 石川  |   |    | 46,712    | 1,239  | 38,093    | 37,524      | 6,823   |
| 福井  |   |    | 38,809    | 997    | 30,536    | 29,863      | 7,338   |
| 静岡県 |   |    | 108,848   | 4,539  | 87,304    | 87,193      | 24,906  |
| 愛知県 |   |    | 85,165    | 2,134  | 69,090    | 66,297      | 12,547  |
| 三重  |   |    | 112,018   | 3,431  | 93,163    | 92,955      | 20,876  |
| 京都  |   |    | 43,758    | 666    | 36,256    | 35,792      | 6,598   |
| なご  |   |    | 140,092   | 2,772  | 116,410   | 113,648     | 25,585  |
| 鳥取  |   |    | 28,186    | 806    | 24,083    | 23,820      | 3,846   |
| 広島  |   |    | 109,046   | 1,223  | 76,506    | 74,704      | 23,920  |
| 徳島  |   |    | 30,105    | 506    | 27,777    | 27,419      | 2,165   |
| 香川  |   |    | 51,175    | 3,104  | 45,355    | 45,267      | 7,151   |
| 愛媛  |   |    | 91,341    | 1,553  | 60,850    | 59,559      | 32,213  |
| 高知  |   |    | 37,531    | 1,905  | 25,238    | 25,061      | 12,628  |
| 福岡  |   |    | 62,081    | 659    | 57,520    | 56,966      | 5,700   |
| 佐賀  |   |    | 111,362   | 1,312  | 77,734    | 77,677      | 32,913  |
| 長崎  |   |    | 130,024   | 2,060  | 111,893   | 111,796     | 22,133  |
| 宮崎  |   |    | 40,844    | 991    | 32,998    | 32,962      | 9,813   |
| 鹿児島 |   |    | 69,768    | 3,157  | 43,825    | 42,589      | 29,484  |
| 沖縄  |   |    | 46,790    | 497    | 40,102    | 39,804      | 7,974   |
| 合   | 計 |    | 2,408,687 | 54,356 | 1,940,229 | 1,922,028   | 458,740 |

(注) 表示および記載されていない県は信用事業譲渡等により、報告から除外。

## 14. 漁業協同組合都道府県別主要勘定残高

2020年9月末現在

(単位 百万円)

| 都府県別 | 貯 金     | 借 入 金  | 払 込 済 金 | 預 け 金   | うち<br>系統預け金 | 信用貸出金   | 報 告 数 |
|------|---------|--------|---------|---------|-------------|---------|-------|
| 北海道  | 540,583 | 82,001 | 85,089  | 585,686 | 582,053     | 102,246 | 68    |
| 宮 城  | 75,998  | 490    | 3,805   | 62,575  | 61,418      | 12,066  | 1     |
| 山 形  | 4,895   | -      | 571     | 3,475   | 3,361       | 597     | 1     |
| 福 島  | 7,936   | 930    | 603     | 10,361  | 9,621       | -       | 1     |
| 島 根  | 40,827  | 315    | 2,982   | 35,211  | 34,985      | 4,088   | 1     |
| 山 口  | 59,356  | -      | 3,887   | 42,597  | 41,907      | 11,504  | 1     |
| 熊 本  | 6,642   | 190    | 631     | 5,092   | 4,299       | 1,118   | 1     |
| 大 分  | 25,091  | -      | 1,529   | 17,013  | 16,223      | 5,445   | 1     |
| 合 計  | 761,328 | 83,926 | 99,097  | 762,010 | 753,867     | 137,064 | 75    |

(注) 表示および記載されていない県は信用事業譲渡等により、報告から除外。

## ホームページ「東日本大震災アーカイブズ(現在進行形)」閉鎖のお知らせ

農中総研では、全中・全漁連・全森連と連携し、東日本大震災からの復旧・復興に農林漁業協同組合（農協・漁協・森林組合）が各地域においてどのように取り組んでいるかの情報をデータベース化し、2012年3月より、ホームページ「農林漁業協同組合の復興への取り組み記録～東日本大震災アーカイブズ（現在進行形）～」で公開してまいりました。

発災後10年を迎え、この取り組みを風化させないため、関係団体と協議のうえ、上記ホームページに掲載した全国から提供いただいた情報を国立国会図書館へ寄贈することとし、ホームページは、2020年11月30日をもって閉鎖いたしました。

国立国会図書館との間では、寄贈先ホームページからのデータ資料内容が閲覧可能となるよう、現在調整を行っておりますことを併せてご案内申し上げます。

（株）農林中金総合研究所

<寄贈先：国立国会図書館ホームページ>

国立国会図書館  
インターネット資料収集保存事業  
(WARP)  
[URL: <https://warp.da.ndl.go.jp/>]



★

国立国会図書館  
東日本大震災アーカイブ（ひなぎく）  
[URL: <https://kn.ndl.go.jp/>]



※

- ★検索手順：①（WARP）HPから「詳細検索」ボタンを押下し、詳細検索ページを開きます。  
②詳細検索ページの「ページURL」欄に「<http://www.quake-coop-japan.org/>」を入力して検索ボタンを押下します。  
③検索結果の画面が表示されたら「本文」タブの検索結果から、[保存日：2020/10/18-2020/10/18]を選択。  
→「東日本大震災アーカイブズ（現在進行形）」の画面が表示されます。
- ※検索手順：①（ひなぎく）HPから「詳細検索」タブを選択。  
②「詳細検索ページ」が開いたら「全ての提供元を表示」ボタンを押下。  
③ページ下部の「全て選択/解除」ボタンで一旦✓を外してから、提供元「農林漁業協同組合の復興への取り組み記録 東日本大震災アーカイブズ（農林中金総合研究所）」を選択のうえ、キーワードをいれて検索してください。  
→「（詳細情報を見る）」をクリックすると、テキスト情報が掲載されます。

本誌に対するご意見・ご感想をお寄せください。

送り先 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-11 農林中金総合研究所  
FAX 03-3351-1159  
Eメール [norinkinyu@nochuri.co.jp](mailto:norinkinyu@nochuri.co.jp)

本誌に掲載の論文、資料、データ等の無断転載を禁止いたします。





# 農 林 金 融

THE NORIN KINYU  
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2021年2月号第74巻第2号〈通巻900号〉2月1日発行

## 編 集

株式会社 農林中金総合研究所／〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-11 代表TEL 03-6362-7700

編集TEL 03-6362-7781 FAX 03-3351-1159

URL : <https://www.nochuri.co.jp/>

## 発 行

農林中央金庫／〒100-8420 東京都千代田区有楽町1-13-2

## 印刷所

永井印刷工業株式会社